

# 2025年度神奈川県 予算・施策に関する 要望書



2024年11月6日  
日本共産党神奈川県議会議員団



- 01 **≪1≫. 子育て支援を強め、「子育てするなら神奈川県」の実現を**
- (1) 子どもの権利条約に関連して 1) ~2)
  - (2) 子どもの貧困対策の推進について 1)
  - (3) 待機児童の解消に向けた認可保育所の整備について 1) ~2)
  - (4) 保育士の人材確保と処遇改善について 1) ~2)
  - 02 (5) 子どもの命と安全を守り行き届いた保育実現に向けた配置基準の見直しについて 1) ~5)
  - (6) 保育の無償化における保育の質の確保と副食費の負担軽減について 1) ~5)
  - (7) 学童保育の充実について 1) ~20)
  - 04 (8) 児童相談所の体制強化について 1) ~6)
  - (9) 一時保護所での子どもの学習権・意見表明権の保障と体制強化について 1) ~3)
  - (10) 養育困難な児童の生活の場の保障と自立に向けた支援について 1) ~3)
  - 05 (11) 障がいのある児童の権利の保障と障がい特性に沿った支援について 1) ~4)
- ≪2≫. 子どもの成長を育む豊かな教育と環境整備を**
- (1) 幼稚園等の充実について 1) ~3)
  - (2) 義務教育の充実について 1) ~14)
  - 07 (3) 高等学校教育の充実について 1) ~20)
  - 08 (4) 大学にかかる費用の軽減に向けて 1) ~3)
  - (5) 私学助成の充実について 1) ~4)
  - (6) 特別支援教育・インクルーシブ教育の充実について 1) ~9)
  - 09 (7) 通級指導教室の充実に向けて 1) ~2)
  - (8) 給食の充実と無償化の推進を 1) ~5)
  - 10 (9) 全国学力テストについて 1) ~2)
  - (10) 教科書採択の改善について 1) ~3)
  - 11 (11) 外国人学校への支援について 1) ~4)
  - (12) 夜間中学の拡充と夜間定時制高校について 1) ~3)
  - (13) 卒業式・入学式について 1) ~2)
  - (14) 自衛隊の体験学習について 1) ~2)
  - 12 (15) フリースクール等への補助について 1)
- ≪3≫. 医療・介護など社会保障と福祉の充実を**
- [1]. 安心できる医療提供体制の確立に向けて**
- (1) 病院の新設・増設と運営への支援について 1) ~3)
  - (2) 病床の確保・拡充について 1) ~4)
  - (3) 医師の確保と労働環境の改善について 1) ~5)
  - 13 (4) 看護師の確保と労働環境の改善について 1) ~5)
  - (5) 在宅医療提供体制の拡充に向けて 1) ~3)
  - (6) 障がい者や難病等に関わる医療の充実について 1) ~5)
  - 14 (7) 診療報酬について 1) ~6)
- [2]. 安心できる医療保険制度の確立に向けて**
- (1) 保険診療について 1)
  - (2) 国民健康保険について 1) ~18)
  - 16 (3) 後期高齢者医療制度について 1) ~7)
- [3]. 医療費助成制度や補助制度の拡充に向けて**
- (1) 県の3つの医療費助成制度全般について 1) ~2)
  - 17 (2) 小児医療費助成制度について 1) ~3)
  - (3) 重度障害者医療費助成制度について 1) ~2)
  - (4) 高齢者の医療費助成制度の創設について 1) ~2)
  - (5) 子どもや障がい者への福祉的助成の実施について 1) ~4)
  - (6) 妊婦健診への助成について 1) ~2)

- 18 [4]. 安心できる介護保険制度の確立に向けて
- (1) 介護給付費抑制策からの転換 1)
  - (2) 1号被保険者の介護保険料について 1)～5)
  - (3) 低所得者への利用料負担助成について 1)～4)
- 19 (4) 介護報酬に関して 1)～2)
- (5) 特別養護老人ホームや老人保健施設の整備について 1)～4)
  - (6) 自治体の新総合事業について 1)～3)
  - (7) 介護職の確保と処遇改善について 1)～3)
- 20 (8) その他介護保険制度全般に関して 1)～4)
- [5]. 高齢者福祉の充実に向けて 1)～5)
- [6]. 生活保護制度の改善と生活困窮者の救済に向けて
- (1) 生活保護基準引き下げ中止と生活保護世帯への国の支援強化について 1)～6)
- 21 (2) 生活保護制度の改善・充実について 1)～4)
- (3) 生活困窮者自立支援制度の充実と生活困窮者対策の強化について 1)～6)
- 22 (4) 生活困窮の年金受給者及び無年金者への施策について 1)～6)
- [7]. 障がい者福祉の充実に向けて
- (1) 障がい者の差別解消に向けて 1)～4)
- 23 (2) 障がい者への経済的支援の強化と障害福祉サービス従事者の確保と処遇改善について 1)～7)
- (3) 障がい者の日常生活や活動への支援強化に向けて 1)～15)
- 24 (4) 福祉施設等の整備及び利用促進に向けて 1)～6)
- 25 (5) 県立障がい者支援施設の役割と充実について 1)～9)
- 26 [8]. 未病関連事業予算について 1)～2)
- ≪4≫. 雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済の振興に向けて
- [1]. 雇用を増やし、働くものの権利を守る神奈川を
- (1) 労働者保護行政の強化について 1)～5)
  - (2) 企業への指導・啓発について 1)～3)
- 27 (3) 労働法の基本的知識の周知について 1)～2)
- (4) 職業技術校の拡充について 1)～2)
  - (5) 企業誘致のあり方について 1)
  - (6) 雇用の確保とディーセントワークの実現に向けて 1)～5)
  - (7) 労働時間の短縮と賃金引き上げに向けて 1)～2)
- 28 (8) 高齢者の労働環境改善に向けて 1)
- (9) 障がい者雇用の促進に向けて 1)～3)
  - (10) 外国人労働について 1)～5)
- 29 (11) 県発注の公共工事や委託業務の質の向上と従事する労働者の適正な賃金の確保に向けて 1)～3)
- [2]. 中小企業・小規模事業者の施策を推進し、地域経済の活性化を
- (1) 中小企業への支援強化に向けて 1)～2)
  - (2) 地域を支える小規模事業者の実態把握と政策への反映について 1)～2)
  - (3) 中小企業や小規模事業者への経営支援について 1)～4)
- 30 (4) 異業種連携活動事業への支援について 1)～2)
- (5) 地域経済の振興と仕事興しに向けて 1)～5)
  - (6) 大型店の出店から地域の商店街を守る施策について 1)～2)
- [3]. 食料主権と食の安全を保障し、持続可能な農林水産業の実現を
- (1) 食料自給率の向上について 1)～2)
- 31 (2) 都市農業振興のために 1)～8)
- (3) 農業基本政策について 1)～20)
- 33 (4) 畜産業の振興に向けて 1)～5)
- (5) 林業の振興に向けて 1)～5)
  - (6) 鳥獣被害対策について 1)～10)

34	(7) 漁業の振興に向けて 1) ~7)
	≪5≫. 防災と環境優先のまちづくり、原発ゼロへ再生可能エネルギーの普及を
35	[1]. 防災対策の強化
	(1) 地震・津波対策の強化と土砂災害や水害の防止について 1) ~9)
	(2) 防災体制の確立と住民の避難について 1) ~6)
36	[2]. 県営住宅など公共住宅の住環境改善、住宅政策の充実に向けて
	(1) 県営住宅の建設と修繕等について 1) ~3)
	(2) 住宅政策の充実と福島原発被災者への住宅支援について 1) ~3)
	[3]. 水道事業の改善について
	(1) 水道事業の広域化・水道事業の再構築について 1) ~5)
37	(2) 水道事業の包括民間委託について 1)
	(3) 水道料金の在り方について 1) ~4)
	[4]. 環境対策の強化について
	(1) アスベスト対策の強化について 1) ~13)
38	(2) PFAS対策の強化について 1) ~2)
	(3) 気候危機対策の強化について 1) ~8)
39	(4) プラごみゼロをめざして 1) ~3)
	[5]. まちづくり
	(1) 不要不急の大型公共事業の中止について 1) ~9)
40	(2) 駅利用者の安全と利便性の確保について 1) ~7)
	(3) 地域交通及び都市環境の整備について 1) ~6)
41	(4) 開発と自然保護について 1) ~2)
	(5) 海岸の保全・清掃について 1) ~2)
	(6) 警察関係について 1) ~9)
42	[6]. 原発・石炭火力発電所ゼロと再生可能エネルギーの普及促進、気候危機対策について
	(1) 原発ゼロをめざして 1)
	(2) 石炭火力発電所ゼロをめざして 1) ~2)
	(3) 再生可能エネルギーの普及促進に向けて 1) ~4)
43	≪6≫. 青年・学生支援と女性の地位向上、人権尊重、文化・スポーツの充実へ
	[1]. 青年・学生への支援に向けて 1) ~4)
	[2]. 女性の活躍推進について 1) ~12)
44	[3]. ハラスメント被害、性被害について 1) ~6)
45	[4]. LGBT施策の推進に向けて 1) ~5)
	[5]. ヘイトを許さない施策の推進について 1) ~2)
46	[6]. 文化・芸術、スポーツの環境整備について 1) ~3)
	[7]. 外国籍県民への支援の充実について 1) ~8)
47	≪7≫. 消費者行政の充実・強化を
	[1]. 消費者行政の充実について
	(1) 県中央消費生活センターの機能強化について 1) ~4)
	(2) 国の「地方消費者行政交付金」について 1)
	(3) 消費者被害から高齢者を守る取り組みについて 1) ~2)
48	(4) 若者への消費者教育について 1) ~4)
	[2]. 食の安全・表示の監視等について 1) ~4)
	≪8≫. 「核も基地もない平和なかながわ」を
	[1]. 憲法9条の理念を生かした核兵器のない平和な神奈川を
	(1) 基地の「整理・縮小、返還」の県是に立ち、憲法の理念を生かした県行政を 1) ~3)

- 49 (2) 核兵器廃絶に向けた取り組みの充実を 1) ~6)  
(3) 県内米軍基地に共通した問題について 1) ~3)
- [2]. 日米安保条約の破棄、日米地位協定の抜本的改定など 1) ~12)
- 50 [3]. 横須賀基地に関わって 1) ~4)
- 51 [4]. 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直しについて 1) ~4)
- [5]. 厚木基地に関わって  
(1) オスプレイの飛行について 1) ~2)  
(2) 爆音被害の根絶のために 1) ~3)
- [6]. キャンプ座間に関わって 1) ~3)
- 52 [7]. 池子住宅に関わって 1) ~2)
- [8]. 横浜港・横浜ノースドックに関わって 1) ~3)
- ≪9≫. 県民本位の行財政運営を
- [1]. 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて 1) ~4)
- [2]. 県職員の人員増と働きやすい職場環境をつくるために 1) ~3)
- 53 [3]. 指定管理者制度、PPPなど「民間活力」の見直しについて 1) ~6)
- [4]. 個人情報保護と情報公開の充実について 1) ~3)
- [5]. 税制・税務行政などに関して 1) ~5)
- 54 ≪10≫. 地域からの要望
- [1]. 横浜市議団からの要望  
(1) 子育て支援について 1) ~7)  
(2) 医療・介護施策の拡充について 1) ~14)
- 55 (3) 防災対策の拡充について 1) ~12)
- (4) その他 1) ~4)
- [2]. 川崎市議団からの要望  
(1) JFEスチール高炉休止に伴う雇用と地域経済支援について 1)  
(2) 羽田新飛行ルート問題について 1) ~3)
- 56 [3]. 茅ヶ崎市議団からの要望  
(1) 住民福祉の充実で暮らしを守る 1) ~12)  
(2) 災害に強いまちづくり、環境政策の強化を 1) ~5)
- 57 (3) 安心安全のまちづくりについて 1) ~4)
- (4) 中小商工業者、農業の振興を図るために 1) ~7)
- (5) 教育環境の充実と学びの保障 1) ~7)
- (6) 平和行政、人権施策の推進 1) ~5)
- 58 [4]. 座間市議団からの要望 1) ~6)
- [5]. 箱根町議団からの要望 1) ~15)

## 《 1 》. 子育て支援を強め、「子育てするなら神奈川で」の実現を

### (1) 子どもの権利条約に関連して

- 1) 現在検討が進められている「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」について、憲法や子どもの権利条約、こども基本法の理念をしっかりと盛り込んだものとする。また、子どもの権利救済のための機関を設置し実効性を高めること。
- 2) 子どもの権利条約の内容を踏まえた改正条例案が示す子どもの権利について、すべての子どもに周知する手段を講じること。  
子どもの権利ノートを県内すべての子どもたちに配布するなど、「かながわ子ども人権相談室事業」のさらなる周知を行い、相談しやすい体制や方法の拡充を進めること。

### (2) 子どもの貧困対策の推進について

- 1) かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）に組み込まれる予定の「子どもの貧困対策推進計画」について、子どもの貧困実態調査の結果を反映させ、年次計画を示し、計画の中に実態と進捗状況の把握に必要な不可欠な目標値や期限を設定して、実効性のある計画とすること。

### (3) 待機児童の解消に向けた認可保育所の整備について

保育所利用申請数は年々増加し、2023年4月には就学前児童数の48.3%を占め、過去最多となった。2024年4月の保育所定員180,346人に対し、申請は過去高の182,532人に及び、認可保育所に申請して入所できなかった保留児童数は、全県で8,869人にのぼる。このうち、育児休業中や認可外保育施設に入所した人数を引いた待機児童数は、188人にのぼっている。

- 1) 保育所の待機児童を解消するため、市町村と連携し、利用申請の増加に見合う認可保育所の整備を行うこと。特に待機児が深刻な地域には、早期に認可保育所の新設を促進するよう、財政的な支援を拡充すること。  
また、都市部においては、保育所整備用地の確保が困難である。保育所の新設にあたり、自治体からの要望に対して県有地を無償貸与すること。せめて売却時の優先的譲渡及び譲渡額の減額、介護施設のように保育所においても貸付料減額の優遇措置を図ること。
- 2) 都市部では園庭のない認可保育所が増え、公園に近接する幾つもの保育所から園児が集まり、密集状態になることが多々ある。乳幼児の成長発達のために公有地や民有地を活用し、園庭のある認可保育所の整備を行うこと。  
保育所の整備にあたり、子どもの命を守り心身の発達保障のために、県は「自園調理ができる、避難経路が確保される」ことに責任を持つこと。また、保育所整備を市町村任せにせず、県の責任で独自の支援を行うこと。

### (4) 保育士の人材確保と処遇改善について

- 1) 保育士不足を解消するには、保育士の大幅な処遇改善が必要である。2017年度から創設された4万円のキャリアアップ処遇改善は、同じ職場に経験年数が同じ保育士が複数いる場合は月額1万円しか引き上げにならない場合もあるなど、根本的な処遇改善にはなっていない。また、2022年2月から実施された保育士を含むケア労働者の賃上げ施策は、一人当たり月9千円とされたが、保育所で働くすべての労働者に及ばない仕組みになっており、額も制度も不十分である。  
基本給を含めて給与全体を底上げするには、公定価格の抜本的な引き上げが必要である。公定価格を見直し、賃金を直ちに月額5万円引き上げて全産業平均に近づけるよう、国に強く求めること。  
また、国の処遇改善に上乗せして加算をしている自治体もあるが、抜本的な賃金改善のために、県として自治体間の格差を是正すること。国に頼らずに、県独自の補助制度を創設すること。
- 2) 保育士の宿舍借り上げ制度補助事業の期間が当初の10年から8年に短縮され、さらなる短縮が見込まれるが、保育士の定着支援として、期間延長を国に求めること。また、市町村の実施状況を把握し、実施を働きかけ、保育事業者4分の1負担を県が負担する財政

支援を行うこと。

#### (5) 子どもの命と安全を守り行き届いた保育実現に向けた配置基準の見直しについて

- 1) 保育職場の改善には、公定価格の引き上げによる抜本的な処遇改善と保育士の確保を図り、配置基準を引き上げることが必要である。安全に子どもの発達を保障し、一人一人の子どもに豊かな保育を実践するために、また、保育士が働き続け専門性を高めることができるように、国の改正を待つことなく、県として独自に保育士の配置基準を大幅に引き上げること。

また、小規模保育所の配置基準を見直すとともに、資格要件をすべて「保育士」とするよう、所要の措置を講じること。

- 2) 保育園において、調理員の配置基準（90名以下2名）を3名に増やし、栄養士を必置で配置すること、専任の事務員を1名配置すること、保健師（又は看護師）を独立して1名配置することを国に求めること。
- 3) 保育所の面積基準は戦後直後に制定されてからほとんど改善がなく、欧米諸国に比べて極めて遅れた状況にある。県は、子どもの権利を最大限尊重する立場から、面積基準を2歳児未満は4.11㎡/人に、2歳児以上は2.43㎡/人に改善し、待機児童の解消は施設の増設をもって対応すること。
- 4) 障がい児保育事業、要保護児童保育所受け入れ促進事業、一時保育に対し、県は恒常的に助成を行うこと。また、延長保育の開所時間加算額を増額すること。
- 5) 政府が2026年から導入しようとしている「こども誰でも通園制度」は、子どもの安心・安全が軽視され、預かる保育所の負担が大きいとの懸念の声がある。また、園と当事者の直接契約のため、市町村が公的責任を負わないものであり、抜本的な見直しが求められる。

課題が解決されるまで実施せず、まずは現在ある一時保育を拡充することで、必要とする子が手厚い保育を受けられるようにすること。その上で、親の就労に関係なく、保育を必要とする子どもが保育を受けられる環境整備を行うこと。

#### (6) 保育の無償化における保育の質の確保と副食費の負担軽減について

- 1) 乳幼児期の給食は子どもの身体を作る上で大切なものであり、保育所保育指針でもその重要性が謳われている。県や基礎自治体で、これを無償化している実例もたくさんある。副食費が実費負担になったことで、年間54,000円が保護者負担となっている。

給食費を無償にすること。滞納者に対しては事情を丁寧に把握し、強権的な督促を行わないように指導すること。払えない場合は、分納相談に応じるなどの対応できるように指導すること。また、食材費が物価高騰により大幅に値上げされていることに伴い、食材費の助成を行うこと。

- 2) 保育の無償化に関して、国が定める一定の基準を満たした幼稚園類似型施設では一定の措置がなされたが、普通交付税不交付団体は措置されないなど、国の対応は十分ではない。

地域に根つき保護者のニーズに応えた幼児教育施設を保育の無償化の対象にするよう、国に求めること。教育の機会均等の理念に立ち、県として補助制度を設けるとともに、国にも求めること。

- 3) 幼稚園・認定こども園と同様に、保育所の満3歳児も保育の無償化の対象とするとともに、0歳～2歳児も直ちに無償化するよう国に要望すること。
- 4) 無認可のベビーホテル、ベビーシッターも保育の無償化の対象になっているが、指導監督基準を満たしていない施設も見られる。子どものいのちと安全に関わるため、指導監査体制を強化し、抜き打ち検査も実施し、引き続き指導を徹底して行うこと。

その後、指導内容が改善されたかどうかの確認まで行うこと。そのために、重要な役割を持つ監査と指導に当たる専門スタッフを、正規職員として増員すること。その際には、1年間ですべての認可外保育所を巡廻できる体制とすること。

- 5) 実地検査は、前年度の監査で運営良好と判断された場合には書面で良いとされているが、書面ではなく、訪問して実地検査を行うこと。

#### (7) 学童保育の充実について



- 1) 放課後子ども教室などすべての児童を対象とした事業と学童保育は、目的も役割も異なる事業である。それらを一体化するのではなく、連携を図りながらもそれぞれ独立した事業として実施すること。
- 2) 県内の学童保育に対し、国制度の交付金の補助額を下回らないよう、引き続き財政措置を講じること。
- 3) 常勤職員複数配置に係る国制度の拡充により県も運営補助を大幅増額したが、市町村において常勤職員複数配置（2名配置）が確実に進むよう、趣旨の徹底を図ること。
- 4) 省令に示された基準に伴う、学童保育の集団の規模（概ね40人以下）及び面積基準を守るための環境に相応しい規模を確保するよう、引き続き県は市町村に助言・指導し、財政支援を含めて支援すること。
- 5) 学校内施設の学童保育について、小学校の35人以下学級化に伴う学級増がある場合でも、学校内施設の利用を継続できるようにすること。万一使用が継続できなくなる場合は、市町村の責任で代替施設を用意するよう、引き続き対策を講じること。
- 6) 学校施設などを転用する場合は、子どもが毎日生活する場として、衛生・安全面に配慮した湯茶、補食としておやつを提供できる流し台、必要な設備・備品を整えること。児童の休養室、職員占有部分を備えること。
- 7) 小学校の新設または建替えにあたり、学童保育の専用室を確保すること。
- 8) 児童福祉法改正に伴い小学6年生までが受け入れられるよう、施設の増設と指導員配置を図ることを市町村に助言・指導すること。
- 9) 放課後児童支援員の処遇改善に関わる事業について、月額9千円では不十分であり、県として独自の支援をすること。指導員が勤務を継続し経験の蓄積が保障されるように、市町村の実施を支援すること。
- 10) 県の責任として、国の「放課後児童クラブ運営指針」に則り学童保育が実施され質が向上するよう、市町村に理解を促すこと。特に、省令基準に示されている指導員の資格と員数を守るため、条例の内容を省令基準より引き下げないよう支援すること。
- 11) 県が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」、「放課後児童クラブ支援員資質向上研修」について、研修内容の充実を図るため県学童保育連絡協議会等との協議を引き続き行うこと。学童保育の実践に裏付けられた「県学童保育連絡協議会」の経験が反映されるよう、方策を講じること。  
併せて、上記2つの研修の他に、以前県独自で行っていた研修を参考に、指導員の勤務形態に合った開催形式の実践的内容を中心とする研修を再開すること。また、すべての指導員が業務として研修に参加できるように支援すること。
- 12) 以前県独自に実施していた現任者研修を参考に、学童保育指導員の勤務形態に合った開催形式の実践的内容を中心とする研修を再開すること。
- 13) 「ひとり親家庭利用料支援事業」を機に、学童保育を必要としながら経済的困難を抱え、利用できない子どもが学童保育に通えるよう、減免措置が全市町村で実施されるよう市町村の状況を把握し、県として状況改善に役立つ利用料支援を行うこと。
- 14) 災害時に子どもの命を守るため、県は国から作成を求められている学童保育における「非常災害対策指針」の見本を策定するとともに、クラブの「安全管理マニュアル」の策定指針を提示すること。
- 15) 児童の安全と職の特性に鑑み、職員が必要に応じて受ける感染症等に対応するワクチン接種やPCR検査などについて、費用の負担軽減を図ること。
- 16) すべての小学校区での学童保育の実施のために、市町村が開設に向けた補助の増額を図れるよう、市町村を支援すること。
- 17) 学童保育の補助単価を実情に見合うように大幅に増額し、特に小規模クラブが運営できるように配慮すること。児童福祉法にける学童保育の位置づけを、「児童福祉事業」ではなく「児童福祉施設」とすること。
- 18) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童支援員認定資格研修事業」について、これ以上の規制緩和を行わないよう国に求めること。  
特に、指導員の資格と配置は子どもの命に関わるため、県は「従うべき基準」に戻すよう求め、複数配置の周知徹底と財政措置を講じるよう国に求めること。
- 19) 県教育委員会と連携し、引き続き学校施設の開放、情報共有など、学童保育と学校が連

携や子どもたちの様子などの情報共有を図れるよう、働きかけること。

- 20) 災害時に子どもの命を守るため、「業務継続計画」作成の実務を含め、事業現場の理解が進むように研修を行い、児童の安全と職の特性に応じたきめ細かい支援を進めること。

#### (8) 児童相談所の体制強化について

- 1) 2023年度の本県の児童福祉司の定数217人に対し、2023年4月1日の実数は188名、欠員は31名であった。早急に欠員の解消を図ること。採用試験を年複数回実施するとともに、経験者採用を行うこと。
- 2) 児童相談所の弁護士は、週1回勤務の非常勤の弁護士のほか、2020年度から児童虐待や子どもの権利擁護に精通した複数名の弁護士と契約し、電話やメールなどのほか必要に応じて弁護士事務所を訪問するなど、いつでも相談できる体制にしたが、複雑な案件も多くなっている。法的な判断を緊急に求められることもあることから、オンラインでの対面相談や弁護士の常勤化を図ること。
- 3) 改正児童福祉法や政令基準を踏まえ、児童福祉司2人につき児童心理司1人以上を配置できるよう、児童心理司72人の配置を目指して引き続き増員を図ること。
- 4) 児童福祉司等について、「子どもの支援方法が対立している親とのやりとりに疲弊」、「威圧的な保護者との対応による心理的な負担」、「業務量が多い」などの理由で、鬱などの精神疾患による休職者が全国的に多いと報じられた。高度な専門性が求められる児童福祉司や児童心理司をフォローする体制を強化し、人材育成に取り組み、児童相談所として組織的に負担軽減を図り専門性を高めること。
- 5) 児童相談所における第三者評価ガイドラインに沿い、実効性ある第三者評価を実施すること。
- 6) 児童福祉法の改正により、国及び地方公共団体の責務として、関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関が連携して必要な体制を整備することとされた。市町村が設置する要保護児童対策地域協議会において、関係機関で児童とその家族に係る情報や支援方法を共有し、適切な連携のもとで対応すること。

#### (9) 一時保護所での子どもの学習権・意見表明権の保障と体制強化について

- 1) 児童・生徒一人ひとりの学習支援を十分に行い、学習権を保障するため、学習指導は教員を配置すること。また、学校との連携が不十分なケースがあるため、学校と連携するよう指導すること。年齢や学年の違う子どもたちが混在した学習となるため、小学生クラスと中高生クラスに分け、教員はそれぞれ2人体制とすること。
- 2) 一時保護所において、在籍する学校と児童相談所との連携を密に図ること。多忙な教員が面会の機会を多く取るのは限界もあると思われることから、スクールソーシャルワーカーの活用も含めて、学校と児童相談所との組織的連携体制の強化を引き続き検討すること。各地域の教育委員会との連携も、密に行うこと。
- 3) 一時保護所は安全で安心な場所であればならない。さらに、信頼できるスタッフが配置され、子どもたちに寄り添う場であることが求められている。

厚生労働省の社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の提言(2016年)は、「混合処遇は極めて不適切である」とし「原則として個室対応を基本」としているが、いまだに個室対応が進んでいない。

子どもたちの人権を守るためにも、早急に一時保護所を個室対応にすること。また、子どもが自由に発言できるような環境をつくり、子どもの意見表明権を十分に保障すること。

#### (10) 養育困難な児童の生活の場の保障と自立に向けた支援について

貧困と格差の広がりや虐待が社会問題となっており、子どもを取り巻く環境が厳しさを増し、孤立し生きづらさを抱える子どもや若者が増えている。児童養護施設には児童の人権が守られ安心して生活できる場であることと退所後の自立に向けた支援が求められており、以下の事項の実現を図ること。

- 1) 老朽化した児童養護施設の改築や建替えは、待ったなしである。現状を把握し、整備方針を踏まえ、法人の意向を把握しながら整備計画を策定すること。早急に児童養護施設へ

の財政支援を行うこと。

- 2) 児童養護施設には自立に向けた準備やアフターケアを行う自立支援コーディネーターを常勤配置し、進学や就職に向けたサポートや退所後の生活支援を、一人ひとりに合わせて丁寧に行うこと。

また、退所後の自立に向けた住宅支援として、住居設定費用の助成を行うことと。同時に、児童養護施設退所児童等支援事業費補助を拡充すること。

- 3) 2023年の相談件数は5,013件、相談人数は442名である。支援の強化が求められており、県央地域のサテライトだけでは不十分である。

児童養護施設を退所した子どもの支援拠点である「あすなるサポートステーション」を、児童相談所ごとに1カ所整備すること。児童養護施設などに配置する「あすなるサポーター」との連携を引き続き充実させ、退所児童の自立支援体制をより充実させること。

### (11) 障がいのある児童の権利の保障と障がい特性に沿った支援について

- 1) 障害児日中一時支援事業は利用希望が多いが、そのニーズに応えきれていない。日中一時支援事業を含む地域生活支援事業費は毎年拡大しているものの、事業費に対する国の補助率が低下しているため、市町村の負担が増加している。

国に必要な財源の確保を要望すること。また、事業所数を増やし、毎日希望するときに利用できるようにするため、県として市町村に対して財政的な支援を行うこと。

- 2) 医療的ケアが必要な重度心身障がい児が通所する施設で働く医師や看護師、生活支援員などの人材が不足している。職場への定着のため処遇改善や大幅な報酬の見直しを国に求めること。
- 3) 過剰児の施設入所やグループホームでの生活を保障するため、県が責任を持って取り組むこと。成人サービスの体験利用経費補助だけではなく、県立障がい福祉施設やグループホームの増設を図ること。一時的な受け入れではなく、施設の増設を図ること。
- 4) 医療的ケアを受けられるショートステイの利用要望が多いが、受入施設が不足している。引き続き、受入数を増やすよう取り組むこと。さらに、湘南東部地域福祉圏域に療養介護型入所施設を新設すること。緊急時（親の急病、親族の葬儀等）の一時預かり先を確保すること。

## 《2》. 子どもの成長を育む豊かな教育と環境整備を

### (1) 幼稚園等の充実について

- 1) 私立幼稚園の入園料を全額無償化の対象とし、園児一人あたりの経常費補助について、引き続き国基準を上回る水準を維持すること。
- 2) 国の幼児教育・保育の無償化制度の対象外となった園に関しては、補完的な補助制度を創設すること。前年の回答にあった多様な事業者の参入促進・能力活用事業について、関係園に対して周知すること。
- 3) 子ども・子育て支援法には、「すべての子どもが健やかに成長するように支援するもの」と明記されている。「幼児教育・保育の無償化」制度について、幼稚園類似施設や外国人学校の幼稚園も対象とするよう国に求めること。法の精神に照らせば、国を注視するに留めず、県の判断で対象の拡大を認定すること。国が求める「幼児教育の質が制度的に担保されて」いないとしたら、いっそう質の向上のために財政支援と指導を行うこと。

### (2) 義務教育の充実について

- 1) 少人数学級が教育の質の向上に資することは文科省も認めており、感染症対策としても重要である。文部科学省は標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を2021年度から5年かけて35人に計画的に引き下げることとしたが、対象は小学校のみとなっている。国に対し、計画の促進と併せ、中学校への適用も引き続き求めること。
- 2) 県内4,000人にもものぼる教員未配置は学習権の侵害であり、「教員の多忙化」と合わせ緊急に解決すべき課題となっている。安定的に少人数措置を可能とするためにも、教員加配を国に求めること。市町村教育委員会とも連携して、強く求めること。併せて、県単

独措置により支援すること。

- 3) 教員未配置を解消するためにも、正規雇用を増やしつつあることは評価できる。今後も将来的な少子化を理由とした採用控えを行わず、現在学んでいる児童生徒の教育内容を保障し、教師を将来的な見通しを持てる職業とするために、教職員の採用は正規雇用を原則とすること。神奈川県採用規模であれば、少子化への対応は当該年度の採用数の調整で可能である。
- 4) 教員免許更新制度は2022年7月1日に廃止されたが、それ以前に不本意失効した教員に対しては、再授与申請について当事者に通知すること。
- 5) 教員研修は、教員の健全な労働環境に配慮し、過重負担となる研修は整理し、絶えず見直すこと。
- 6) 市町村立の学校に学校司書を正規雇用で配置することは、業務の専門性・継続性を担保するため重要である。県内の小中学校では配置状況は9割強なので、100%の配置を目指すこと。

また、2022年度から実施された第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」において、文部科学省は自治体に予算の充実を促す方針とされるが、市町村立学校の図書購入予算の増額に向けて、県としても市町村教育委員会に働きかけること。
- 7) 良質な読書環境の創出のため本県において図書館協議会を設置し、市町村へも図書館協議会の設置を促すこと。少なくとも既設置自治体の施策効果について検証すること。
- 8) 成年年齢の18歳への引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることが一層重要になっており、発達段階や地域の実情に応じた学校図書館への新聞の複数紙配備を引き続き促進すること。
- 9) 県内小中学校の特別教室及び体育館のエアコンの設置促進は、熱中症から命や健康を守ることと併せて、災害時の避難所としての環境保全にとっても重要な要素となっている。市町村への設置促進と国の適切な財政措置を確保することの両面で、働きかけを強めること。

重度心身障がい児の在籍する支援学校の更衣室やトイレへの設置は急務である。校種を問わず、体育館への設置は喫緊の課題である。部活動のパフォーマンス向上にも資する。計画を作って取り組むこと。
- 10) 学校規模について、WHOは全校児童・生徒100人を上回らない規模を理想としている。少人数学級が推進される中、地域コミュニティの核である学校の果たす役割と通学利便性などを考慮し、統廃合を行わないよう、市町村教育委員会に働きかけること。

県が市町村と取り組み推進するフルインクルーシブ教育を実現するためには、十分な教育資源が必要であり、無理な適正規模を設定した学校の統廃合は避けるべきである。
- 11) 経済産業省主導のGIGAスクール構想について、ICTの活用はあくまでも教師の授業の補完物とし、自己目的化しないよう引き続き国に要請し、ICT活用の正と負の側面を検証すること。

ICT関連業務が教員の多忙化を招いているという訴えが多い。ICT技術支援員の配置をさらに進めること。
- 12) コロナ禍や物価高騰で家計状況が悪化する中、就学援助制度の充実が待たれている。2005年に一般財源化された就学援助制度を、市町村格差なくかつ支援対象を拡充するために必要な財源措置を、引き続き国に求めること。また、直ちに国庫補助制度に戻すとともに、特定財源化するよう求めること。
- 13) 就学援助制度は、子どもの貧困対策として重要である。部活動費やPTA会費、オンライン学習通信費等も補助対象品目とするよう求めること。国基準に合わせた拡充を行うため、各市町村の就学援助制度を比較し、好事例を示して促進すること。

また、少なくとも生活保護基準の150%以下の世帯の子どもを対象とし、支給決定にあたっては、収入基準を超えていても個々の家庭の事情を考慮して柔軟に決定すること。準要保護世帯の対象拡大が待たれる。国に対して引き続き要保護世帯の単価の引き上げと、準要保護世帯の対象拡大を可能にする財政支援を強く要望すること。
- 14) 小・中すべての学校が、就学援助制度における新入学児童・生徒学用品費等の入学前支給を実施していることは重要である。前年は無回答だったが、制度の周知のため入学時や進学時に説明を行い、全員に申請書類の配布を行うよう関係機関に要請すること。

### (3) 高等学校教育の充実について

- 1) 現在全日制高校進学率が、全国最低レベルである。不本意な進路選択を余儀なくされることのないよう、公立高校の定員を増やす努力をすること。
- 2) 高等学校等就学支援金制度における所得制限は、子どもたちの等しく学ぶ権利を保障するために撤廃するよう、引き続き国に求めること。また、マイナンバー登録が申請の必須要件であるかのような発信が見られたが、控えること。
- 3) 高等学校等就学支援金制度に朝鮮学校も対象に加えるよう、国に求めること。
- 4) 学校現業職員は、教員や様々な職種の職員と連携し、年間の行事を配慮しながら教育活動を支える業務に取り組んでおり、学校の隅々まで目を配り、毎日起こる様々な出来事に対応している。昨年は雇用数が増やされているが、さらに子どもたちの安全・安心を守る学校づくりを可能にするため、民間委託ではなく、正規職員として採用すること。
- 5) 給付制奨学金をさらに利用しやすい制度とするため、改めて成績要件の完全撤廃と年収要件の引き上げを国及び日本学生支援機構に要請すること。
- 6) 学校司書は子どもの読書活動を促し、教員にとっても豊かな授業の実践を支えている。授業以外で子どもに接する役割は貴重である。業務の継続性と専門性が必要であるため、臨時的任用ではなく、正規職員を増やすこと。
- 7) 教員の多忙化の主因とされる事務作業の軽減を図ること。学校事務は生徒を多角的に把握する役割があるため、集約化を図った事務センターは廃止し、教員が本来業務に集中できるよう、正規雇用での事務職員の増員を図ること。
- 8) 県立高校の学級数について、本県が望ましいと決めた1学年6～8学級基準を厳守すべきである。本県の1校あたりの学級数の多さは全国1位である。過大規模化の弊害を直視し、感染症対策としても校舎のゆとりと少人数学級の必要性が指摘されている。  
高校は地域コミュニティの核でもある。理想的なインクルーシブ教育を推進するには、少人数の学びの場の確保は重要である。これらの点から、県立高校削減は見直すこと。
- 9) 県立高校改革への県民の関心は高い。県議会常任委員会や決定の際の教育委員会に諮る前段階の統廃合対象校の選定に至る審議経過を、議事録として公表すること。
- 10) 夜間定時制高校の募集停止によって、遠距離通学を余儀なくされる生徒が出る。また、教育機会確保法により、今後夜間中学の設置推進や充実が行われる。夜間定時制高校は夜間中学卒業生の貴重な進学先でもあることから、募集停止を見直すこと。
- 11) 県立学校の図書費の引き続き増額は評価できるが、十分とは言えない。予算が少なすぎるため、保護者から集める私費に頼っている実態は改善されていない。引き続き十分な図書費を確保すること。
- 12) 教育現場における性の多様性を啓発する取り組みは評価でき、引き続き推進すること。  
特に性的マイノリティの人権尊重については、学級文庫に関連の蔵書があることが重要だとされている。購入した図書が学級文庫に配架されるよう要請すること。
- 13) 生徒の熱中症が多発している中、空調機器設置は今や待ったなしの課題となっている。技能員室や未設置の特別教室への設置を促進すること。災害時避難場所としても活用される体育館については、技術開発や改築待ちではなく、早急に設置すること。
- 14) エアコン既設置校のエアコンの効きが悪いとの声がある。実態調査の上、遮熱カーテンの設置などを検討すること。
- 15) 文科省は「地震発生時に児童生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の応急避難場所としての役割も果たすため、学校施設の耐震性能の向上を積極的に図っていくことは重要な課題である」としており、県立学校の耐震化・老朽化対策工事を促進すること。  
また、耐震診断基準は一般的な建築物を対象とした指標とは別に文科省基準が設けられている意味を鑑み、新設や改築の際にはI s値0.7以上に見直すこと。
- 16) 新まなびや計画は今年度第二期を終える。総合的な老朽化対策は第三期以降に実施するとされるが、建物が危険な状態であり、緊急性がある箇所は計画を前倒して老朽化対策工事を行うこと。また、統廃合予定校であっても、そこで学ぶ子どもたちの安全第一に対策を行うこと。
- 17) 入学時の経済的負担は家計を苦しめる。県立高校の入学金を廃止すること。県立大学では入学金を半額にしたことを受けて、せめて半額にすること。そのため、国にも財政支援を求めること。

- 18) 学区の広い本県では交通費の負担が大きいため、進路選択が制限される。定期代の補助を行うこと。
- 19) 県は括的性教育が進むよう2022年に手引きを変え、部会を立ち上げ、その実践に向けた取り組みを強化していることは重要だが、早期教育が求められるため、引き続き幼稚園、保育園を含む各校種を所管する市町村との連携を強化すること。
- 20) 部活動の地域移行に関し、中学生の意見を聴取しながら、新たな費用負担から部活動をあきらめる生徒を生まないようにすること。また、就学援助の対象とすること。

#### (4) 大学にかかる費用の軽減に向けて

- 1) 高等教育の学費を段階的に無償化することを定めた国際人権規約に従い、給付制奨学金の対象拡大と拡充を引き続き強く国に求めること。また、専攻によって差別のないよう、支援対象が拡大された理工農系の中間層（年収600万円程度までの世帯）に限らず、すべての中間層への支援を国に求めること。  
また、国頼みにせず、少なくとも県立大学においては県が給付制奨学金制度を創設すること。家計によって進路を断念せざるを得ない状況こそ、公平性が失われている事態である。
- 2) 進路保障のため、大学入学金を廃止するよう国に求めること。また、県立保健福祉大学の入学金半額化は評価するが、県が削減してきた運営費補助をさらに増額すれば可能であることから、県立大学の入学金を廃止すること。
- 3) 東京都（都立大学等）や大阪府（大阪公立大学等）や兵庫県（兵庫県立大学等）では、学費無償化が進んでいる。県も県立大学の学費無償化に取り組むこと。

#### (5) 私学助成の充実について

- 1) 私学経常費補助金を増額し、幼稚園同様、国基準以上に改善すること。
- 2) 私学で学ぶ子どもたちの学費補助について、県内通学者を優先してきたが県外への通学者に失望を与えている。通学先による差別を解消し教育の機会均等を保障するため、県外通学者も学費補助の対象とすること。
- 3) 神奈川県高等学校等生徒学費補助金の多子世帯の所得制限の緩和は評価できるが、この補助を受けられるのは半数に留まっており、さらなる拡充を行うこと。また、昨年は回答がなかったが、施設整備助成を行うこと。
- 4) 小学校段階において少人数学級への推進方向が定まった以上、現行の幼稚園の1学級35人という定数の少人数への改善は急務である。引き続きこれを国に要望すること。

#### (6) 特別支援教育・インクルーシブ教育の充実について

- 1) 支援学校の既存校の過大規模化により、希望する支援学校に入学できず支援級を選ばざるを得ないケースや、通学に困難が生じている実態がある。川崎市、藤沢市、横浜市の設置計画は開校予定が遅く、現状の困難に対応できない。支援学校の設置基準を踏まえると、2030年度時点で535人の受け入れ枠不足が想定される。  
そうした中、横浜東部校の設置予定が一年後ろに先延ばしされた。計画を前倒しし、早期に次なる建設計画を持つこと。
- 2) インクルーシブ教育は、共生意識を育てるという観点だけではなく、障がいのある生徒の学びや発達保障を明確に位置づけること。現状の実践推進校だけではなく、小中学校との連携を維持・強化し、当該生徒に適切な場の選択を保障すること。  
また、課題把握に実効性のあるアンケート調査を行い、学習内容や教育環境整備に活かすこと。率直に言って、インクルーシブ教育実践推進校に関して良い話を聞かない。「支援が必要な子どもたちがお客さまになっている」「発達が保障されていない」などの声にどう応えるのか、課題について回答を求める。
- 3) 「インクルーシブ教育は特別支援教育とは異なる」と言い切ることは適切ではない。両方の関係が欠かせない。障がいのある子は、どの学校で学ぼうとも支援は必要である。その観点に立ち、特別支援学校で行っている在学中の支援はもちろん、卒業後の進路のフォロー体制を構築すること。
- 4) 海老名市と連携して取り組むフルインクルーシブ教育は、早期に取り組む意義はあるが、

専門性のある教員を配置し、有識者、障がい当事者、支援者らから丁寧に意向を聞き、絶えず検証を行い、少人数学級で実施できるよう教員を十分に配置するため、国に予算の増額を求め財政措置を行うこと。支援が必要な子の発達も、十分考慮すること。

- 5) 特別支援学校分教室は、すべての子どもを対象に質の高い教育を保障するという理念に反した実態となっている。暫定措置として導入されたにも関わらず、恒久化されている。存続させる間はせめて分校とし、管理職や事務職、常勤の養護教諭などを配置すること。

また、グラウンドや体育館、特別教室は、教育課程編成の段階から高校と対等に協議できるよう配慮すること。使用に関する調整を一律に定めることは求めているが、障がいのある子の学びが後景に追いやられることのないよう、教育委員会が責任を持つこと。

- 6) 秦野養護学校末広校舎は小学校の児童数が増え、各種特別教室や教室の使用が難しくなっている状況がある。改善は図られてきたというが、1教室をパーテーションで仕切り、2教室として使用しているため、音楽の授業など声や音が筒抜けとなっている状況は変わらない。障がいのある子の学びが軽視されてはならない。

秦野養護学校末広校舎の施設や教員体制に関し、県と市で結んだ協定を踏まえ、今後も引き続き特別支援学校の教育活動を行うのに相応しく整備を進めること。また、その利用に関しては、末広小学校と養護学校末広校舎側が対等に協議を行えるよう配慮すること。

- 7) 老朽化等により機能不全となっている特別支援学校の施設・設備を早期に改修し、肢体不自由児の実態に合った安全な教育環境の確保に努めること。

県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）は個別具体の整備改修計画を定めるものではないため、老朽化したプレハブ校舎の全面改築、スクールバスや送迎車の発着所への屋根の設置、緊急時の対応のため職員室、教室、体育館、プール内で使用できる専用電話の設置など、現場からの声を早急に反映させること。わけても専用電話（スマートフォンなど）の設置は命に係わる課題である。

特に、発着所の屋根の設置と、緊急時対応のための各所への専用電話の早急な設置については、具体的にご回答いただくこと。

- 8) 医療的ケア児支援法では、医療的ケア児が教育を受けられるよう最大限配慮し、適切に支援することが国・地方公共団体の責務とされている。医療的ケア担当医の複数校配置を見直し、一人一校の担当として、連絡がつきやすい体制をつくること。

また、看護師をはじめ自立活動教諭など専門職82人が教員の定数内に位置づけられているが、教員の定数とは別に配置できるよう、定数化を引き続き国に強く要望すること。今後、看護師を増やし、重症度に合わせて適切な配置をすること。

前年は「学校が日常的に連絡・相談できる体制を組むことができている」と回答されたが、医師の勤務先に連絡しても簡単につながらないとの話を現場の教員から聞いている。実態把握に努め、担当医を増員すること。

- 9) 県立の瀬谷支援学校や平塚支援学校に関して、耐震性能に問題がないとしても老朽化が見られる。前年は「今後修繕が必要な個所については適切に対応する」との回答を得たが、部分修繕に留まらず、子どもの安全といのちを守るため早急に大規模改修を行うこと。

### (7) 通級指導教室の充実に向けて

- 1) 発達障害のある児童生徒が十分な教育を受けられるよう、児童生徒間、教師間など、全校的に発達障害の理解促進を図ること。
- 2) 通級指導教室の教員配置を充実するため引き続き国に要望し、通級指導教室という選択肢を増やすため、地域バランスは大事だが設置校数を増やすこと。

### (8) 給食の充実と無償化の推進を

- 1) 県として市町村に対して地産地消・自校方式・直営方式の意義及びメリットを紹介し、災害時にも対応できるように助言するなど拡充を図ること。そのためにも中学校給食事業費補助制度を創設すること。また、栄養教諭を1校1人以上全校配置し、食育を支えること。さらに、中等教育学校給食対応方針の検討結果を明らかにすること。
- 2) 食育の推進と健康な体づくりの観点から、県立高校の「食生活に関する調査」の分析評価を公表すること。その上で、他県が取り組んでいるように、状況に応じて高校段階での給食実施を検討すること。



- 3) 夜間定時制高校について、夕食提供事業への補助を厚くしたことは重要である。また、県立高等学校朝食等提供事業も喜ばれている。経済的に厳しい家庭が増えている中、引き続きこれらの事業の拡充を図ること。
- 4) 急激な物価高で、子どもの食がさらに脅かされている。県が設置する特別支援学校の学校給食費等への補助は歓迎されており、引き続き無償化をめざすこと。
- 5) 国は「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、少子化対策・こども政策の強化として、学校給食無償化の課題整理等を行うとしている。県は全国都道府県教育委員会連合会を通じて、義務教育諸学校における学校給食費の保護者負担を無償とするよう、国の責任で財源を含め具体的な施策を示すことを国に要望するとしている。これらは保護者負担論を乗り越えた政治の新しい到達点と言える。  
この実現のためにも、当面県は市町村に義務教育における給食費無償化の財政支援を行うこと。

### (9) 全国学力テストについて

- 1) 教員の多忙化が大きな問題となっている中、全国学力テストの傾向と対策を行うことにより通常の授業にも影響を及ぼし、さらなる負担増となっている。学力の定着は、それぞれの学校現場の授業や定期テストによるべきである。平均点との差などの統計的集約は学校現場の過重負担であり、無意味な競争による弊害を招いている。  
昨年「全国学力・学習状況調査は、児童・生徒の学力の定着度合を測るという点でも有効な手段の一つ」と回答されているが、その根拠を示すこと。また、全国学力テストの押し付けをやめるよう国に求め、本県での実施はやめること。
- 2) 教育の効果検証は、個別になされるべきである。旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決（1976年5月21日）は、「学校別の結果公表を許容すれば」、学力テストは教育基本法第16条1項に違反すると指摘している。結果公表は過度な競争につながる。  
また、県教育委員会としても、昨年の回答で「各学校において、自校の結果を分析し、授業改善に有効活用していくことは大切」としており、他校・他地域との比較や公表を必要としていない。これらの点から、学校別の結果公表は今後も実施させないこと。  
さらに、市町村教育委員会としての公表も意義が認められない。昨年の回答においては「公表することが望ましい」としているが、その根拠を示すこと。  
(注) 現在は学校ごとの公表は県内では行っていない。市町村教育委員会ごとの公表は行っている。

### (10) 教科書採択の改善について

- 1) 現在法令により採択が制度化されているが、教科書記載内容及び教育のより実践的な進め方に照らしていずれが相応しいかを選択するには、教育委員による採択には限界がある。  
本来教科書の選択は、教科書を生徒とともに日々使用している教育現場の意向が最も尊重されるべきである。その点から現在の採択制度を見直し、現場の意向によるものに改めることを国に求めるとともに、当面、現制度の下でも教育現場の声を最大限尊重する運営とすること。
- 2) 教科書採択については、学校現場とともに生徒及び保護者の受け止めは尊重されるべきであり、その点から傍聴は拡充が求められる。傍聴会場の拡充、各教育委員の態度が明らかになる意見表明方式の採用など好事例を共有することを含め、各市町村教育委員会の傍聴の拡充を促すこと。
- 3) 2013年に高校日本史の採択において、校内選定会議を経て校長が選定した使用希望教科書に対し、再考を求める事態となり、まさに県教育委員会による特定教科書の排除であり、二重検定ではないかとの大きな批判が起きた。  
昨年回答で「一部の日本史教科用図書には、県教育委員会の考え方や取組と相容れない部分があることから、県教育委員会において不採択になる可能性があったため、当該教科用図書の使用を希望していた学校長に再考を依頼」としているが、本来学校現場の意向は最も尊重されるべきであり、教育委員会の考えを押しつけること自体が問題である。県教育委員会は、教育への政治的介入にあたる行為を今後再び行わないこと。また、その経緯の説明自体が学校現場への圧力となるので、今後行わないこと。



## (11) 外国人学校への支援について

- 1) 母語・継承語で幼児教育・保育を受けられる環境を有し、子どもの言語的な発達やアイデンティティを育む上でかけがえのない外国人学校を、保育の無償化の対象にするよう国に求めること。また、「幼児教育類似施設」に対しては、教育の機会均等の理念に立ち県として補助制度を設けるとともに、国にも求めること。
- 2) 本県が多文化共生を標榜するのであれば、外国人学校の運営を支援し、通学する児童生徒にとってもお金の心配なく学べるよう、学費負担の軽減とともに学校運営への経常費補助を復活させること。
- 3) 県内の外国人学校の子どもたちが、国際情勢や政治情勢の影響を受けることなく、安心して学べることを目的として創設された学費補助制度の趣旨に鑑み、朝鮮学校の学費補助を復活させること。  
神奈川県は障がい者の差別を禁止する条例を制定し、共に生きる社会を標榜し、外国人等に対する差別も許さないとHPで謳っている。また、国内においては教科書採択に当たり、「外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく」と国が態度を示し、県もその観点をういている。それにもかかわらず、私学の教科書記載内容を理由として学費補助さえ行わないというのであれば、ダブルスタンダードであり、民族差別そのものである。  
行政は、教育内容に介入するべきではない。まして子どもたちと学校に、拉致問題の責任はない。神奈川県弁護士会の警告及びかながわ人権政策推進懇話会での指摘を真摯に受け止め、官製ヘイトはやめるべきである。
- 4) 県が経常費補助を廃止したため、外国人学校は施設整備や耐震診断・耐震補強に非常な困難をきたしている。外国人学校も国の耐震補強工事費補助の対象とするよう国に求めること。外国人学校をその対象から排除することは、命の選別にもなり得るものであり多文化共生から著しく逸脱している。国が補助するまでは県として補助すること。

## (12) 夜間中学の拡充と夜間定時制高校について

- 1) 県内夜間中学3校とも県内在住・在勤者を広く対象とするよう、県は広域自治体としてイニシアチブを発揮し、財政支援も行うこと。  
また神奈川県内の夜間中学校数は、他都府県に比して非常に少ない。多くの生徒が通えるよう夜間中学を増設すること。
- 2) 夜間中学は様々な年齢の方や外国につながる方、不登校の方などの学びの場として貴重な役割を担っており、特段の配慮が必要である。継続性に留意し、豊かな学びの保障を行うこと。
- 3) 夜間中学では、授業時間の特殊性から食事提供が必要となる。その実態把握とともに、食費補助を行うこと。

## (13) 卒業式・入学式について

- 1) 卒業式・入学式における「日の丸」「君が代」の実質的な強制をやめること。憲法に基づき、内心の自由を尊重すること。また、入学式・卒業式は生徒の成長や未来を祝福するものであることを踏まえ、国旗・国歌重視により生徒や教師に負担を与えないよう配慮すること。
- 2) 政府は1999年の国会答弁で、「法制化に当たり、国旗の掲揚等に関し義務づけを行うことは考えておらず、したがって、国民の生活に何らの影響や変化が生じることはない」(小淵恵三首相・当時)と表明している。また、2019年春、ILO・ユネスコ教職員勧告適用合同専門委員会(CEART=セアート)から日本政府に対し、「国旗国歌強制の是正を求める」勧告がなされている。  
法的拘束力がないものを、教育委員会が強制すべきではない。昨年の回答で述べている「適切に対応するよう」の「適切」の範囲はいかなる内容かを示すこと。不起立教員の数の把握などはやめるべきであるが、これをどのように活用していたのかを明らかにすること。

## (14) 自衛隊の体験学習について

- 1) 県内小・中・高校のカリキュラムに自衛隊の体験学習が組み込まれているが、自衛隊は

一般的な事業所とは性質を異にする。自衛隊法第3条に規定されるように、主たる任務は国の防衛である。戦闘行為を担うという特殊性を持ち、子どもたちの職業体験学習の場としては相応しくない。「経済・社会の仕組みや労働者としての権利・義務等を学ぶ」というキャリア教育の狙いに叶うものではない。

現に、昨年の回答でも「体験学習が成り立たない」事業所はあるとしているが、自衛隊はそれに該当する。県教育委員会は、自衛隊の体験学習をやめるよう各学校に働きかけること。

- 2) 自衛隊の体験学習時に、児童や生徒が人を殺傷する武器に触れる機会を持つことが懸念される。昨年の回答に「自衛隊でそのような体験が行われているとは認識していない」とあったが、どのように認識しているのかを示すこと。また、事実として体験学習の内容を明らかにすること。

#### (15) フリースクール等への補助について

- 1) ここ10年間、本県の不登校児童生徒の数は1万人近くで推移している。これらの児童生徒の中には学びの場としてフリースクール等を選ぶ子どもたちがいるが、高額な学費が負担となっている。

フリースクール等で学ぶ児童生徒の学習保障のために、家賃や職員の賃金などの財政支援を行うこと。

### 《3》 医療・介護など社会保障と福祉の充実を

#### [1]. 安心できる医療提供体制の確立に向けて

##### (1) 病院の新設・増設と運営への支援について

- 1) 神奈川県は人口10万人対比の病院数は全国47位であり、病院が少ない。各医療を担う病院の新設や増設を図り、全国平均水準並みに病院数を確保すること。
- 2) 救急病院を増やすために、財政措置を含めて救急病院の新設・増設を図ること。また、少なくとも2次医療圏に1カ所の救急センターを配置すること。
- 3) 救急医療とともに小児・周産期医療も不採算医療と言われるが、不採算分野は民間では担えず、公が担わなければならない。小児・周産期医療の拡充に向けて財政措置を含む必要な支援を行ない、病床確保や分娩施設の拡充を図ること。

##### (2) 病床の確保・拡充について

- 1) 国に病床の具体的な整備目標である基準病床数の算定方法の見直しを求め、地域医療介護総合確保基金の拡充など、国庫補助の増額を求めること。すべての二次保健医療圏で、全国平均並みの病床数を確保すること。
- 2) 県の地域医療構想の2025年における医療ニーズからも、高度急性期及び急性期病床の再編・統合は行わないこと。既存の急性期病床の維持に向けて、県として支援を行うこと。
- 3) 急性期経過後の患者の受け皿となる回復期病床や慢性期病床について引き続き整備を進めるとともに、医療療養病床（慢性期病床）の拙速な転換や削減は行わないこと。
- 4) 県の感染症病床数は人口10万人対比で全国47位と過少である。感染症病床の基準病床数を引き上げるとともに、病床総数を増やすこと。

##### (3) 医師の確保と労働環境の改善について

- 1) 神奈川県の医師数は、人口10万人対比で全国40位（2022年度）であり、少なくとも全国平均を目標とすべきである。年度目標を定め、計画的に医師確保に努めること。
- 2) 医学部の入学定員について、2024年度以降の地域枠が維持できるよう、引き続き国に増員分の継続や臨床研修制度における募集定員の引き上げを求めること。
- 3) 県内出身の医学生に留まらず、県内医学部に通う学生に向けた補助制度や県内の臨床研修医に向けた支援策を創設し、県内外の医学部や医科大学、臨床研修医療機関にも働きかけるなど、医師確保策を策定すること。

- 4) 医師の養成には一定の時間が要するため、医学部の定員増を図るなど抜本的な医師の増員策を検討すべきであり、労働時間が過労死ラインとならないために、医師の増員を図って働き方改革を進めるよう、引き続き国に強く求めること。
- 5) 勤務医の働き方改革（2024年までに医師の時間外・休日労働時間を年間960時間以下に）について、進捗状況を示すとともに、取り組みが困難な医療機関への個別・具体的な対策を示すこと。

#### **(4) 看護師の確保と労働環境の改善について**

- 1) 神奈川県の人口10万人対比の看護職員数は45位と低いため、看護師需給推計を抜本的に見直し、県独自の看護師必要数を検討し、看護師の増員に向けた年度目標を示すこと。
- 2) 県内病院看護師の離職率は全国平均を上回る。離職防止対策の一貫として、労働条件の改善と賃金水準の引き上げを含む県独自の具体的施策を検討すること。
- 3) 看護師の配置基準について、「夜間10対1以上、日勤時4対1以上、夜勤日数は月8日以内」を満たすよう、医療法の改正を国に働きかけること。また、看護師の夜勤は「3人以上の体制で月6日以内（当面8日以内）」とし、妊産婦には夜勤や時間外労働を課さないよう、県内医療機関に強く助言するとともに、医療機関が勤務環境を改善できるよう、人材確保も含めて、県のなすべき業務と位置づけて財政的支援も含めた抜本的な支援を行うこと。
- 4) 准看護師の方が働きながら正看護師を目指せる機会を増やすことは、重要である。  
前回調査からの変化を把握するため再度ニーズ調査を行うことともに、看護師資格取得に向けてコーディネートすること。また、新たな進学支援制度（収入要件を満たした学生に修学資金を貸与する制度）を、引き続き実施すること。
- 5) 訪問看護や訪問介護でのハラスメントの防止に関し、研修等での周知に加え、市町村とも連携して訪問看護・訪問介護事業所で有効なハラスメント対策が取られたかを把握し、引き続き必要な指導・対策を行うこと。また、ハラスメント相談の件数や内容などの効果検証を行い、取り組みの改善を図ること。

#### **(5) 在宅医療提供体制の拡充に向けて**

- 1) 在宅医療の推進のため在宅支援体制について実態を把握し、引き続き計画的に整備を図ること。
- 2) 在宅（居宅）で療養する患者に必要な医療や支援が十分提供されるよう、在宅医療従事者の処遇改善も含め、国に必要な財政支援を求めること。県としても、医師会を通じた在宅医療を担う医師への補助など、引き続き在宅医療の推進を図ること。
- 3) 在宅の重症心身障害児者に対する訪問医療及び訪問看護ができるよう、医師や小児看護の経験を持つ看護師の育成、小児の訪問看護に対応できる訪問看護ステーションの増加等に向けて、引き続き制度づくりと体制整備を進めること。

#### **(6) 障がい者や難病等に関わる医療の充実について**

- 1) 精神障がい者が地域生活を安定的に継続できるよう、訪問診療、訪問看護などの訪問医療や生活の総合的支援を行う地域生活支援体制を早急に整備すること。  
また、県として長期入院者の地域移行の目標人数を設定するとともに、地域生活に必要な居住の場、日中活動の場、移動支援などのサービス供給を増やすために年度ごとの目標数を示し、体制強化を図ること。
- 2) 県として、さいたま市や土浦市で行っている自立支援医療（精神通院）等の更新時の医師の診断書費用の助成制度をつくること。
- 3) 県立総合療育相談センターについて、県として早急に必要な予算措置を講じ、医師、看護師等の人材確保と医療設備や医療機器を整備し、総合療育相談センターの本来の機能の一つである短期入所事業を安定して実施できるようにすること。
- 4) 「血友病診療は、小児期においてはこども医療センター等で専門的かつ包括的な診療が受けられるが、成人に達すると専門的な診療を受けられる病院が殆どない」との障害者団体の声がある。県内の血液内科を持つ病院とも連携して、血友病の専門的包括的診療体制づくりを進めること。

また、引き続きかながわ移行期医療支援センターの機能強化や、県立こども医療センター内の成人移行期支援センターとの連携・協力を強め、こども医療センターから移行する子どもに十分な支援を行うことを含め、小児期から成人期に円滑に移行できるよう、移行期医療の拡充を図ること。

- 5) 神奈川県循環器病対策推進計画に掲げている小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策に関して、幼児期に受けた先天性心疾患手術の後遺症がある場合は生涯治療が必要となるが、成人した患者は県立こども医療センターから移行しなければならないため、成人先天性心疾患患者の治療ができる施設を増やすとともに、診療にあたる循環器内科医師を育成すること。

### **(7) 診療報酬について**

- 1) 急性期病床、在宅医療、介護施設（特に老健施設）での医療等に関する診療報酬の改善を、国に対して求めること。診療報酬の拡充で患者負担が引き上がる分、相当する国庫負担や国庫補助の増額を求めるとともに、県として医療現場の改善と県民の負担軽減を合わせて国に求めること。
- 2) 急性期病床に関する診療報酬の厳格化と急性期病床の削減・転換誘導をやめるよう国に求めること。
- 3) 医療従事者の「働き方改革」を踏まえた人員配置の実現に向け、地域医療介護総合確保基金の拡充を含め、引き続き医療分野への国庫補助を引き上げるよう国に求めること。
- 4) 原則全国一律の診療報酬が、日本の国民皆保険制度を支えてきた。地域別診療報酬は、国民皆保険制度や保険診療を維持する上でも弊害が大きいと言える。日本医師会の会長は、隣接県で医療費が異なる事態が生じ医療に混乱が起きる可能性があるとして、その弊害を指摘している。地域別診療報酬導入の狙いは、医療費抑制（医療費適正化）にある。居住地による受療権の格差を生まないためにも、県は全国一律の診療報酬を維持するよう、国に求めること。
- 5) 隔離・収容中心との指摘がある日本の精神科医療のあり方や精神障害者への社会的差別・偏見を誘発する要因として、また、国が進める精神障害者の地域移行が進まない理由としても、精神科特例の廃止が課題となってきた。精神病床の人員配置標準を一般病床と同等とするよう、国に求めること。
- 6) 介護老人保健施設には常勤医師がいることから、外部の医師の施設への往診や入所者の外部の保険医療機関への通院において、初診料や再診料などの基本診療料及び医学管理料や検査、投薬などの特掲診療料は適用されない。介護施設（特に老人保健施設）入居者への医療提供に関する診療報酬の改善を、国に求めること。

## **[2]. 安心できる医療保険制度の確立に向けて**

### **(1) 保険診療について**

- 1) 社会保険や国民健康保険を含め、原則3割負担となっている窓口負担の軽減を国に求めること。

### **(2) 国民健康保険について**

- 1) 国保の保険料負担率を社会保険並みに引き下げするため、政府の次年度予算編成に向けて国庫負担の引き上げを求めること。また、国保への補助削減につながるあらゆる動きに対し、全国知事会にも働きかけて中止を求めること。
- 2) 国保の保険料負担率は被用者保険と比べて高いことから、県としてあらゆる努力を講じて保険料の引き下げを図ること。また、剰余金が発生した場合は、次年度保険料の引き下げに活用すること。
- 3) 国民健康保険は、国保法第1条のとおり社会保障制度であり、国民皆保険制度の土台、医療保険制度の最後の砦である。国が十分な財政措置を取るまでは「決算補填等目的の法定外繰入」を認めるべきであり、段階的削減目標を国保運営方針から削除すること。また、保険者努力支援制度の「決算補填等を目的とした法定外繰入」に対するマイナス評価は補助削減につながり保険料の引き上げを誘発することから、あらためて強く国に中止を求めること。

4) 国は、「保険料水準の統一」とは「同一都道府県内において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準」と説明し、都道府県ごとだけでなく二次保健医療圏ごとの統一も可能として、これを推進するとしている。県が想定する「保険料水準の統一」についての定義を明らかにすること。

また、国保運営方針ではすでに保険料水準の統一に向けた措置が盛り込まれているが、これによって急激な保険料負担増を招く県内の市町村からは、強い反対の声が寄せられている。

「保険料水準の統一」の統一は、都道府県単位化を進めた時のワーキンググループで全国知事会から要望が出された1兆円規模(残り6,600億円)の国費の恒常的投入が実現し、少なくとも国保の保険料負担率が社会保険(協会けんぽ)並みに引き下げられ、生活保護基準130%以下を対象とする保険料の生活困窮者減免制度を導入するなど、「払える保険料」水準が確立してから検討すること。

5) 国民健康保険は社会保障制度であり、所得に左右されず医療が受けられるためには応能負担の原則が重要である。均等割や平等割の応益負担はこの原則と相いれないことから、「保険料水準の統一」を進める場合には、応能負担原則を強化を図ること。

6) 被用者保険の保険料は一定程度所得に応じた構造となっており、被扶養者の保険料は発生しない。国庫負担の増額を前提として、国保の保険料算定方式が応能負担や生計費非課税の原則に貫かれたものとなるよう、国に制度改善を求めること。

7) 少子化対策をと言いながら、子どもが生まれると負担を課すという天下の愚策である国保の18歳未満の子どもに対する均等割をなくすよう、国に求めること。また、県内市町村においても均等割の廃止や軽減を図るよう、県として助言すること。

この場合、県や市町村が独自の財政措置を講じない限り、単なる廃止や軽減だけでは均等割対象者の均等割部分や全体の世帯割など、他の応益割部分が引き上がることが想定されるため、法定軽減同様に国が別枠での財政措置を講じるよう国に求めること。

8) 財政安定化基金については、国保運営方針に県への繰入に関する事項を追記すること。

また、財政安定化基金の財源は国費であるため、予算編成時には見込めない給付費の増大が発生した場合でも十分に対応できるよう、国に国費の増額を求めること。

9) 2022年度から財政安定化基金に年度間の財政調整機能が付与され、都道府県が事業納付金の著しい上昇抑制等に充てることが可能となった。市町村国保の保険料上昇をより強く抑制するため、この措置を有効に活用して事業納付金の年度毎の上昇を抑制すること。

10) 保険料(税)の収納対策に関し、生活を阻害し営業を妨害するような強権的収納対策は行わないよう市町村への助言・指導を強め、差押えの中止や執行停止処分の実施などを含め、収納対策と一体的に丁寧な相談と必要な支援を行うよう、引き続き全市町村に助言・指導すること。

11) マイナ保険証の導入に伴い、被保険者証の「一律廃止」は、法律上任意とされてきたマイナンバーカードの取得を事実上強制するものである。また、医療関係団体が行った医師・歯科医師へのアンケートでは、約8割が保険証の原則廃止とオンラインでの資格確認の義務化に反対したとの結果が出ている。さらに、現在マイナ保険証の活用において、資格確認ができないなどのトラブルも多数発生している。

このような状況で被保険者証の廃止を強行すれば混乱は必至であるため、マイナンバーカードと保険証の一体化及びオンライン資格確認の原則義務化の撤回を強く国に求めること。

12) 現在の保険証を存続し、マイナ保険証と併用するよう国に求めること。また、万が一現在の保険証が廃止された場合、資格確認証の発行については被保険者の申請がなくても保険者が責任をもって届けるようにすること。

13) 多くの市町村の保険料(税)独自減免制度は、「著しい所得の低下」を要件としており、実質的に「使えない」減免制度となっている。生活保護基準の130%以下の世帯を対象とする減免制度の導入・普及を図ること。

14) 国保法第58条第2項があるにも関わらず、国保組合にはある傷病手当の制度が、市町村国保では行われてこなかった。傷病手当金を市町村国保の通常の制度とするよう、財政措置も含めて国に求めること。

また、今後も恒常的制度として傷病手当金の支給を継続するとともに、事業主にも適用

するよう、県内市町村に助言・指導すること。

- 15) 国保中央会の2022年度市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書によれば、神奈川県の特定期診受診率は29.5%で、全国47位である。県は効果も測定できない未病関連事業を行っているが、未病関連予算すべてを大胆に保健事業に振り向け、特定健康診査や特定保健指導に強いインセンティブを与える県独自の財政措置を講じ、市町村国保の特定期診の受診率の向上を図ること。

その財源を活用し、市町村とも連携して健康診査料の無料化や減額に取り組むこと。また、特定保健指導の実施率を引き上げるために、県内の実施機関を拡充するなど、基盤整備を進めること。

- 16) 県内国保組合が行う特定健康診査、特定保健指導の事業に対する補助制度を維持すること。併せて、県として補助単価を実際の健康診査費用に見合うように引き上げること。
- 17) 県内国保組合において、個人事業主や零細事業主が多く加入する国保組合の特性から、保健事業は保険者が主体となって実施している。国保組合が実施する保健事業を評価し、補助単価を引き上げること。
- 18) 国保組合でも18歳未満の子どもの均等割の減額に準じた措置が取れるよう、引き続き国に財政支援を求めること。

### (3) 後期高齢者医療制度について

- 1) 一定所得の後期高齢者の窓口2割負担については、物価高騰が続く中で受診抑制が強く懸念されるなど命にかかわる問題である。県は高齢者の医療を保障する立場に立ち、国に対し2割負担の撤回を求めること。
- 2) 県後期高齢者医療における保険料負担率の上昇を抑えるため、国に対し国庫負担の増額を求めること。
- 3) あらゆる財源を活用して後期高齢者医療保険料の引き下げを図るよう、引き続き県広域連合に助言すること。
- 4) 保健事業の推進は、後期高齢者医療においても本来的な医療費の低減に結びつくとともに、保険料負担や現役世代の負担の軽減にも資する取り組みである。全国平均よりも低い健康診査受診率の向上や、特定健康診査の推進や歯科検診の対象拡大など、引き続き効果的な取り組みを行うよう、県広域連合に助言すること。
- 5) 後期高齢者医療においてマイナンバー保険証の強制をやめるよう、県広域連合に強く助言すること。
- 6) 独自減免制度(条例減免)について、減免申請は少なく、低所得者にとって「使えない減免制度」となっている。生活保護基準130%以下を対象とした生活困窮減免制度を創設するよう、引き続き県広域連合に強く助言すること。
- 7) 歯科健康診査は歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による嚥下性肺炎等を予防するものであり、高齢者の健康維持にとって重要である。

このような重要性に鑑み、国庫補助制度である歯科健康診査を毎年受けられるよう、制度の改善を県広域連合に助言すること。また、協力歯科医療機関に留まらず、希望する県内すべての保険医療機関が実施出来るよう取り計らうこと。

## [3]. 医療費助成制度や補助制度の拡充に向けて

### (1) 県の3つの医療費助成制度全般について

- 1) 県の小児医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、重度障害者医療費助成制度の3制度に導入している一部負担金、所得制限、年齢制限を撤廃すること。  
県は「制度の安定的かつ継続的な運営を図るため、市町村と協議を行いながら定めたもの」との回答を繰り返してきたが、県内市長会、町村会から毎年改善の要望が出されていることから、県の回答には道理が無い。安心して医療を受けられる制度の充実はますます強い願いになっている。多くの障害者団体からも要望が出されていることから、早急に制度の改善を図ること。
- 2) 政令市の補助率を一般市と同じにしたことは一歩前進である。さらに事業を促進するために3つの医療費助成制度の市町村への補助率を全市町村とも2分の1とすること。

## (2) 小児医療費助成制度について

- 1) 児童福祉法では18歳未満が「児童」であるが、少なくとも中学校卒業までの小児医療費を無料化する全国一律の制度を早期に創設するよう、引き続き国に求めること。
- 2) 県が医療費助成を小学校6年生まで拡充したことにより、県内27自治体が18歳まで拡充に踏切るなど、もはや18歳までの医療費助成がスタンダードとなっている。  
全国では18の都府県が15歳児、18歳児まで、対象年齢を引き上げて実施しており(2019年度)、県として通院の助成対象も入院同様に直ちに小学校6年生から中学校卒業までに引き上げること。また、18歳まで補助を拡充するように取り組むこと。
- 3) 一部負担金や所得制限を撤廃する自治体が広がり、一部負担金があるのは県、川崎市、相模原市、また、所得制限については県と相模原市だけとなった。県は一部負担金と所得制限を撤廃し、県内の子どもの医療費を完全無料化にすること。

## (3) 重度障害者医療費助成制度について

- 1) 重度障害者医療費助成制度では、精神障がい者は1級の通院のみが対象とされている。1級の入院助成は、県内15自治体に広がっている。県として1級の入院を助成対象とすること。  
また、県は精神障がいの生活実態調査を行なった結果、医療の必要性は1級も2級も変わらないことが判明したため、精神障がい者2級も1級と同様に重度障害者医療費助成制度の対象とし、通院・入院とも助成すること。
- 2) 重度障害者医療助成制度の対象拡大について、療育手帳B判定の方や膀胱直腸障害3級・4級の方から切実な要望も寄せられている。  
また、県内市長会からは身体障害者手帳3級の方まで助成対象を拡大する要望が出されている。これらの方々を助成対象に加えること。

## (4) 高齢者の医療費助成制度の創設について

- 1) 後期高齢者医療制度では、原則2割負担化により窓口負担が増額される方が増え、負担が大きく悲鳴が上がっている。直ちに1割負担に戻すこと。さらに、窓口負担の廃止を国に求めること。
- 2) 高齢者医療費助成制度を復活し、70歳から74歳までの医療費窓口負担を1割とするよう国に求めること。また、県として、せめて清川村のように補助制度を設けること。増額の影響を調査すること。

## (5) 子どもや障がい者への福祉的助成の実施について

- 1) 国が眼鏡購入費の補助制度を創設するまで、県内の子どもたちが等しく眼鏡の購入ができるよう、県として眼鏡購入費の補助を行うこと。また、コンタクトレンズについても補助の対象に盛り込むよう、引き続き国に求めること。
- 2) 心臓病と重度心身障害が重複している成人先天性心疾患は、入院できる施設がなく在宅診療を受けなければならない。県として酸素飽和度を測定するサチュレーションモニターやバッテリーなどの購入費を助成すること。
- 3) すべての新生児が健康に成長するために、また、障がい克服の機会を平等に提供するために、新生児の聴覚障害検査の補助金制度を充実させること。
- 4) 新生児聴覚検査機器整備事業補助金の対象となるすべての医療施設に対し、補助金を受けられるようにすること。また、検査の場所に関わらず補助金を受けられるようにすること。

## (6) 妊婦健診への助成について

- 1) 神奈川の妊産婦健診の公費負担は、全国最下位である。経済的な負担が大きい年代でもあるため、妊産婦健診が無料になるよう、市町村任せにせず県として助成を拡充すること。
- 2) 県内市町村の妊産婦健診の公費負担は補助券方式を採用しているが、そのことが補助の低い主な原因となっているため、全国のほとんどの市町村が採用している受診券方式を採用するよう、県として市町村に指導・助言すること。

## [4]. 安心できる介護保険制度の確立に向けて

### (1) 介護給付費抑制策からの転換

- 1) 誰もが安心して利用できる介護制度を確立するために、介護給付費を後期高齢者の伸び率以下に抑えるという介護給付費抑制策はやめ、介護サービスや人員配置基準等の拡充、介護保険料の引き下げを図るなど、国に強く求めること。

### (2) 1号被保険者の介護保険料について

- 1) 介護保険の財政運営は3年毎とされ、本年4月から第9期介護保険事業計画（2024～2026年度）が始まった。65歳以上（1号被保険者）の介護保険料基準額（月額加重平均）は、第1期と比較すると全国的は2,911円から6,225円へと約2.14倍となり、神奈川県では2,975円から6,028円へと2.13倍に引き上がっている。しかも、神奈川県は全国平均よりも高い。  
介護給付費が引き上がっており、介護保険の財源は基本的に保険料50%、公費50%（国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%）とされているため、介護給付費が上がれば比例して保険料も上がる仕組みとなっているためである。国の負担割合を大幅に引き上げるよう、強く国に求めること。
- 2) 介護保険料の原則2割負担化は、第10期に先送りされた。県はあらゆる機会を通じ、2割負担化には一貫して反対すること。
- 3) 基準額に満たない一部の低所得者には若干の軽減措置が取られているが、対象が不十分である。国庫負担が増額されるまでは県独自の財政措置を講じ、保険料負担の負担軽減に努めること。
- 4) 高すぎる介護保険料の引き下げについて、市民生活を守る立場から市町村の独自性が求められる。市町村の介護保険会計への一般会計法定外繰入が認められることを、市町村に周知すること。  
昨年の回答では県は「法定外繰入は費用負担の公平性を損なう」と心配しているが、介護保険制度においても法定外繰入は可能との国会答弁があった。政府答弁であり、県が心配するには及ばない。
- 5) 65歳以上の方で災害や所得減少などにより介護保険料の納付が困難な場合には、減免制度があることを周知し、申請者にしっかり支援すること。  
また、市町村の保険料減免制度に関し、県としても財政措置を講じ、低所得者が誰でも使える減免制度に拡充すること。

### (3) 低所得者への利用料負担助成について

- 1) 介護利用料の負担割合について、構成は1割負担91.8%、2割負担4.6%、3割負担3.6%とのデータがある。国は2割負担の対象拡大をねらっていたが、物価高騰もあり先送りされた。  
今後もそうした議論が出るのが想定されるため、県はこうした負担拡大の動きに反対すること。
- 2) 低所得で介護保険サービスの利用が困難な人に、利用料の一部助成を行うこと。千葉県船橋市では、生活保護以外の単身世帯で年間収入150万円以下かつ資産350万円以下の場合、訪問介護や訪問看護、通所介護や地域密着型介護などの利用料の40%を減額している。先進自治体に学び、県として独自制度をつくること。
- 3) 介護施設に入所している低所得者は、食費、居住費、介護度に応じた利用料、介護保険料として毎月約6万円は負担している。介護保険以外の実費などは月約2万円かかり、その上に食費2.2万円の増額は支出超過になりかねない。  
補足給付の見直しによる利用料の大幅な負担増への軽減を行うこと。利用料の軽減制度を周知し、申請者に負担軽減を図ること。9,500人への影響が県の調査でも明らかになっており、補足給付の水準を従前に戻すよう国に求め、県としても独自の支援をつくること。また、利用に際しては、資産要件を撤廃するよう国に強く求めること。
- 4) 市町村が特に生計が困難と認める者への社会福祉法人などによる負担軽減措置に対する補助を増額するよう、県として補助制度等の対策を講じること。



#### (4) 介護報酬に関して

- 1) 質の高いサービスが安定的に提供できる介護報酬や人員配置基準を確立するには、基本報酬の底上げが必要である。介護報酬の10%以上の引き上げを行うとともに、それを利用料・保険料に跳ね返らせないため、国庫負担を増額するよう国に対し法改正や制度改善を不断に求めること。
- 2) 介護保険の報酬単価に関わる地域区分について、神奈川県は最低賃金は東京都とほぼ差がないが、地域区分が異なることで大きな齟齬が生じている。昨年の回答でも、今年度から設けられる新たな特例措置は不十分との回答があったが、こうした地域区分の在り方を見直すよう、引き続き国に求めること。

#### (5) 特別養護老人ホームや老人保健施設の整備について

- 1) 特別養護老人ホームの入所対象者の重点化（要介護3以上）に関し、昨年の回答で要介護1・2の方の入所は、入所者27,721名中1,543名（2022年4月1日現在）で、5.6%と非常に少ないことが判明した。重点化はやめるよう国に求めること。
- 2) 入所制限や負担増による退所の実態について県は把握していないとのことだが、県の「神奈川県特別養護老人ホーム入退所指針」に対処理由の報告を盛り込むなど、手段を講じて退所理由を把握し、希望者が入所を継続できるよう対策を講じること。
- 3) 県内の特養待機者数は、毎年4月時点で1万人を上回っている。第9期かながわ高齢者保健福祉計画に待機者解消の目標を盛り込み、市町村と連携して特養の整備・増設を進めること。また、整備の達成状況を示すこと。
- 4) 災害時や緊急時の対応も想定し、医療施設と連携している介護老人保健施設や介護医療院において、地域ニーズに応じて人工透析患者も入所できる施設機能を整備するための財政支援を行うこと。

#### (6) 自治体の新総合事業について

- 1) 新総合事業のサービス類型は市町村によって異なる。新総合事業に移行する前の介護予防給付に相当するサービスが実施されているか実態をつかみ、保障すること。国の支援を増やすよう要望すること。
- 2) 介護認定申請を優先的に保障するよう、市町村に指導・助言を行うこと。また、基本チェックリストの対象者には、本人及び家族に対して希望に応じて要介護認定申請を行うことが可能であることを必ず口頭で伝え、要介護認定申請を推奨する文書やチラシ等を必ず配布するよう、市町村に指導・助言を行うこと。
- 3) A事業では無資格者による質の低下が心配されることから、サービスの質を保証する適切な報酬単価を設定する必要がある。県内市町村の新総合事業の単価を検証し、サービス内容に応じた適切な単価となっているかを把握すること。県の作成したカリキュラムやテキストが適切に行われているか把握すること。

#### (7) 介護職の確保と処遇改善について

- 1) 介護職の賃金は全産業平均と比べて月額7万円も低いとの指摘があり、施設系と比べて訪問系はさらに低い。前年の回答にあった通り神奈川でも介護職員の慢性的な不足の大きな要因は賃金水準の低さにあり、サービス利用者の負担増を招かない手法で、ヘルパーの確保・定着に向けた賃金、処遇の改善を図るよう、引き続き国に要望すること。  
また、介護職員だけでなく、すべての介護従事者の賃金を全額公費負担により全産業水準まで引き上げるよう国に求めること。
- 2) 訪問ヘルパーの処遇移動時間や待機時間は時給に換算されないなど、訪問ヘルパーの処遇は特に劣悪である。県として賃金引き上げに向けた取り組みを行うこと。
- 3) 昨年の回答では、受験資格の見直しによって介護支援専門員の受験者や合格者が減少したため、2023年度に関東地方知事会議として国に受験要件の見直しを共同提案したとあったが、本年横浜市において、介護度確定後、ケアマネージャーが派遣されるまでに2週間近くを要した事例があった。この間は受ける介護サービスが確定せず、ヘルパーのみならず介護支援専門員不足も深刻である。

介護職の賃金・処遇改善と併せて、介護職場の魅力を普及する取り組みを引き続き実施

すること。また、受講生の確保に向けた対策や助成措置など、養成校への支援も実施すること。

#### **(8) その他介護保険制度全般に関して**

- 1) 介護保険料を一定期間滞納した場合、給付抑制の措置が取られる。身体や日常生活の維持に介護サービスが欠かせない利用者にとっては、生存権さえ脅かされる事態となるため、給付抑制は行わないよう市町村に強く助言すること。
- 2) 療養介護施設の入所者募集はもとより、入所中も医療的ケアの程度が重い人が排除されないよう、引き続き実効性のある対策を講じること。
- 3) 65歳以上の障がい者に対する介護保険制度の優先原則を機械的に適用しないよう、引き続き市町村への指導を強めること。なお、国に対し介護優先原則を直ちに廃止するよう求めること。
- 4) 要介護1・2の方の生活援助を新総合事業に移行し（要介護1・2の介護保険外し）、ケアマネジメントに利用者負担を導入（ケアプランの有料化）するなどの制度改定は先延ばしされたが、第10期で実施される恐れがあり、こうした制度改定は行わないよう国に強く求めること。

#### **[5]. 高齢者福祉の充実に向けて**

- 1) 虐待被害や社会的孤立など複合的な困難を抱える、いわゆる「処遇困難」の高齢者について、老人福祉法の措置制度などを活用し、市町村と連携して県として必要な支援を強化すること。
- 2) 県の高齢者福祉施策を検討する上で、また、災害時の避難対策や防災上も重要と考えられることから、市町村が独居高齢者や高齢者のみ世帯の実態把握を行うよう、市町村に指導・助言すること。
- 3) 高齢の単身世帯や夫婦のみ世帯において、緊急事態や災害時に外部に連絡でき救助を求められる機器等の設置について、市町村を支援し助成措置を講じること。
- 4) 災害級の熱中症が急増し、年々救急搬送者が急増している。エアコンのない人は猛暑の中でいのちの危険にさらされながら生活しなければならず、エアコンが故障していたり電気代の高騰で使用を自粛する高齢者も少なからずいるため、命を守る対策は急務である。  
生活困窮する高齢者世帯に対し、エアコンの購入又は修理する場合の費用の助成を行うこと。併せて、電気代の助成を行うこと。
- 5) 高齢化に伴い難聴者が増えている。放置すると日常生活や社会生活に支障をきたし認知症を発症するリスクが高まることは、2020年のアルツハイマー病国際会議や2019年政府が決定した「認知症施策推進大綱」などでもすでに示されている。補聴器は高価なために購入する際の補助を求める声が高くなっており、多くの自治体が補助制度を創設している。

県として高齢者補聴器購入費助成制度を創設すること。また、特定健診や後期高齢者医療制度の健康診査に聴力検査を入れるよう県内保険者に働きかけること。さらに、補聴器購入の際、医療費控除が受けられるよう、聴力専門医のいる病院を引き続き周知すること。

#### **[6]. 生活保護制度の改善と生活困窮者の救済に向けて**

##### **(1) 生活保護基準引き下げ中止と生活保護世帯への国の支援強化について**

- 1) 生活保護基準は国民生活の最低基準を具体化したものであり、住民税の非課税限度額、就学援助、最低賃金、国保・介護の負担減免、公営住宅の家賃減免など、他の制度の基準ともなっている。

生活保護に係わる生存権裁判（生活保護基準引き下げ違憲訴訟）では、生活保護費引き下げは憲法違反との判決が横浜地裁をはじめ19件（2024年10月28日の岡山地裁判決まで）も出されていることを踏まえ、不当に引き下げられた分を早急に支給するよう国に求めること。

また、2023年10月に改定された生活保護費の支給額についても早急に見直し、増額改定するよう国に求めること。さらに、これ以上の生活保護基準の引き下げを行わないよう、県として明確に国に要望すること。

- 2) ガソリンなどの燃料、光熱水費、食料品、生活必需品等の物価高騰は、生活保護世帯を著しく脅かしていることから、可及的速やかに物価高騰に見合った生活保護費の引き上げを国に求めること。
- 3) 生活保護費の算出方法は生活保護世帯の実際の生活状況を反映しているとは言えないため、県として県内市町村と協力し、生活保護世帯の生活困窮の度合いや物価上昇による影響を調査し、国に生活保護世帯の生活実態を示すこと。
- 4) 廃止された老齢加算や冬季加算を元に戻すこと。また、温暖化の影響で昨今の夏は全国的に猛暑となり、命にかかわる危険な暑さが続いたことから、夏季加算を設けるよう引き続き強く国に求めること。
- 5) 医療機関を受診するたびに福祉事務所に医療券の発行を求めることは、生活保護利用者への“懲罰”であり、差別である。県も受診証方式への変更を国に求めているとのことだが、受療権の保障に反するこうした方式は直ちに中止し、必要な時に医療機関を自由に受診できるよう、生活保護利用者に現行の健康保険証と同等な医療証もしくは受診証を交付するよう、引き続き強く求めること。
- 6) すべての生活保護世帯に対し、エアコンなどの購入費と設置費用を生活保護の支給対象とするとともに、エアコンが壊れた時の修理や買い替え費用も、「住宅維持費」として認めるよう国に求めること。  
 また、これまでエアコン購入のため社会福祉協議会の生活福祉資金の貸し付けを受けた生活保護世帯に対し、貸付金の返済費用を支給するよう国に求めること。  
 これらの措置が国で実施されるまでの間、当該世帯へのエアコン購入等への支援を県独自で行うこと。

## (2) 生活保護制度の改善・充実について

- 1) 生活保護申請時の扶養親族照会の対応については、現場では一定程度改善が見られるが、まだ不十分である。本人が扶養親族照会を希望しない場合は、本人の意向を確実に尊重すること。また、この対応を県内すべての市町村や福祉事務所に改めて周知徹底すること。国にもさらなる改善を求めること。
- 2) 「生活保護の申請は国民の権利である」という立場から、ケースワーカーの法的知識や支援力の向上、生活保護利用者の人権を尊重した支援を図るための研修を重視すること。  
 また、一人当たりの担当世帯数が過重とならないよう、ケースワーカーを増員すること。さらに、一人あたりの担当世帯数が基準を超えている県内自治体に対して改善指導を行うこと。
- 3) 厚労省通知の範囲を越えた過剰な資産調査は人権侵害であり、やめること。また、親族による扶養を前提としないこと。住宅扶助の引き下げに基づく転居の強制等を行わないこと。そして、これらの対応を県内自治体に指導し、不適切な対応については改善を求めること。
- 4) 無料低額宿泊所について、実態を把握するために抜き打ち的な検査も含めて、適切に監査を実施すること。その際には、消防法、建築基準法の適合状況及び居住者の生活実態や利用状況などについて調査を行うこと。入居中の劣悪な待遇については、改善指導を厳しく行うこと。また、利用者の転居希望の有無、転居が実現しない理由等について継続的に調査を行い、自立支援を促進すること。

## (3) 生活困窮者自立支援制度の充実と生活困窮者対策の強化について

- 1) 改正生活困窮者自立支援法の理念を受け、任意事業について実施していない県内自治体もあり地域格差が生じていることから、地域格差が生じないよう財源の確保を含めて各自自治体への働きかけや援助を強めること。引き続き、財政措置を強化するよう国に求めること。
- 2) 子どもへの学習支援は子どもの将来の生活にも大きく影響することから、今まで以上に積極的に事業を進めるよう、県として財政措置も含め県内市町村の支援を強化すること。
- 3) すべての県有施設で生理用品を常備するよう拡充するとともに、駅等の公共的施設において、個別スペースに生理用品を無料で常備できるよう事業を継続拡充すること。また、民間事業者への働きかけを強めること。

- 4) コロナ禍で生活福祉資金の貸付が広がったが、物価高騰が重なり生活困窮者は特に返済が困難となっている。返済免除制度の拡充を図ること。
- 5) 無料低額診療制度を周知し、対象となる人が安心して受診ができるようにすること。
- 6) 無料低額診療で診察を受けたとしても薬局が無料低額診療制度を使えないことが多いため、薬局も対象となるように国と連携を取って取り組むこと。また、それまでの間県として薬代の補助制度を創設し、無料低額診療の対象者への支援を図ること。

#### (4) 生活困窮の年金受給者及び無年金者への施策について

厚生労働省によると昨年1年間の生活保護申請件数は速報値で前年比18,123件(7.6%)増の255,079件と、この11年間で最多となっている。また、県の資料によれば県内の生活保護制度の利用状況は2024年6月速報値で124,499世帯、152,965人で、高齢者世帯が51.9%を占め、83.8%が単身者世帯である。神奈川県は今後高齢化が急速に進行する県であり、高齢単身世帯の増加は必至である。

利用世帯の半数以上を高齢者世帯が占めているのは、公的年金制度が老後の生活保障足り得ないことを示していると考えられる。県の資料が示す保護開始理由の最多は「貯金等の減少・喪失」で、しかも2018年には34.4%だったが2022年には42.0%と比重を増しており、コロナ禍のみならず昨今の円安・物価高騰が大きく影響していると思われる。

逆に、保護廃止の理由は、最多(47.8%)の「死亡」を除けば、「働きによる収入の増加・取得」、「親類・縁者等の引取り」に次いで「社会保障給付金の増加」となっており、公的年金給付を拡充すれば生活保護に頼らなくても自立できることを示している。

地方自治体は住民の福祉増進に努めなければならないとされる。年金要求は県民である受給者にとって暮らしの質やいのちにも関わる切実な要求であり、県の所管事務ではないが県政にも関わる問題である。

この間県は、国制度だからと年金制度に関わる回答を一括して避けてきた。県に期待する県民の思いを真摯に受け止め、以下の項目ごとに県の認識を明らかにすることと、県民の暮らしを守る観点から全項目について国や関係機関に働きかけることを強く要望する。

- 1) 前文にあるように公的年金制度は生活保護制度や生活困窮者対策とも深く関連すると考えるが、県の認識を示すこと。
- 2) 本年10月からの食品の値上げは今年最多の2,900品目と言われ、コメの価格も上昇している。食料品や生活必需品などの物価高騰は、低所得者や生活困窮者の生活を大きく圧迫している。年金給付の引き下げをやめ、物価高騰に見合った引き上げを行うよう国に求めること。
- 3) 全額国庫負担、全国民対象の最低保障年金制度の創設を国に求めること。また、国民皆年金制度に相応しく、無年金者に対する救済措置を早急に講じること。
- 4) 最低保障年金制度の創設を待たず、国が財政措置を講じて国民年金の給付額を引き上げるよう、国に求めること。
- 5) 生活保護利用世帯の中でも多くを占める年金生活者の生活を安定させるため、隔月支給ではなく毎月支給に改善すること。
- 6) 生活困窮者の中には高齢者が多い。年金給付から各種保険料や住民税が天引きされているが、受給権や生存権の侵害に当たる。年金からの天引きを中止すること。

## [7]. 障がい者福祉の充実に向けて

### (1) 障がい者の差別解消に向けて

- 1) 「当事者目線の障がい福祉推進条例」に基づく計画が策定されたが、その実効性や体制の整備、財政措置など、具体的な課題についてはまだまだ不十分である。また、市町村との連携が大変重要となるとともに、現在の障がい者総合支援法に基づく制度では十分なサービス提供ができないため、当事者が十分にサービスを受けられるように、市町村に対する県独自の財政支援策を早急に講じること。
- 2) 障がい者差別の解消に関する事例集を作成しホームページ等で公開しているとのことだが、あまりにも不十分である。障がい者の利用施設や商店街や町内会・自治会などをはじめ、すべての事業所や団体等に知らせるとともに、日常生活のあらゆる場面、場所での広

報やポスター等を掲示するなど、直接県民にわかりやすく周知すること。

- 3) 障がいのある方への差別解消に関する事例集に差別があった時の解消のためのあっせんや紛争解決の仕組み、行政としての相談窓口を紹介するとともに、行政が差別解消のために取り組んでいる内容を掲載すること。また、市町村にも相談窓口と紛争解決のための仕組みと体制を整備するよう取り組むとともに、市町村と連携し、相談対応の研修と検証を行い、常に改善を図ること。
- 4) 県職員の障がいに対しての理解を深めるために、県職員・警察官等の研修では座学による研修だけでなく、障がい者支援の現場で一定の期間支援を行うなどの体験実習を行うこと。

## (2) 障がい者への経済的支援の強化と障害福祉サービス従事者の確保と処遇改善について

- 1) 神奈川県内の「バス運賃割引制度」の精神障がい者への適用は、近隣都県と比較しても著しく少ない状況となっている。早急に対象を拡大するよう、神奈川県バス協会に今まで以上に強く働きかけること。また、県としてもバス会社に対する補助制度を創設するなど、積極的に取り組むこと。
- 2) 在宅重度障害者手当の対象を拡大し、金銭的支援を充実すること。特に、障害者差別解消法に抵触する65歳以上ではじめて障害者手帳を取得された方を対象外とする措置は、廃止すること。
- 3) 肢体不自由者が地域で自ら住みたい場所を選択するためには、金銭的な保障が必要である。グループホームなど、障害福祉サービスとして利用料が低く抑えられる施策を使わず、一般賃貸住宅での居住を希望する方が安心して暮らすために、一般の賃貸住宅の家賃補助制度を創設すること。
- 4) 国が行っている「障害福祉サービス等経営実態調査」では、夜勤の状況や賃金実態などが含まれておらず、県内の障害福祉サービス従事者の状況をきちんと把握したとは言えない。障害福祉サービス従事者の労働時間や夜勤の状況、賃金実態を含めた労働状況や職員配置などについて、職員からの意見聴取を含め実態調査を行うこと。
- 5) 障害福祉サービス従事者の賃金実態は、全産業の平均よりも大幅に低い。また、どの事業所でも人員確保が課題となっている。  
これらの課題を解決するには、現在の処遇改善加算ではあまりにも不十分であり、サービス報酬そのものの大幅な引き上げが必要である。早急に報酬改定を行うよう国に求め、労働環境改善、処遇改善を図るよう国に求めること。県としても独自の措置を講じること。
- 6) 障害福祉サービス従事者が不足しているため、県として障害福祉サービス従事者の増加に向けた支援策を講じること。
- 7) 2023年度から始まった未経験者参入者促進事業の実績を明らかにするとともに、事業効果の評価を行うこと。

## (3) 障がい者の日常生活や活動への支援強化に向けて

- 1) 障害者総合支援法に基づくサービス利用計画書の作成において、セルフプランが多くなっている。障がい者が安心して相談ができサービス利用計画が作成できるように、相談支援専門員を増やすこと。また、相談機関の増設を市町村に働きかけること。
- 2) 相談支援専門員がサービス利用計画の作成など専門員の仕事に専念できるよう、報酬の引き上げを国に求めること。また、県独自に相談支援専門員に対する補助制度を設けるなど、相談支援専門員を増員するための措置を講じること。さらに、相談機関の増設を市町村に働きかけるとともに、市町村への支援を行うこと。
- 3) 障がい者の移動支援サービスなどが利用できない地域がある。これは合理的配慮の不提供であり、差別であることを県として明確に市町村に伝えるとともに、市町村任せにせず、県の責任で事業所設置の促進や人材確保を図り、どこに住んでいても、いつでも利用できるようにすること。
- 4) 移動支援サービスについて、各市町村の規則などで利用制限が設けられているが、このような制限は障がい者の社会参加を狭めることになり、合理的配慮の不提供になりかねないため、制限の撤廃に向けて標準規則を変えるよう国に求めること。  
また、財政的な支援の拡充を国に求めること。さらに、県として財政支援を行うなど、

移動サービスの拡充に向けて取り組むこと。

- 5) 障がい児の放課後等デイサービス事業所では児童の送迎をした場合の加算があるが、送迎時に職員が複数で対応できるように、基準と報酬の見直しを国に求めること。また、県として複数配置ができるように、独自の財政支援を行うこと。
- 6) 市町村が実施している福祉タクシー制度は市町村によってばらつきがあるので、県として補助制度をつくり、財政的支援を図ること。また、県内共通利用を可能とするよう、県の支援を強めること。
- 7) 県所管域の市町村の地域生活支援拠点の整備について、整備目標を達成するために、人員の確保や財政支援を含め、県が積極的に支援すること。
- 8) 市町村が障がい者グループホームの設置を推進できるよう、グループホームの改修費用、家賃及び運営費等の補助について、県独自の補助基準を引き上げること。また、事業については、3年間の時限措置をやめること。
- 9) 「グループホーム等利用者地域支援事業」は市町村によって実施していないところがあるので、市町村に実施を促すこと。また、県として補助率の引き上げを図り、政令市、中核市も対象にするなど、補助制度の拡充を図ること。
- 10) 重度訪問介護のニーズを把握すること。また、利用を希望している肢体障がい者に必要で十分な時間数を支給するとともに、重度訪問介護のサービス提供事業者の増加やヘルパーの増員を図るよう、市町村と連携して取り組むこと。
- 11) 居宅介護等の訪問系のサービスにおいて、「家族が行うことが適当」、「日常生活を営むのに支障がない行為」等を理由に市町村が支援を認めないケースがある。介護保険の訪問介護にある「できない規定」は障害サービスには適用しないことを市町村に周知し、過度にサービス制限とならないように市町村に働きかけること。
- 12) 長期入院の結果、退院後の生活の見通しが見えないまま年齢を重ねている精神障がい者の地域移行・地域生活支援が進んでいない。計画の目標設定にも課題があることから、地域での受け入れ態勢の充実、退院する精神障がい者の人数、長期入院者の減少数などを目標数値とすること。また、この事業をすべての市町村が実施できるように、県として積極的に支援し、県独自の助成措置を講じること。
- 13) あはき業をはじめ自営している視覚障がい者は、ガイドや手伝いをする人を雇用すると経費がかさむため、健常者と対等に事業運営ができない実態がある。  
2020年度から重度障害者等就労支援特別事業が新設され、自営業における介助や通勤の支援が地域生活支援事業の対象範囲に含まれていることを市町村に周知し、事業の対象を拡充するよう働きかけること。また、治療所の清掃、経理や保険請求等の書類の作成等を援助するアシスタントを配置できるよう、補助制度を新設すること。また、国に対して制度化を働きかけること。
- 14) 重度障害者等就労支援特別事業が創設されて3年が経過するが、厚労省の資料によると県内では川崎市と横浜市しかこの事業を行っていない。障がい者の就労と地域生活を支援するためにも、市町村に対して実施するよう強く働きかけること。また、県独自の財政支援を図ること。
- 15) 日常生活自立支援事業は、社会福祉協議会が実施主体となり、判断能力の不十分な方が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービス等の利用援助を行うもので、障がい当事者やその家族の高齢化が進む中で、社会からの孤立を防ぐためにも益々必要とされる事業である。  
県は、利用者契約数1人あたりの算定額の増額や、生活保護受給者1人あたりの算定額の増額を行うこと。また、市町村によって支援内容に格差が生じており、市町村の社会福祉協議会は厳しい財政運営を余儀なくされていることから、県は市町村にこの事業の整備・拡大を働きかけること。

#### (4) 福祉施設等の整備及び利用促進に向けて

- 1) 湘南東部福祉圏域では医療型障がい児入所施設及び療養介護事業所が不足し、県央福祉圏域では医療介護型施設が不足している。県は入所調整を行うだけではなく、希望者の入所を可能とするよう、入所施設やグループホームの設置に向けて早急に取り組むこと。
- 2) 在宅の重症心身障がい児・者が通える医療的ケアに対応できる通所施設を増やすとともに

に、その通所施設でショートステイも可能となるように、施設の充実を図ること。

在宅の重症心身障がい児・者が緊急時及び家族のレスパイト時に入院できるショートステイのベッドについて、これまで県が支援しているにも関わらず不足している。原因を明らかにし、ショートステイが利用できるように、早急に改善を図ること。また、これらの事業が国の交付金制度だけではなかなか進まないことから、これらの事業を市町村任せにせず、県独自の支援策を講じること。

- 3) 県はメディカルショートステイ事業を開始しているが、利用者がいつでも利用できるように、常時ベッドを確保するよう医療機関に働きかけること。また、そのための財政措置を県として行うこと。
- 4) 現在実施しているメディカルショートステイの実績を明らかにすること。
- 5) 肢体不自由者の通所施設や生活介護事業所を増設し、利用者が選べる環境を早期に確立すること。肢体不自由者（重症心身障がい者含む）のグループホームの設置を促進すること。また、医療的ケアを必要とする障がい者も利用できるよう、積極的な医療との連携と設置が進むよう、市町村に働きかけること。
- 6) ともしびショップは障がい者が働くことを実感し、仲間や地域の方々とのふれあいを通して、その自立と社会参加を実現していくために、県社会福祉協議会が認定しているものである。

2023年3月で県庁店が閉店となったが、安定した職場を確保するために県が再開に向けて財政支援を行い、県庁内でともしびショップが存続できるよう支援すること。また、他のともしびショップについても、必要な財政支援を行うこと。

#### (5) 県立障がい者支援施設の役割と充実について

- 1) 障がい者福祉や介護の施策を進める上で、それぞれの施設の運営を直接県職員が行うなど、ノウハウの蓄積と専門性の向上が重要である。これらの施設では指定管理者制度の導入をやめるとともに、県として施設の運営を直営で行うこと。
- 2) 県立障がい児者支援施設である三浦しらとり園、厚木精華園、さがみ緑風園について、民間移譲を検討することだが、県立障がい者施設は地域の障がい者福祉の中心的役割りを担っている。  
他の民間施設の相談を受入れ、障がい者施設から地域生活への移行支援の充実、民間で受入れ困難な利用者の受入れ、職員の支援の質の向上、職員の労働環境の改善など、担っている役割を明確に位置づけ、県立施設として存続し、県直営とすること。  
また、今後検討するとしている津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園、愛名やまゆり園についても同様の位置づけを行い、県直営で運営を行うこと。
- 3) 県立中井やまゆり園の再生に向けたプランは費用も時間もかかり、人材育成を進める点を考えても、県が責任を持って取り組めるよう、独立行政法人への移行を検討するのではなく県直営として存続すること。
- 4) 2024年7月に千葉県長生村で重度障がい者が父親に殺害される事件が起きた。この事件の被害者は以前中井やまゆり園を利用しており、入所を断られたことから千葉県に引っ越し、1カ月後に起きた事件であった。県立施設への新規入所を停止する方針を見直すこと。
- 5) 障がい者入所施設の待機者を把握すること。県立障がい者入所施設の待機者を明らかにするとともに、民間施設への入所待機者を施設ごとに把握すること。そして、待機者の解消のための方策を早急に進めること。
- 6) 県の総合療育相談センターについて、現在あり方検討会で今後の方向性が検討されているが、重症心身障害児者の入所施設などが無い湘南東部保健福祉圏域では、この施設の役割が大変重要となっている。人材確保のために特別な体制を取るなど、施設の充実を図ること。
- 7) 当事者目線の障害福祉推進条例が制定された。障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会報告書には、施設職員の高度な専門性とチームでの支援の重要性が示されている。この内容を達成するためには、県立施設における職員の人材確保と育成、職員体制の拡充を図る必要がある。施設職員の体制強化に向けて取り組むこと。
- 8) ライトセンターの施設改修について、小規模改修費は県が負担するよう基本協定を見直



し、県として改修を進めること。また、近年、物価高騰や最低賃金の上昇など、指定管理を受けた2021年から大きく状況が変化しているため、指定管理の期間内であっても、指定管理料の増額を図ること。

- 9) ライトセンターの指定管理者が、次期の指定管理者に応募しないと発表をしている。その原因を聞き取るとともに、そのような状況に至った原因を解消するために指定要件の見直しを図ること。また、次期の指定管理者の指定に当たっては、専門性が十分に発揮できるように県として十分に支援すること。

## **[8]. 未病関連事業予算について**

- 1) 未病関連事業は抜本的に見直し、その予算を介護予防や特定健診、特定保健指導、がん検診などの利用者負担を無料にするための補助金とするなど、市町村が取り組んでいる施策の充実のために使うこと。
- 2) 未病の概念を普及する意味はないため、県民にとってわかりやすく、また市町村の事業ともなじみやすい介護予防や健康維持という言葉を用い、県民に分かりやすい事業とすること。

## **《4》. 雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済の振興に向けて**

### **[1]. 雇用を増やし、働くものの権利を守る神奈川を**

#### **(1) 労働者保護行政の強化について**

- 1) 労働者の権利を守り労働環境を改善するために、引き続きかながわ労働センター及び各支所の体制強化を図ること。
- 2) フリーランスや個人事業主が労働相談の対象となり得るか否かは、労働者性が強いのか事業者性が強いのかではなく、相談内容によるものである。よって、ガイドラインの定義のみに縛られることなく、労働相談になじむ問題については相談及び対応を図ること。
- 3) 依然として違法・不公正な働かせ方が蔓延している。引き続き労働法規を遵守するよう、啓発・助言を強めること。違法行為を行う企業を把握した際には、労働基準監督署と連携し是正を図ること。
- 4) 企業等におけるパワハラ・セクハラなどの人権侵害を根絶すること。労働施策推進法等に地方自治体の責務が求められていることを踏まえ、実効力ある取り組みを実施すること。また、「ディーセントワーク条例」を視野に入れた施策を進めること。  
さらに、「国の動向を注視する」との言葉が度々語られるが、現場を抱える自治体から主体的に声をあげることは重要である。パワハラ禁止規定を国に求めること。
- 5) 個別労働関係紛争の労働委員会あっせん申請について、現行の取り扱いは労働センターのあっせん指導が前提となっており、幾つかの要件が設けられているが、選択肢としては労働委員会申請も用意されるべきである。なぜ当事者の判断による労働委員会あっせん申請を認めないのか、その理由を明らかにすること。

#### **(2) 企業への指導・啓発について**

- 1) 非正規労働者を含む労働者の安易な退職勧奨や解雇、雇止めを行わないよう、地域経済への影響という観点からも、個別の企業や事業者に対して雇用を守るよう働きかけを強めること。
- 2) 雇用や地域経済に重大な影響を及ぼす事業所の閉鎖・縮小、リストラなどについては、企業の「経営判断」のみに委ねることなく、自治体として対応を行うこと。県としても情報を収集し関連機関と協議しながら、事前公表を含め地域への影響を最小限にと留めるため、必要な働きかけを行うこと。  
また、産業構造の転換など止むを得ないものについては、整理対象となる労働者の再就職などに責任を持つよう、企業に働きかけること。
- 3) 改正労働契約法の趣旨に反する無期雇用移行を回避するための有期雇用労働者の雇止めが生じないよう、事業主への働きかけを強めること。調査・指導権限がないことを理由に国任せにせず、脱法行為を許さないという強い決意を示すこと。昨年の回答は、無期雇用



回避のための脱法行為に一言も言及がなかったが、要望には的確に答えていただきたい。

### (3) 労働法の基本的知識の周知について

- 1) 学校教育において、労働のルールを学ぶ機会をさらに充実させること。また、高校生用の働くルールのパンフを充実させ、引き続き私立学校を含むすべての生徒に確実に配布し、教育委員会とも連携して内容の理解を促進させること。  
併せて、県労働センターで行っている神奈川労働大学講座や学校、組合等に出向く出前労働講座の取り組みは対象となるすべての学校に行き渡っているのかを調査し、取り組んでいない学校においては、労働組合や社労士等の力も借り、実施を促すこと。
- 2) 労働手帳の配布については、広く労働法などの基礎知識を知ってもらうよう工夫すること。一昨年、労働手帳を複数求めた社労士が受け取ることができなかったとの事例を聞いている。昨年はこの点についての回答がなかったが、十分な数を確保し、広く配布を行うこと。

### (4) 職業技術校の拡充について

- 1) 職業技術校は、県内各地域に適正に設置されるべきである。これまで「関係団体からの意見を踏まえ統合」と繰り返し回答しているが、県民からは通いやすいところに職業訓練の場を増やして欲しいとの要望が出されている。練を受ける側の実態をより踏まえるべきである。  
昨年の回答に「幅広い訓練を実施」とあるが、求められているのは幅広さだけではなく、バランスよく技術校が存在することである。現在の二校だけではなく、増設を図ること。
- 2) 県立職業技術校の訓練内容の充実を図ること。無料だから受けることができたとという声は多い。職業訓練の実効性を保つために、長期訓練についても訓練費用を無料とすること。

### (5) 企業誘致のあり方について

- 1) 企業誘致施策は、多くの自治体が行っている一定割合の「県内雇用や県内発注」などを明確に要件とすること。また、最低でも県内企業への発注と同様に県内雇用を努力義務とし、議会に報告すること。  
昨年の回答では県内雇用は「本県への立地の阻害要因」とまで言及しているが、雇用の一部に「努力義務」を設けることまで阻害要因と捉える企業は、果たして誘致するに相応しい企業か説明されたい。

### (6) 雇用の確保とディーセントワークの実現に向けて

- 1) 直接雇用・無期雇用を原則とする、雇用ルールの確立を図ること。県内事業所に対して、正規雇用の拡大に向けた支援策の充実を図ること。  
また、引き続き国に対して、正規雇用を基本とする法改正を行うよう求めること。さらに、中小企業について、一般的な支援策に留まらず、正規雇用の確保・拡大に向けた支援策を明確に位置づけること。
- 2) 昨年の回答によると県内非正規労働者の実態把握を行ったとのことだが、これらの把握を活かし、条件を満たしているすべての労働者の労働保険、社会保険への加入や正規労働者との均等待遇を図り、正規化に向けた啓発を強めること。
- 3) 引き続き経済団体・企業などに、真に一時的・臨時的な仕事以外は正規雇用とすることを促すこと。とりわけ学卒者については、正規雇用を原則とするよう要請すること。
- 4) 職を失ったひとり親などに向けた職業訓練や、就労準備支援などを拡充すること。
- 5) 「就職氷河期世代」について、引き続き就職など生活の確立に向けた援助を行うこと。

### (7) 労働時間の短縮と賃金引き上げに向けて

- 1) 過労死、過労自殺などを防ぐことはもとより、人間らしい暮らしと両立させるために、すべての労働者の年間総実労働時間が1,800時間以下となるよう、国及び県内企業に働きかけを強めること。また、不払い残業をなくし、年次有給休暇取得の取り組みを強めること。
- 2) 2024年の神奈川の最低賃金は50円引き上げの1,162円となったが、全く不十

分との声が多く上がっている。最低賃金「時間額1, 500円」の実現が必要である。最低賃金法の周知・遵守だけではなく、神奈川県としても中小企業支援と一体の最低賃金の大幅な引き上げを、国や神奈川労働局に強く働きかけること。

#### (8) 高齢者の労働環境改善に向けて

- 1) 県内企業に対し、年金の全額支給まで雇用を継続するよう働きかけるとともに、高齢者の再雇用、賃金・労働条件における差別をやめるよう働きかけること。高年齢者雇用安定法に規定する高齢者団体に対し、支援を強化すること。

#### (9) 障がい者雇用の促進に向けて

- 1) 障がい者雇用の促進するため、国と連携して障がい者雇用の支援策を引き続き拡充すること。また、県として独自に財政支援策を充実させること。
- 2) 県庁の障がい者雇用、とりわけ知的障がい者や精神障がい者の雇用について努力しているが、引き続き雇用促進に努めていただくこと。
- 3) 国立県営の神奈川障害者職業能力開発校について、職員の県単加配措置を維持するとともに、国基準の引き上げや予算措置の拡充を国に求めること。

#### (10) 外国人労働について

- 1) 外国人技能実習制度は劣悪な低賃金代替労働となっている深刻な実態があり、技能実習生への人権侵害が後を絶たない。逃亡や行方不明者も多く、諸外国からも批判を浴びている。

県として、この制度の改善を強く国に求めること。適正な労働条件を確保するために、外国人雇用主に対する適正な労働条件を確保するセミナーへの参加を義務づけること。個別ケースに応じた働きかけを強めるとともに、母国語毎の労働手帳を用意し、すべての外国人労働者に配布すること。この点については昨年度未回答であり、重ねて回答を求める。

- 2) 国が「外国人雇用状況調査」を実施しているが、事業主を通じた量的把握が主であり、外国人労働者と外国人実習生、外国人学生の就労実態の把握は、極めて不十分である。

わずかに把握に通じるものとしては労働センターにおける労働相談だが、賃金・労働条件等の改善、労働保険や社会保険加入などについての相談が多いと聞いている。実態をより把握し、外国人労働実態の全体像を明らかにすることとともに、事態の改善を図る方法を確立すること。

- 3) 神奈川県が国家戦略特区として行い事務局を務めている外国人家事支援受入事業は、セクハラ、パワハラなどが生じやすい分野である。現にニチイ学館が契約更新せず98人が帰国し4人が所在不明となるなど多数が雇用継続されず、行方不明者まで出し、社会問題となる事件が発生した。

これは、昨年の回答にある「適性を判断する仕組み」など機能していないことを示し、今の仕組みでは適正な運営が困難なことを物語る。この事業の中止を国に求めること。

- 4) 外国人家事支援受入事業において、事業者を通じたアンケートでは労働者の実態把握は十分ではない。直接回収による労働者アンケートを実施し、その結果を公表すること。昨年「実態等を把握しているためアンケートは実施しない」と回答したが、その実態を公表すること。

- 5) ニチイ学館の契約更新不履行という大きな事件に際して、第三者管理協議会は問題解決のための会議を一度も開催せず、問題解決の受け皿になっていない。家事支援外国人労働者の人権を擁護するため、サポート体制を整えること。

かながわ労働センターで対応するとの回答だが、労働者に手渡す労働相談カードに記された相談先は外国人労働者を受け入れる事業主体となる特定機関であり、労働者が安心して相談できる窓口とはなり得ない。労働センター含めた相談先を記載すること。昨年はこの点についての回答がなされていないので、再度求める。

神奈川県第三者管理協議会に関しては、リアルな実態を把握するため、法律家団体・労働団体・女性団体などの意見を聞く場を設けること。また、相談実績を公表すること。この点についても、昨年回答がないため再度求める。

## (11) 県発注の公共工事や委託業務の質の向上と

### 従事する労働者の適正な賃金の確保に向けて

- 1) 長年の要望である公契約条例について、早急な制定が望まれている。2014年からの「公契約に関する協議会」報告、及び2023年からの再びの「公契約に関する協議会」における協議の内容・変化を明らかにすること。  
度々協議会に委ね、実現を先延ばしにするのではなく、公の役割を踏まえ、全体の底上げにつながる事柄を積み上げていくこと。
- 2) 委託業務全般において「一般業務委託の積算等のルール化」を踏まえた適切な積算がなされ、賃金実態調査においても不適切な事例は認められないとのことだが、引き続き委託業務の適正性の確保に努めること。
- 3) 県の委託業務に関わり、県が進める公共事業の場において労働者に不利益が生じないよう、「労働関係法規の遵守」条項を盛り込んでいるが、遵守状況の公表を行うこと。

## [2]. 中小企業・小規模事業者の施策を推進し、地域経済の活性化を

### (1) 中小企業への支援強化に向けて

- 1) 企業誘致や海外進出支援以外に固定費の一部補助など、現在県内において雇用を維持している中小企業支援を強化すること。そのために、ビジネスモデルの転換などを要件としない中小企業向け予算を大幅に増額すること。
- 2) 中小企業支援の実効性を持たせるため、県が発注する公共工事や業務委託などに県内の中小企業や小規模事業者への発注割合の目標を設定し、その促進を図ること。発注達成率、地元優先発注や分離分割発注の度合い等、施策の実施状況を県民に周知するとともに、議会に報告すること。

### (2) 地域を支える小規模事業者の実態把握と政策への反映について

- 1) 「神奈川県中小企業・小規模企業経営課題等把握事業」を中小企業と小規模事業者に区分し、業種別の実態把握を行うこと。小規模事業者については、とりわけ丁寧な把握を行うこと。国が行う調査に倣うのではなく、県内の実態を反映できるように工夫すること。とりわけ、複数税率やインボイス方式導入の影響も含め、社会保険料、国民健康保険料が経営に及ぼす実態を把握できるよう、設問を工夫すること。かつ、実態把握とともに政策に反映させること。
- 2) 「中小企業・小規模企業活性化推進計画」においては、審議会の委員についても個人事業者を含む小規模事業者とりわけ零細事業者の枠を拡充すること。その上で、小規模事業者の意見を恒常的に反映できる仕組みをつくり、改善につなげること。

### (3) 中小企業や小規模事業者への経営支援について

- 1) 中小企業や小規模事業者は、円安物価高騰や賃上げなどで深刻な経営状況を抱えている。持続可能な経営のために、工場・営業所・店舗等の家賃や機械・機器等のリース代など、固定経費に対する支援を行うこと。
- 2) 循環型地域経済への転換という点から、賃金や社会保険料の補填など、県として中小企業対策を強めること。その際には、直接財政支援を行い、国に対しても抜本的な対策を求めること。
- 3) 経営基盤の弱い中小企業や小規模事業者への支援策として、実態調査の上、元請や発注元となる企業が下請け二法を厳格に順守するよう、違反の抑止や救済策を含む有効な対策を講じ、単価と労働時間の水準が確保されるよう対応すること。  
適正な取引のためのガイドラインを設けて徹底するなど周知徹底に努め、県として下請取引適正化推進講習会を再開すること。中小企業や小規模事業者に「下請け駆け込み寺」を広く周知すること。
- 4) 県独自にモノづくり補助金や、小規模事業者が使いやすい支援制度を創設すること。そのためには、売上減少のみを要件とするなど、利用しやすいものとする。公金を用いた制度を商工会議所などを通じて運用する場合には、給付対象を商工会議所の会員に限定しないこと。

#### (4) 異業種連携活動事業への支援について

- 1) 中小企業振興策として異業種交流と連携の場を設けるなど、引き続き情報共有の促進を図ること。その際、適正な労務管理についてのアドバイスを得られるよう、併せて進めること。
- 2) 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所は、東京圏、大阪圏などの産業技術研究施設に比べて、職員数などの体制が弱いとの指摘がある。体制と運営の強化を図ること。また、横浜市、川崎市、相模原市の研究施設とも連携を図ること。

#### (5) 地域経済の振興と仕事興しに向けて

- 1) 商店街の活性化、後継者対策は従来から切実な課題であったが、円安物価高と光熱費高騰、賃上げの影響も追い打ちをかけている。商店街対策に留まらず、地域経済の振興に結びつく「まちなか商店・店舗・工場リニューアル制度」を創設すること。
- 2) 商店街は地域経済にとって、コミュニティの場としても防犯の点からも大きな役割を担っており、商店街振興施策が求められている。商店街等プレミアム商品券支援事業や商店街等再活性化支援事業等の活用にあたり、過度な要件設定や調査となっていないか、申請に至らない要因を明らかにし、国に対して事業の継続と実効性を持った制度となるよう求めること。
- 3) 入札参加資格のハードルが高く、小規模事業者は仕事の間を奪われている。小規模事業者についても選定から排除することなく、高い技術力を持つ小規模事業者の仕事興しにつげるために、県内で幾つかの自治体が取り組んでいるように、特例として小規模修繕契約希望者登録制度を県が創設すること。
- 4) 広く小規模事業者を支援するため、小規模事業者を対象とした県の住宅リフォーム助成制度を創設すること。市町村と連携して、全県に広げること。また、市町村が取り組みやすくするため、情報提供に留まらず、県として市町村リフォーム助成制度に対して協調補助すること。
- 5) 県産材・県内資材などの優先利用を徹底すること。優先利用については、補助制度を設けること。

#### (6) 大型店の出店から地域の商店街を守る施策について

- 1) 「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」には、大企業者の責務として「中小企業の振興に対する大企業者の理解」について定めている。「地域的な需給状況を勘案することなく」と記されている大規模小売店舗立地法13条は、地域の商店などに大きな影響を与え、地域経済の健全な維持・発展を阻害し、地域の商店街や商店の廃止・廃業で買い物難民が増大するなど生活環境の悪化を招いており、廃止するよう国に働きかけること。
- 2) 大規模小売店舗立地法は、大型店が出店する際の商店街などへの評価は対象になっていない。また、住民の生活環境などへの影響評価も、交通事情やごみ収集など一部に限られている。県自らも指摘しているこの法の限界に留まっていたら、地元商店の衰退につながる。

自治体として、商業環境や交通、生活環境全般に関する観点から、出店調整を行うよう「法改正」を国に求めること。住民説明会の開催は、十分な周知期間と回数を確保すること。

### [3]. 食料主権と食の安全を保障し、持続可能な農林水産業の実現を

#### (1) 食料自給率の向上について

- 1) 気候危機、新型コロナ、ロシアによるウクライナ侵略などによって、世界は「第二次大戦以降、最悪の食料危機」に直面している。日本の食料自給率(2022年度)はカロリーベースで38%、生産額ベースでは58%にまで落ち込み、昭和40年代前半以降は下落傾向が続いている。本県では2%と、何十年と横ばいで推移し続けている。

少なくとも食料の外国依存や輸入自由化を改め、国内生産の増大へと転換を図り、国の「食料・農業・農村基本計画」を確実に達成し、早期に実現するために、食料自給率の向上を国政の柱に据えるよう国に要望すること。

- 2) 本県でも、食料自給率の向上を施策の柱に位置づけること。特に、県が進める都市開発

により、これ以上農地が減少しないようにすること。

## (2) 都市農業振興のために

- 1) 神奈川県都市農業推進条例の基本理念である「市街地及びその周辺にある農地の保全」を推進するため、2022年度に廃止された都市農業推進事業費のような補助制度を新たに創設し、都市農業の推進と生産緑地の多面的機能強化の予算拡充を図ること。
- 2) 神奈川県都市農業推進条例に記載のある農業経験の浅い後継者や新規就農者、高齢農業者を含めた中小規模農業者や女性農業者など、多様な農業の担い手の確保は重要な課題である。こうした担い手に対して、施設・農機具等、更新・修繕費用の補助制度を創設すること。
- 3) 農業者、特に中小家族経営や兼業農家、新規就農者の所得向上と経営の安定化を図るため、農産物の6次産業化推進に向けて、地域に農産物共同加工施設が設置できるよう、県は新たな支援策を構築するとともに、人材育成や商品開発を充実させること。
- 4) 小規模農産物直売所の設置は、本県農業の多数を占める小規模農家の経営を支援し、6次産業化と販売を含めた環境づくりの一環として重要である。県として小規模農産物直売所の設置を支援すること。  
補助制度について、今後の支援の在り方を2年間検討し続けているが、検討結果について示すこと。
- 5) 特定生産緑地制度について、引き続き県内自治体や各種団体と連携し、生産緑地所有者への周知徹底と丁寧な意向確認を行うとともに、申請者の利便性に配慮した対応を行うこと。
- 6) 農地は積極的に「保全すべき」ことを明確に打ち出した都市農業基本法の理念を定着させるため、固定資産税、相続税における課税評価において、現に農業が営まれている農地は農地評価を基本にすること。農作業場や屋敷林、市民農園なども農地に準じた課税とするよう、引き続き国に要望すること。
- 7) 市街化区域内農地の固定資産税の負担が年々上昇する中、町に対し都市農地の必要性を改めて周知の上、生産緑地制度の導入を継続的に働きかけること。また、町が推進できるよう、財政的支援を国に働きかけること。
- 8) 業者開設型の市民農園は業者が農家に負担を強いる例があるため、適切な協定となるように、「農地所有者と実施主体の費用負担及び役割分担等」についてあらかじめ規定しておくよう、県として推奨すること。また、業者が農家に負担を強いることのないように、法の運用について一定の拘束力を持たせるよう、国に働きかけること。

## (3) 農業基本政策について

- 1) 国連がSDGsの達成には家族農業・小規模農業の役割が欠かせないとして「家族農業の10年」をスタートし、国の「食料・農業・農村基本計画」においても家族・小規模農業が評価されている。  
本県における農業経営の97%は、専業や兼業などの違いはあっても、大小多様な家族経営である。家族農業・小規模農業を存続させるための制度の創設を引き続き国に求めるとともに、県としても財政措置も含めた支援策を講じること。
- 2) 国連「家族農業10年」(2019~2028年)の提起から6年目を迎えている。その中で家族農業は、「ジェンダー平等」と「女性農業者の指導性の発揮」を中心に捉えている。そのためにも土地や生産手段の取得、相続や融資を受ける権利などを含め、女性に対するあらゆる差別をなくすことを積極的に進めること。  
また、かながわ農業活性化指針に「農業経営における方針決定過程への女性の参画」についての目標値を設定して推進すること。
- 3) 農業従事者の高齢化、長時間労働の実態改善に向け、県内ですでに農業に従事する女性を対象とした健康・意識(男女共同参画、高齢化・後継者問題、母性保護、休暇の取り方、直売・加工所問題など)の調査を実施すること。引き続き、国が調査したデータから神奈川の女性就農者の状況を抽出し、公表すること。
- 4) 農林水産省の調査では、2020年に締結した「家族経営協定の取り決め」項目の中で、「農業経営の方針決定」が96.1%と高くなっている。一方、「生活面での役割分担(家

事・育児・介護)」は42.6%となっており、家庭的責任が女性に集中している実態が見られる。

受けられる制度上のメリットや、女性の仕事と家事・育児の二重負担の軽減について周知し、アドバイス・相談等の体制を強化し、「生活面での役割分担」の取り決めが進むよう、男女共同参画グループとも連携して啓発すること。また、締結時の支援を強化すること。

5) 県内の農業委員に占める女性の割合を把握し、目標を持って女性農業委員の参画を強めるよう働きかけること。

6) 種子法廃止による県内の影響について、農家から聞き取りを行い、実情をしっかりと把握すること。県としても将来に渡って安定的に供給が図れるよう、現状の要領・要綱に留まることなく、他県のように条例を制定すること。

原原種や原種の生産に責任を持つ姿勢を、県として明確にすること。併せて、種子法の復活を国に求めること。

7) 改正種苗法により、これまで認められていた自家採取・自家増殖は、登録品種については自家増殖が原則禁止となり、登録期間中は許諾制となって許諾料を払うこととなった。

農林水産省が2015年度に行った「自家増殖に関する生産者アンケート調査」では、登録品種について自家増殖している割合は52.2%との結果が出ており、農家にとって影響が少ないとは言えない。

国連総会が採択した「農民の権利宣言」は、種子の自家増殖や販売、利用などは農民の権利と明確に定めている。それに反する種苗法「改正」の撤回を国に求めること。

8) 農業者は農産物を生産する中で、農道や水路の整備、草刈りなど環境や景観を守り、災害を防ぐ多面的役割も担っている。まさに、国土の無償の管理人と言える。農業者のこうした労働を正當に評価し、水田・畑地・樹園地などに応じた所得補償を県として独自に行うこと。

9) 有機農業を飛躍的に拡大するには、神奈川県有機農業推進計画に基づいた取り組みに加え、安定した販路を確保する必要がある。学校、保育所、幼稚園、福祉施設などで、有機食材を相応しい価格で採用することなど、県として独自の支援策を講じること。また、環境保全型農業直接支払交付金の更なる拡充を国へ要望すること。

10) 荒廃農地の復旧、農地の荒廃防止のため、「農とみどりの整備事業」に関し、市町村や農業委員会と連携して推奨するとともに、国に対しても既存の国庫補助事業の採択要件を緩和するよう、引き続き働きかけること。なお、荒廃農地復活・利用、里山管理、鳥獣害対策を広域かつ一体的に進めることができるよう、県として支援すること。

11) 受益面積や農業振興地域内の青地、白地に関係なく、耕作放棄地の基盤整備を実施できる新たな県独自の事業を創設すること。又は、既存制度の拡充を図ること。

12) 耕作農地の減少を食い止め、CO2貯留量を増やす農地を確保するために、ソーラーシェアリングなど再生エネルギーを活用して地域循環型経済を推進すること。全国の好事例について研究し、県内での実現を図ること

13) 本県の農業人材力強化総合支援事業について、新規就農者の育成確保をさらに推進するために、新規就農希望者の研修先に農家を含めること、親元就農5年以内の継承要件を緩和すること、定年帰農者も活用できるようにすることなど、要件の改善と拡充を引き続き国に求めること。

併せて、実現するまでは県独自で予算措置を講じること。また、認定農業者の増加につながるような財政支援を講じるよう、引き続き国に求めること。

14) 認定新規就農者と認定農業者の認定及び指導育成について、所管課が違い、市町村には基本的に普及指導員がいないことから、県内部での調整と連携を図り、普及指導員を育成し配置すること。

15) 新規就農後の経営確立は、気候危機や新型コロナ、ウクライナ情勢の下で非常に困難な条件にある。農業次世代人材投資事業の利用期間について、県は5年が適切と認識していたが、2022年度の見直しで3年に短縮された。利用期間を戻すよう、国に求めること。

短縮された期間の補填を行うなど、県独自の定着支援を財政措置も含めて具体化すること。

16) 農業技術の開発・普及は「先端技術」に偏るのではなく、農業者の蓄積された技術と科学を結びつけ、持続可能な農業や地域振興に重点を置くこと。スマート農業における先端

技術の開発・普及は、中小農家の経営に役立ち、農業者の所得が増大し、多くの農家が集落に残れることを基本に進めること。

- 17) 花きの振興は「神奈川県花き振興計画」に基づき、大船フラワーセンター、花とみどりのふれあいセンターの両県有施設を拠点とした取り組みを中心に据えること。また、引き続き国のジャパンフラワー強化プロジェクト推進事業などを活用した取り組みも進めること。
- 18) かつて植物園の機能を有していた県立大船フラワーセンターは、原種の保存がされず、希少種が削減されるなど、以前のような植物園としての役割りが果たされていない。  
県立大船フラワーセンターが植物園としての機能を有するよう、登録博物館とするか若しくは同等の施設を整備し、県が所管する登録博物館に植物園を設置すること。
- 19) 農地情報公開システムの整備やeMAFF農地地図への移行が遅れている農業委員会に対し、研修会などの支援や相談対応を行うこと。また、システムの更新費用については、引き続き必要な予算措置を国に働きかけること。
- 20) 農業経営基盤強化促進法の改正やガイドラインの通知などにより業務量が増大している農業委員会の事務局体制を強化し、委員手当も引き上げるなど、必要な予算措置を図るよう国に求めること。また、第三セクターとなった結果、経営の効率化を理由として人員削減を迫ることの無いよう、県独自にも支援を行うこと。

#### (4) 畜産業の振興に向けて

- 1) 飼料価格の高騰が続いているが、配合飼料価格安定基金は飼料価格が高止まりする場合、高騰分の一部しか補填されず、畜産経営が維持できない。高騰が長期化する場合、高騰前の価格を基準に補填できるよう、制度の改善を国に要望すること。
- 2) 飲用向け生乳の生産費を販売価格が下回った場合、差額を補てんするような補助制度を作ること。また、国に対して制度の創設を求めること。
- 3) 家畜診療所の運営経費に対して支援を行い、農家の負担を軽減すること。
- 4) 豚熱対策の強化を図るとともに、CSFワクチンの接種費用の補助を行うこと。また、ワクチン接種による風評被害が起こらないよう、県は正確な情報提供に努め、国に対し対策の強化を求めること。
- 5) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産クラスター）関連事業を活用して、臭気対策に取り組む農場がある。事業採択要件の飼養頭数の増加による規模拡大は、都市部にあっては厳しいものがあり、要件から外すこと。

#### (5) 林業の振興に向けて

- 1) 森林が果たしている公益的な機能や県民生活に不可欠な役割が十分に発揮されるよう、林業政策の推進に向けて市町村や林業団体の取り組みを支援すること。
- 2) 公共建築物等の建設にあたっては、神奈川県産材の使用をさらに促進するために、県としての支援策を周知、拡充すること。また、「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針」に則って、県内すべての市町村が基本方針を策定するよう、働きかけを強めること。
- 3) 大径材の活用に期待が広がっている。市町村が行う学校施設等の木造木質化に、大径材の有効活用を推奨すること。
- 4) ナラ枯れ対策について、効果的な予防対策が可能となるよう手法を検討し、低価格な予防薬剤の開発を薬剤メーカーに働きかけるとともに、現行の森林病虫害等防除事業の予防対策に関する補助メニューを拡充し活用の推進を図ること。
- 5) 森林調査の委託業務は落札価格が非常に低く、委託業者の経営の安定化を図るため、森林整備のための調査についても適正な人件費と業務の質が保たれるよう、最低制限価格率を適用すること。

#### (6) 鳥獣被害対策について

- 1) 有害鳥獣の捕獲者から「埋設場所の確保が難しい」、「焼却施設までの運搬の負担が大きい」などの意見があり、有害鳥獣の処分が捕獲活動の大きな障壁となっている。  
有害鳥獣被害を減少させる捕獲活動を円滑に進めるため、焼却施設の増設など捕獲した

有害鳥獣の円滑な処分を支援すること。

- 2) かながわ鳥獣被害対策支援センターによる鳥獣被害対策を強化するために、予算を拡充し、鳥獣が住宅域に出没する事例を踏まえ、県が主体となって市町村と連携し、生息状況や被害実態の把握と周知に努め、広域的な被害対策を行うこと。
- 3) 野生動物の住宅地への侵入は、山の荒廃も要因となっている。県有林等大規模広葉樹林帯の伐採を制限し、鳥獣が里山に下りずに生息できる森林環境を整備し、鳥獣と人との棲み分けを図ること。
- 4) 鳥獣による深刻な農作物被害の解消を図るためには、広域行政として県の取り組みが重要であるため、県単独補助である捕獲奨励補助金を拡充すること。シカを対象とした補助金の金額を戻すこと。
- 5) 鳥獣被害対策協議会を通じて、広域的な環境整備や防護柵設置が可能となるように対策を講じること。電気柵設置の助成や維持管理費の拡充など、防護対策の強化を図ること。
- 6) 意欲のある方が申請しても措置されない例が生じないように、農業従事者狩猟免許取得推進賛助金を拡充すること。
- 7) 鳥獣の駆除を進めるためにもジビエ料理の普及に取り組み、産業として成り立つよう、広報や財政支援を図ること。
- 8) ヤマビル対策について、効果的で環境負荷の少ない駆除剤の開発などの研究を進めること。ヤマビル対策を担うボランティアによる環境整備促進補助制度は、人件費も対象にするなど拡充を図ること。
- 9) 各種外来生物の防除実施計画を策定し、引き続き計画的防除を行うこと。防除や捕獲等の事業について、また、ニホンザル捕獲個体の研究機関への送致についても、市町村事業推進交付金への組み入れではなく、予算措置を図ること。
- 10) 宮ヶ瀬湖や相模川水系のカワウによる漁業被害の対策を強化するため、予算を拡充すること。

#### (7) 漁業の振興に向けて

- 1) 沿岸漁業が果たしている多面的な役割は大変重要であり、漁場環境や生態系の維持・回復を図るためにも、漁村経済の振興、生活環境の整備が欠かせない。水産資源の回復も含めて、県として十分な予算措置を講じること。
- 2) 国の経営体育成総合支援事業は、漁業の担い手確保策として若い新規漁業就業者に一定期間生活費を補填するものだが、一人前になるには交付期間が短いとの声がある。国に補填期間の改善を求め、県独自にも補助制度を創設し、漁業への若い人の就業と定着を図ること。
- 3) 不漁続きに加えて、政府による原発処理汚染水（アルプス処理水）の海洋放出による影響で、休漁・減船に追い込まれる漁業者に対し、資源の回復や魚種転換による新たな収入の見通しが立つまでの期間は、経営・生活が成り立つように支援を拡充すること。また、国に対して制度の充実を求めること。
- 4) 漁船が使用する軽油の経費は、漁業経営にとって相当な負担となっている。漁業経営を安定させて県民に水産物が安定供給できるよう、軽油引取税（地方税）の免税措置を恒久化するよう、引き続き国に要望すること。
- 5) 本県の内水面漁協の多くは職員がいないなど体制が弱く、組合の維持運営を図る上でも、会計指導事業や定款・諸規程の整備等をはじめとする指導事業等は補助事業として不可欠であり、次年度以降も恒常的に継続すること。
- 6) 神奈川県栽培漁業協会がこれまで果たしてきた役割や経過を踏まえ、本県の水産業を守るためにも県として財政支援を強めること。
- 7) 神奈川県の人産アユの単価は他県の種苗価格より高く設定されているため、他県を考慮した価格設定に見直すこと。

## 《 5 》. 防災と環境優先のまちづくり、原発ゼロへ 再生可能エネルギーの普及を



## [1]. 防災対策の強化

### (1) 地震・津波対策の強化と土砂災害や水害の防止について

- 1) 神奈川県耐震改修促進計画で掲げた耐震化率目標の達成に向け、協議会を設置していることは評価できる。広域自治体の役割を意識し、主導的に市町村と連携して耐震化を進めること。市町村地域防災強化事業費補助金の増額を、引き続き検討すること。
- 2) 民有地の危険なブロック塀の撤去や改善、戸建て住宅の耐震診断・耐震改修や一部屋耐震化への補助やマンションの耐震診断への補助が、市町村地域防災力強化事業費補助金のメニューとして制度化されているが、市町村に対し補助制度の周知と活用を促すこと。また、補助制度の拡充を図ること。
- 3) 津波の迅速な察知と伝達の体制を充実させるため、東京湾・相模湾沖での沖合津波観測設備の充実を引き続き国に求め、多種多様な沖合観測網の整備と活用を進めるよう、引き続き国に働きかけること。
- 4) 2023年度末の人家5戸以上の要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域は4,900カ所で、うち整備箇所は1,500カ所と30%に留まる。急傾斜地崩壊危険区域のうち、指定数は1,638カ所、未指定は3,262カ所にのぼる。  
県民のいのちを守るためには、早急な対応と大幅な予算増額が求められる。県単独事業の整備を促進するために国に補助を求め、県も予算を拡充すること。近年の激甚災害に対応するためにも、土石流・地滑りの防止、急傾斜地対策など、土砂災害防止施設の整備を今まで以上に促進すること。  
また、2020年の逗子での斜面崩落事故に鑑み、民地のがけ地対策を市町村と協議すること。
- 5) 地震時に液状化被害が発生する恐れのある宅地等の対策を進めるため、計画を策定すること。また、液状化被害が発生する恐れのある土地の説明について、県の対応に留まらず宅地建物取引業法の重要事項説明に規定するよう国に要望すること。さらに、土地の売買の際の説明事項とするよう、引き続き関係団体に働きかけること。国には説明の義務化を求めること。
- 6) 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定後の災害防止対策として、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の活用促進に向けて、県による協調補助を事業化したことは評価する。市町村や県民への周知を強めること。
- 7) 近年の台風や集中豪雨等による河川の氾濫、溢水が多発しており、早急な河川改修や整備が求められている。県が2010年に策定した新セイフティリバー計画は30年間の目標を定めているが、想定時間降雨60mmを超える降雨量が見られる中、計画を前倒しで進めるなど、引き続き早期の対応を図り、国への財源確保要請も強めること。
- 8) 2015年4月に策定した「境川水系河川整備計画」は、総事業費（県負担分）が約1,200億円と見込まれ、概ね30年間で実施するとされており、年間予算額の目安は40億円である。しかし、河川改修事業費が少ないことから、計画通りに事業が進むことは困難と想定される。  
国に財源拡充を強く求めることは重要だが、県単独の予算を拡充し30年間で整備が完了するよう、整備計画の着実な推進と前倒し実施を図ること。また、国に財源拡充を強く求めること。
- 9) 盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（通称「盛土規制法」）が、2023年5月26日から施行された。県では2024年9月に土砂条例の改正案が示され、2025年5月までに施行される予定と聞いている。  
災害警戒区域など危険な土地周辺での盛り土の禁止や規制強化、運搬事業者への規制を含む事業者の責務と県の責務を明記すること、立ち入り調査の強化など、二度と2021年に熱海市で発生したような土砂災害を起こさないよう、速やかに土砂条例を改正し県の対策の強化を図ること。

### (2) 防災体制の確立と住民の避難について

- 1) 県内市町村の消防力について、概況を平均値で把握するのみならず、「消防力の整備指針」により目標とすべき整備水準を達成できるよう、希望的観測に留まらず消防力基準に達していない市町村消防職員の充足率など実態を把握し、課題をともに検証し、支援を充実す

ること。

- 2) 能登の被災を教訓にした、災害に強い水道管の整備が急がれる。水道管の交換に対する国の補助金要件を緩和し、交付金を拡充するよう、引き続き国に求めること。
- 3) 災害避難所の不足について、市町村ごとの把握が必要である。把握の過程で課題が明確になる。市町村とともに引き続き避難所の指定拡大に取り組むこと。また、避難所の設置場所についても恒常的に見直しを行い、「災害時における避難所等確保の支援に関する協定」の締結事業者を拡充すること。引き続き国へ財政措置を求めること。
- 4) 災害時に一般の避難所で生活するのが困難な認知症患者や障がい者、妊婦らを受け入れる、福祉避難所の指定状況の把握は出来ているか回答を求める。多くの自治体で、福祉避難所での避難訓練が行われていない実態がある。訓練の実施を促進すること。
- 5) 福祉避難所に限らず一般の避難所についても、市町村に対しバリアフリー化の促進、個別支援計画の策定への働きかけを始めていることは大事だが、実態把握をしながら早急に進めること。
- 6) 避難所の運営については、多様性確保の視点で見直しを進めていることは評価する。しかし、現実には運営主体への女性の参加がまだまだ遅れている。避難所運営のさらなる実態把握に努めること。併せて避難訓練の実施も促進すること。

## **[2]. 県営住宅など公共住宅の住環境改善、住宅政策の充実に向けて**

### **(1) 県営住宅の建設と修繕等について**

- 1) 健康団地推進計画では県営住宅28団地7,000戸の建替えが10年間で行われるが、丁寧に住民に説明し、家賃が上がる場合には従前の負担水準に留めるよう、県独自の減免制度をつくること。  
建替えによって家賃が上がり住み続けられなくなる現状は、住み続ける権利を奪うことである。公共住宅には福祉の位置づけがある。緩和措置ではなく、従来の家賃で住めるようにすべきである。
- 2) PFI事業は県有地の売却につながる恐れがあり、PFI事業による県営住宅の建替えはやめること。また、余剰地の活用について、売り払いではなく県営住宅を増やすことや福祉施設への貸し出しなど、県民要望に基づいた活用を図ること。
- 3) 県営住宅の空き家は2018年頃と比較して減少しており、本年4月1日現在では3,541戸となっている。県営住宅の入居希望者も多いことから、早急にリフォームできるよう予算を確保し、新たな募集につなげること。

### **(2) 住宅政策の充実と福島原発被災者への住宅支援について**

- 1) 神奈川県は「住生活基本計画」で賃貸住宅供給促進計画を定め、居住支援を位置付けているが、民間賃貸住宅を対象とする「所得に応じた家賃補助制度」がない。生活に困窮する高齢者、障がい者、子育て世帯、若者等に対しての家賃補助制度をつくること。
- 2) 県内に避難している福島原発事故被災者、能登半島地震被災者など他県からの被災者に対し、長期無償の住宅提供を保障するなど、国に新たな立法措置を求め、県営住宅に入居している被災世帯への家賃減免を行い、福島原発事故被災者の減免についてはその財源を東京電力に請求すること。
- 3) 災害救助法に基づく応急仮設住宅として県営住宅に入居している被災者について、国が応急仮設住宅の提供終了を決定したときは、被災者が希望し公営住宅の入居収入基準を満たす場合は、公募によらず当該県営住宅への継続入居を認めること。被災者特例をつくり、優先枠をつくること。

## **[3]. 水道事業の改善について**

### **(1) 水道事業の広域化・水道事業の再構築について**

- 1) 県西地域の2市8町における水道事業については、県が各市町村の水道事業の課題解決に向け、人的にも財政的にも積極的に支援し、各市町村の要望に応えること。包括民間委託の推進は行わないこと。
- 2) 水道事業の安定化に向け、神奈川県広域水道企業団からの受水費の削減などの見直しを行うとともに、神奈川県内広域水道企業団をダウンサイジングすることに県がイニシアチ

ブを發揮すること。

- 3) 「水道システムの再構築」は、各水道事業者の施設を廃止し広域水道企業団への依存度を高めるものとなっている。今後の水道システムの見直しには、各水道事業者の自主性と防災対策などから水道施設の分散配置が重要であるので、現在の「水道システムの再構築」の案は大幅に見直すこと。
- 4) 広域水道企業団の事業運営は、県民の要望を反映することや事業運営のチェックがしにくくなる欠点がある。住民に開かれた水道事業とするためにも、広域水道企業団に過度に依存する姿勢を改め、広域水道企業団の増強はやめること。また、広域水道企業団の事業運営に関する資料等の公表に、よりいっそう努めること。
- 5) 地域の実情に合わせた水道事業を進めるためには、地域の水はできるだけその地域で水を確保するとともに、水利権を手放すことはやめること。災害時の対応としても、分散型の水源確保や浄水場の確保が必要である。

## (2) 水道事業の包括民間委託について

- 1) かながわ方式による水ビジネスは、10年以上たっても海外に進出した県内企業はなく、この事業の目的を果たすことができず事業効果がなかったことは明らかである。しかも、かながわ方式による公民連携モデルと事業名を変え、目的も「企業庁と民間企業等で培った新たなビジネスモデルを県内、国内に広げる」と変えている。結局のところ、かながわ方式による水ビジネスは、箱根地区包括民間委託を導入することで国内の水道事業の民間委託を促進し、水道事業を行える民間事業者を育成することにより、民営化を促進する役割を果たしていることは明らかである。

この公民連携モデルを国内に広げることは水道事業の民営化を促進することになるので、やめること。箱根地区包括民間委託はやめ、企業庁の直営に戻すこと。

## (3) 水道料金の在り方について

- 1) 神奈川県営水道事業審議会における水道料金部会はずでに論議は終了し、値上げの条例改正も行われたことから、非公開にする理由がなくなっている。すべての資料と議事録を早期に公開し、政策決定過程を明らかにすること。
- 2) 水道料金の計算方式を用途別の料金体系に戻し、生活に関わる水は安く設定すること。
- 3) 水道料金の値上げが決定し、低所得者には負担増が重く生活にのしかかることとなった。早急に生活保護世帯に対する減免制度を復活し、新たな低所得世帯への減免措置を講じること。  
また、保育園や子育て・福祉施設への減免制度を設けるとともに、障がい者就労施設や障がい者グループホーム等への減免率を無償とすること。
- 4) 座間市と県企業庁との間で締結した1978年10月12日の配分量に関する「基本協定書」及び1993年の分水に関する「契約書」によって、座間市は自前による安価な地下水ではなく、高い水を買わざるを得ない状況になっている。見直しを行うこと。

## [4]. 環境対策の強化について

### (1) アスベスト対策の強化について

- 1) 県営住宅に住んでいた方がアスベストによる中皮腫で亡くなったことを踏まえ、アスベストを使用した県営住宅の入居者、元入居者への健康調査とその後の対応を、県が責任を持って行うこと。
- 2) 「県建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画」が策定されたが、意見募集期間はわずか2週間と短期間であり、十分に意見が反映されたとはいえない。今後は意見が聴取・反映できるように準備すること。また、意見にあるように、労働調査等の実態調査を行い、計画が着実に実行されていることを確認すること。
- 3) 建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止のため、全ての石綿含有建材へ規制を拡大した改正大気汚染防止法により、作業内容の都道府県等への届出に必要な事前調査の実施は、有資格者（必要な知識を有する者）に限られる。この改正内容を県民に広く周知すること。
- 4) 今後アスベストを使用した建物の解体の増加が予想されるため、工事の調査や検査等に

- あたる人員を増やすこと。アスベスト使用状況の調査、工事現場のパトロールや立入検査を大幅に増やし、罰則を強化し、不適切な工事を防止するよう改善・指導を強化すること。
- 5) 建築物石綿含有建材調査者の育成を図るため、講習費用に対する助成制度を創設し、スキルアップ研修の実施など、具体的な施策を講じること。
  - 6) レベル3のアスベスト建材の解体作業について、現状は作業内容の届出義務がなく、飛散防止対策も不十分な内容となっている。レベル3であっても県民や作業者は健康被害について心配し、不安を強く感じている。一戸建て住宅へも広げ、作業内容の届出や飛散防止対策について、県条例でレベル1、2と同様とすること。
  - 7) アスベスト含有建物の事前調査や除去工事費用は多額になる。国に解体工事等に関わる補助金の創設や支援の強化を求めること。事前調査・解体・除去工事に対する補助制度を県として創設すること。
  - 8) 吹付けアスベスト費は用途が限定されている上、吹付けアスベストの解体費補助の実績が少ない。利用しやすい制度にするために、基準を緩和し補助額を拡充すること。
  - 9) 県内のアスベスト被害者に、建設アスベスト被害給付金について周知すること。
  - 10) 建設アスベスト被害給付金の給付対象に屋外作業員等を加え、アスベストによる健康被害を受けた方を広く対象とし、工場型被害者も建設型被害者も対象期間を広げるとともに、検査費用の補助を行うよう国に求めること。  
また、建材メーカーに財源の拠出を求めるなど、建設アスベスト被害給付制度の改正を国に働きかけること。
  - 11) アスベストによる疾患の治療方法の確立のため、県は医療機関や研究機関への支援を強めること。「石綿ばく露歴把握のための手引き」(厚労省)を活用し、建設作業従事者の肺疾患患者に対する職歴等の問診を徹底するよう、医師会等に対して周知すること。
  - 12) 県西地域には、神奈川労働局と委託契約を締結して石綿の健康診断を実施する医療機関がない。当該地域の医療機関に助言・援助を行うなど、県として対策を講じること。
  - 13) レントゲンの読影でアスベストの影があっても認めない医師がいるため、診断できる専門の医師を増やすよう国に求めること。

## (2) PFAS対策の強化について

- 1) PFASの規制について、諸外国の基準値を参考に科学的知見に基づいた基準値の設定を早急に行うよう、国に求めること。
- 2) 引地川水系や座間市などでPFASが検出された。健康被害から住民を守るため、水質調査、土壌調査を定期的に行うこと。また、予防原則の観点から、周辺住民の血中濃度調査を早急に行うこと。さらに、河川や地下水の数値が高い場所について、近隣の井戸や農産物への影響について調査すること。

## (3) 気候危機対策の強化について

- 1) COP28の決定が求めた2035年までに60%の温室効果ガスの削減目標が、各国に対策強化を求めているが、県もそれにふさわしい計画策定が必要である。現行計画の達成を進め、強化すること。また、年次計画を立て、さらなる目標実現に向けて取り組むこと。
- 2) 第6次エネルギー基本計画では、2030年度の電源構成は温室効果ガスを大量に排出する石炭火力19%、原発20~22%とされ、これまでの立場を大きく転換して、原発推進の姿勢を示している。また、国連はCO2を大量に排出する石炭火力の計画的な撤退を強く要請しており、先進国では期限を切った撤退を表明するなど、「稼働やむなし」との認識はもはや許されない。県弁護士会や世界の環境団体からも日本への批判が寄せられ、健康被害、環境汚染を懸念する地元住民による訴訟も起きている。  
国に先駆けて2050年脱炭素を掲げた本県として、石炭火力の稼働中止を国に求めること。

また、県の水素社会実現に向けた取り組みについて、水素を取り出す過程でCO2を排出しない方法を示さなければ、水素社会が地球温暖化を克服する社会になる根拠はない。水素の研究を妨げるものではないが、現在技術が確立されている太陽光、風力、水力などの再生可能エネルギーの普及に軸足を切り替えること。

- 3) 地球温暖化対策計画の全面見直しの際には、本県のポテンシャルが高い太陽光発電の整備、利用の一層の促進を掲げ、公共事業や自治体業務において、再生可能エネルギー100%化を2030年度までに達成するための具体策を明記すること。今後の公共工事についても、再生可能エネルギー100%にすること。
- 4) 家庭での省エネルギー化及び家庭での創エネと電力会社への供給を進めるため、各種施策の取り組みの推進と併せて、引き続き予算の拡充を図ること。
- 5) 建物の新築・改築時に省エネと再エネを一体的に推進するために、一定規模の建物には断熱化や太陽光パネルの設置など、脱炭素化対策の義務化を図ること。さらに、太陽光パネル設置に対し、県として独自の助成を行うこと。
- 6) CO<sub>2</sub>排出量の最多(35%)を占めるのが産業部門で、その95%を製造業が占める。地方公共団体に求められる地球温暖化対策計画書制度について、イギリス等では発電所も含めて政府が大規模事業所と「協定」を結んでおり、日本政府も産業部門でのCO<sub>2</sub>削減に責任を負うことを示すよう、国に進言すること。
- 7) かながわスマートエネルギー計画は、来年度改定予定の地球温暖化対策計画に一本化された。ソーラーシェアリング(農業と太陽光発電の共用)の目標値を決めて盛り込むこと。
- 8) 省エネやCO<sub>2</sub>排出量削減の観点から、自動販売機やコンビニエンス・ストアの24時間営業、深夜の過剰なライトアップなどに対する指導と規制を強めること。自分事化を後押ししているだけでは、推進できない。

#### (4) プラごみゼロをめざして

- 1) 神奈川県プラスチック資源循環推進等計画において、国が掲げる6つのマイルストーン、3R+リニューアブル、サーマル・マテリアル・ケミカルリサイクルについて、県としての目標設定と現状の到達点を示し、実効性ある計画とすること。  
また、本計画にプラスチック製品の製造者責任を明確に位置づけ、併せてプラスチックの製造を減らすよう、必要な規制を国に求めること。
- 2) 県が藤沢市と協調して設置し、現在は藤沢市単独の運営となっている境川の除塵機に関し、上流のごみ処理まで藤沢市が全額負担すると合意していたのか疑問であり、除塵機運営補助制度を設けること。また、上流市を交えて開催していた協議会を再開し、藤沢市のごみ処理費も含め、県主導で費用負担を見直すこと。  
除塵機が壊れた場合は、新たに設置されないまま撤去される。流れたプラスチックは海岸や海の環境を破壊するマイクロプラスチックとなるため、早急に回収する必要がある。美化財団の清掃では到底追いつかないため、県としても財政支援を行うこと。
- 3) ごみ処理広域化・集約化計画に関し、大規模な施設は維持補修費用も莫大で、災害時の対応が十分できないなどデメリットが多い。大規模な施設整備で市町村に過大な財政負担が生じないように、県として支援すること。

### [5]. まちづくり

#### (1) 不要不急の大型公共事業の中止について

- 1) ツインシティ計画(寒川～平塚地域)は住民のためのまちづくりではなく、商業施設や企業の利益のためであり、環境破壊につながる計画なのでやめること。
- 2) JR東海道線の大船～藤沢間で検討されている「村岡新駅」と周辺のまちづくり計画は、藤沢、鎌倉両市の負担が今後膨大に増えることが明白である。区画整理、地盤改良、道路建設、浸水想定区域の災害防災対策など困難が多い。地域住民の要望に沿ったまちづくりを行うべきである。物価高騰のもとで県民生活が厳しい時に、利用者がほとんど見込めない駅に巨費を投じる開発計画は非現実的であることから、計画を中止すること。
- 3) 巨費を投じて行うリニア中央新幹線の建設は、赤字経営、残土処理、電磁波による健康被害の懸念に加え、大深度トンネルでの災害時における避難の困難性など安全対策も不十分であり、国が妥当と認めても反対の声は依然として大きい。隣県では水源に支障をきたしている。経済に及ぼす効果よりも、県民の税金を多額に投入し県民負担を増やすものとする。世界で気候危機が深刻な中、環境破壊の計画は中止すること。
- 4) リニア中央新幹線建設が進められる場合、水源地や相模川等の河川の環境保全や大量の建設残土発生に伴う諸問題について、県として地元住民の不安を聞き取るなど適切に対応

すること。

- 5) 相模原砕石場跡地が、リニア中央新幹線工事の残土処分予定地とされている。相模原市だけでなく、県としても県民の不安に寄り添い、責任を持ってJR東海に安全の監視と監督を要望すること。
- 6) リニア中央新幹線建設に関し、2022年1月の国会質疑で大深度区間のボーリングは10キロメートルに1本だったと判明したが、県内ではボーリングは何か所行われたのか、前年は回答がなかったので改めて示すこと。  
また、地盤や地質調査を行わずに安全とは言い切れないことから、住民の不安を解消するために、JR東海任せではなく、地下40mまでの多数のボーリング調査と地盤及び地質調査の実施をJR東海に求め、調査結果を住民に公表させること。
- 7) リニア中央新幹線建設に関し、JR東海から受託した用地買収業務については、各地域全体としての住民合意がないまま行わないこと。土地収用による強制的な地上げは行わないこと。
- 8) リニア中央新幹線建設に伴う県の直接の負担はないとしても、相原高校の移転はリニア建設に伴うものであり、17億8千万円の費用がかかっている。今後こうした負担が生じるときは、県民に明らかにし協力を断ること。
- 9) 横浜市ではカジノを含む統合型リゾート施設の誘致は撤回されたが、県が昨年「IR誘致に関しては基礎自治体の判断を尊重する」と回答したとおり、県内の自治体である横浜市の判断を尊重しIR関連法の廃止を国に求めること。  
また、オンラインカジノによってギャンブル依存症になる人が急増している。オンラインカジノが違法であることの周知に力を入れるとともに、国に解禁することのないよう要望すること。

## (2) 駅利用者の安全と利便性の確保について

- 1) 各鉄道会社は駅の無人化や窓口無人化を進めており、駅員と連絡を取るにはモニターホンで駅員を呼び出さなければならないなど、特に肢体障害者や視覚障害者は利便性が確保されているどころか大変不便を強いられている。当事者目線を主流化すること。  
障害者など駅利用者と駅の安心・安全を守るために、県は有人駅の必要性を再認識し、無人化や窓口無人化された駅の有人化を図り、夜間無人化や遠隔窓口など一部無人化された駅では少なくとも常時1名の駅員を配置するよう、各鉄道各社と関係機関に働きかけること。また、駅の無人化計画を撤回するよう求めること。
- 2) 障がい者や高齢者が駅構内を安全に移動し、電車への乗降を安全に確実にを行い、乗り換えなどの際には必要な援助ができるよう、引き続き十分な人員配置を各鉄道会社と関係機関に求めること。
- 3) 列車の運行時には、ワンマン運転ではなく列車に車掌1名を配置するよう、各鉄道会社と関係機関に引き続き働きかけること。
- 4) 視覚障がい者は双方向式自動改札で衝突することが多く、有人改札に誘導する点状ブロックの設置を各鉄道会社と連携して進めること。
- 5) 改札口や階段のチャイムは始発から終電まで鳴らすよう、引き続き鉄道会社に求めること。
- 6) 障がい者や高齢者などが安心して外出できるよう、ホームドアの早期設置を各鉄道会社に強く働きかけること。また、ホームドア設置までの間、むしろ危険とされる固定柵で代用せず、ホームに内方線ブロックを施設するよう、引き続き各鉄道会社に強く求めること。
- 7) 島型ホームにおいて、片側だけにホームドアを設置することは、視覚障がい者にとって危険である。工事は両側同時に行うか、やむなく片側だけの場合は、その旨を頻繁に丁寧にアナウンスすること。

## (3) 地域交通及び都市環境の整備について

- 1) 地域交通を担うバス路線の廃止や再編の届出は、地域の利用者の代替交通手段を確保してから行うよう、交通事業者に求めること。また、バス路線廃止の申し出があった場合、神奈川県政活交通確保対策協議会で対応を協議するとのことだが、確実に代替交通手段の確保に結びつけること。

- 2) 高齢者の通院、買物など生活維持のための外出や社会参加を保障することは、まちづくりの上でも重要な課題である。地域でのコミュニティバスやデマンドバス導入のため、財政支援を行うこと。また、広域的な公共交通網の形成に限らず交通不便地域の公共交通の維持・確保に取り組んでいる市町村、事業者、自治会、NPO等に対し、財政支援を行うこと。
- 3) 横浜市でも社会的効果があると認識されているシルバーパスや「かなちゃん手形」など、高齢者向けの事業を行っている交通各社に対し、市町村だけの取り組みにせず、自治体を超えて運行する路線など県としても補助すること。エイジフレンドリーシティの沽券にかけて高齢者への支援は福祉の位置づけで行うこと。
- 4) 県道路公社管理の有料道路の料金引き下げや無料化を図るなど、地域活性化に向けて積極的な取り組みを行うこと。また、生活に欠かせない道路を通行する地域住民への配慮が不可欠であることから、真鶴ブルーラインを生活道路として利用する者には、減免措置を講ずること。維持管理費を料金に転嫁しない仕組みをつくること。また、早期に無料化を図ること。
- 5) 公共施設や主要駅、病院及び商業施設に「みんなのトイレ」整備が進められているが、現在のベビーベッドサイズでは重症児者は使えない。成人でもオムツ交換ができる介護用ベッドを整備するよう、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則」に明文化し、指導の徹底を図ること。また、その他の民間施設でも「みんなのトイレ」を設置するよう、施設運営者に働きかけること。
- 6) 2020年3月末から運用が開始された羽田空港の新ルートは、川崎市川崎区の住宅や石油コンビナート地域の上空を低空飛行する世界に例を見ない危険なルートである。  
「国が示した安全対策が徹底されるという前提の上で、国の取組に協力する」との回答だったが、県民の命を守る立場に立つべき県が、国の安全対策の徹底状況をどう確認、検証しているのか回答すること。また、重大事故を引き起こしかねないルートであることから、国が住民要望を厳格に尊重し新ルートの運用を直ちに中止するよう、国に強く求めること。

#### (4) 開発と自然保護について

- 1) 里山や斜面緑地などの開発を抑制するため、緑地の公有化や開発に関する指導指針の改定を行うなど、神奈川の貴重な自然を守ること。また、現行の都市計画法の開発許可制度は、良好な宅地水準の確保及び立地の適正化を図ることが目的であって、里山や緑地保全の観点がない。自然保護の観点から、一定の制限を伴った開発許可制度とするよう、法整備を国に働きかけること。
- 2) 林地開発許可基準について、近年の降雨量を想定した一定の基準改正が行われたが、より安全を担保するために、開発予定区域の下流域に人家等の保全対象がある場合には、30年を超える確率で想定される雨量強度に対し、十分な能力及び構造を有する排水施設の設置を基準とし、管理者との協議を行うこと。

#### (5) 海岸の保全・清掃について

- 1) 台風、高波などによる海岸への影響は、緊急に対応することが求められる。県として「かながわ海岸美化財団」や市町と連携し、支援を強め海岸の保全・清掃を進めること。また、国の補助率引き上げを要望するとともに県の予算を大幅に増額し、清掃の回数を増やすこと。
- 2) 平塚市龍城ヶ丘の海岸の森林は、近隣住宅への飛砂の防止・減少、塩害の防止、津波被害の減少など近隣住民の安心安全に寄与するものであるため、伐採する開発計画はやめるよう、県として平塚市に意見を述べること。近隣住民から根強い不安があり、住民監査請求が起こされていることを重く受け止め計画中止を求めること。

#### (6) 警察関係について

- 1) 交通安全施設等整備費の予算を大幅に増額し、信号設置要望等に引き続き対応すること。危険な交差点の改善要望には、優先して改善に取り組むこと。
- 2) 都心部の交差点に手押し信号装置を設置することや、高齢者・視覚障がい者用音響装置



付き信号機を大幅に増やすことなど、交通弱者向けの対策を急ぐこと。交通安全対策施設費の中でも、信号機設置予算は、別枠化を図ること。

- 3) 騒音の多い広い交差点や福祉施設付近の交差点、特に歩車分離式の交差点は、必ず音響装置付きの信号機とし、併せてエスコートゾーンの設置をさらに促進すること。次は福祉施設の利用駅や踏切内のエスコートゾーンを設置すること。
- 4) 音響式信号機の音の鳴る時間について、住宅地は7時前から21時まで、繁華街は23時までとするなど、可能な限り延長すること。なお、周辺住民との関係で言えば、音量可変の装置を検討すること。早朝・夜間の音量調節により対応できる場所については、合理的配慮を行うこと。
- 5) 音響式信号機が設置されている交差点では、必ず全方向から音が聞こえるようにすること。特に、歩車分離式信号機では必ず全方向に設置すること。当事者の要望を聞き、予算を制限することなく設置すること。
- 6) 交番が廃止された以後、窃盗などが増えたと住民が感じている地域がある。地域住民の安全を守るため、交番を減らさないこと。人口が増加している地域については交番の設置を検討すること。そのためにも、警察官の人員を増やし、特に女性警察官を増やすこと。
- 7) 県内には横断歩道や停止線などが消えている箇所が多数ある。路面標示等の修繕予算をさらに増やし、早急に修繕を実施すること。特に通学路の横断歩道については、優先して修繕を進めること。
- 8) 視覚障害者誘導用付加装置の予算を大幅に増額し、設置を早急に促進すること。
- 9) 警察署の建物が老朽化し空調設備やトイレなど水回りの改修が必要などところが多く見受けられる。こうした施設を早急に回収し市民が利用しやすい空間にしていくとともに、警察職員の勤務環境の改善を図ることで適切な職務を保障するよう予算措置すること。

## **[6]. 原発・石炭火力発電所ゼロと再生可能エネルギーの普及促進、気候危機対策について**

### **(1) 原発ゼロをめざして**

- 1) 本県は「原発に過度に依存しない」として原発を容認しているが、SDGs先進県を標榜するのであれば、万一事故が起これば取り返しのつかない事態を招く原発の危険性を直視し、原発依存ときっぱり決別すべきと国に求めるべきである。

発電コストが明らかになる中、原発からの即時撤退を国と東京電力に求め、国に全国の原発の再稼働中止を求めること。少なくとも国の原発政策が後退していることに対し、発電効率の悪い老朽化原発の再稼働、新增設は見直すよう求めること。

### **(2) 石炭火力発電所ゼロをめざして**

- 1) 横須賀で稼働した石炭火力発電所は、本県が排出するCO<sub>2</sub>の実に1割をも排出する。SDGs先進県を標榜する本県の理念に背き、先進諸国が増設を止めている石炭火力発電所の操業は、直ちに停止するよう求めること。
- 2) 横浜市の磯子区にある石炭火力発電所の操業停止を求めること。

### **(3) 再生可能エネルギーの普及促進に向けて**

- 1) スマートエネルギー計画において、電力事業のエネルギー源として水力、地熱、バイオマスなど補助メニューを拡大したことは評価する。再生可能エネルギーの活用を地元の中小企業の仕事や雇用に結びつけ、産業化を図ること。  
多様なエネルギー源を活用した再生可能エネルギーの普及拡大に取り組む市町村の財政支援を強化するとともに、民間事業者・市民団体・NPO法人なども連携した施策を促進すること。また、これらを保障するものとして、再生可能エネルギー優先原則の確立を引き続き積極的に求めること。
- 2) 全県立高校への太陽光パネル設置は評価する。設置可能なすべての県有施設においても、太陽光利用などの設備設置を促進し、薄膜プロブスカイトを活用した技術革新を踏まえ、取り組むこと。避難所に指定されている施設への太陽光発電設備及び蓄電池設備の導入を、一層市町村に働きかけること。
- 3) 太陽光パネルの設置は、事業者の自分事化では促進できない。県として設置の義務化を行うことが必要である。事業者任せではなく、東京都や川崎市のようにハウスメーカーに



設置を義務化すること。

太陽光パネルの設置について、京都市のように建築士団体等に説明義務化を図ること。

- 4) 大手企業や大型の工場・ビル、大型公共施設について、省エネと温暖化ガスの排出削減への働きかけのみならず、必ず数値目標を求め、県として把握すること。中小企業への支援や排出量取引なども、活用を促すこと。

また、既存住宅省エネ改修費補助の増額は評価するが、省エネについては大規模施設に限らず、さらに多世帯の適用を促すこと。ゼロ円ソーラーや共同購入の取り組みを、さらに拡充すること。「事業活動温暖化対策計画書制度」の実効性を持たせること。

## 《 6 》. 青年・学生支援と女性の地位向上、人権尊重、 文化・スポーツの充実へ

### [1]. 青年・学生への支援に向けて

- 1) 若者がバンドやダンスの練習やミーティング等の活動ができる場所がないという声は、依然として強い。練習できる場所、文化を創造・発信できる場所をさらに拡充するとともに、周知を図ること。そのために、県有施設の整備や市町村施設の整備を促進・支援すること。既存施設の活用も工夫すること。  
また、青少年健全育成の立場に立ち、市町村任せにせず県としても施設整備予算をつくること。利用については無料にすること。費用について回答を求める。
- 2) 若者の投票率を高める対策として大学キャンパス内など利用しやすい期日前投票所を拡大するよう、引き続き取り組みを強めること。また、投票場所を増やすよう、市町村選挙管理委員会への働きかけを強めること。
- 3) 「神奈川県生活困窮者対策推進本部」が生活に困窮する若者等への支援に取り組んでいることは評価する。加えて、若者への住居家賃補助、生活資金貸付制度などの貧困対策と一体的に、就労支援及び生活支援を強めること。
- 4) 無業者、発達障がいを持つ若者、引きこもりの若者等、就職困難な若者に対し、職業相談、職業訓練、雇用確保のための施策を拡充し、訓練に際しての交通費支給や無料の訓練を行ってきたことは評価する。それら施策の拡充に加え、安価な住まいの確保、生活資金の保障も検討すること。

### [2]. 女性の活躍推進について

- 1) クオータ制は女性の政治参加を促進するもので、女性議員の増加につながり、施策全般を豊かにする推進力になるとされている。県として「クオータ制に係る有識者意見の提言」を参考に、実効性あるものにするためにセミナー開催に留まらず、シンポジウムの開催、啓発リーフレットの配布、選挙制度の現状と課題を考える企画の実施などを求めてきたが、多角的に性による格差を是正する取り組みを強めること。
- 2) 2021年版の男女共同参画審議会の評価にあるように、「県職員の幹部職員に占める女性の割合」の目標達成(2025年目標25%)の妨げになっている要因について、調査・分析を行い、目標達成に向けて取り組むこと。幹部職員に占める女性の割合が低い理由について調査・分析し、要因を明らかにすること。
- 3) 県の労働力調査結果報告(式〇式〇年)によると、女性労働者の55%が非正規労働者との結果を踏まえ、女性が職場で活躍するために必要な家事・育児・介護などとの両立について、支援制度の確立、男性の積極的な家事・育児・介護への参画に向けた普及啓発に留まらず、具体的な取り組みを講じること。県職場での産休や育休の取得について、十分な職員配置が不可欠であり、正規職員を増やすこと。
- 4) 厚労省は女性活躍推進法の省令で常時雇用する従業員が301人以上の企業を対象に、男女の賃金格差の開示を義務づけた。「かながわ女性の活躍応援団」に参加する企業に対しては、県がHPで企業イメージ向上の援助を行っている。少なくとも女性管理職の採用の取り組みについて、独自の調査を行うこと。また、参加する企業を増やすこと。女性活躍に向けた同一労働・同一賃金を目指して、県として働きかけること。
- 5) 神奈川県の男性の育児休暇の取得率は、300人以上の企業からの報告で、2023年

で37.9%と10ポイント以上伸びたとはいえ、まだまだ低い。「男性が家事や育児などの関わるために必要なこと」は2021年の県民ニーズ調査で55.9%の方が示した「上司・同僚の理解があること」との指摘を踏まえ、職場に取得する雰囲気醸成されるよう、引き続き関係機関や企業・事業所に男性の育児休暇の取得を働きかけること。また、令和6年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金を周知すること。

- 6) 様々な問題を抱える女性たちが安心して集える居場所として、NPO法人等が運営する場所も利用できるよう、財政支援も図って居場所の規模を拡大し、個所数を確保すること。かなテラスの機能を充実させること。
- 7) 男女雇用機会均等法及び育児介護休業法の解釈通達の主旨を踏まえ、妊娠出産・産休・育休などを理由とする不利益扱いを行わないよう、引き続き事業所等への啓発・指導を強めること。
- 8) 不安定な働き方を余儀なくされている非正規労働者や、病気や解雇による無収入の状況にある労働者は女性に多い。就業支援に留まらず、緊急支援事業を検討すること。また、生活困窮者対策推進本部と連携し、女性の自立支援のために、相談に繋がらない方にも届く県独自の緊急生活資金の給付などを含む総合的な対策を講じること。
- 9) 2024年4月から施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を受けて、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」が策定された。女性相談員の資質向上は喫緊の課題である。女性相談員について、県民に寄り添い適切な支援ができ、責任を持って業務を担える職員が求められる。しかし、会計年度任用職員など非常勤職員では、経験やノウハウの蓄積が十分可能とは言い切れない。

女性活躍推進女性議員連盟の要望にもあるように、福祉職の助言に留まらず、専門的な能力や知識経験を必要とする女性相談員は常勤職員とし、配置人数を増やすこと。また、市町村での配置を支援すること。

- 10) 藤沢合同庁舎の男女共同参画センターは、かながわ女性センターが果たしてきた役割が「必要な機能に特化」されたため、女性センター時代から脱落した役割がある。あらゆる分野への男女の参画を促進するための交流スペースが不足している。十分な規模と機能を備えた新たな施設を整備すること。
- 11) ジェンダーフリーの一步として、選択的夫婦別姓を実現する民法改正を国に求めること。強制的夫婦同姓制度はビジネス面でも不都合な場面があり、経済団体からも選択的夫婦別姓制度の実現が求められている。国の動向をいつまでも注視するだけでなく、県民ニーズ調査で同制度のニーズを把握し、県民の困難解消のため、世界では常識の選択的夫婦別姓導入に向けて国に要望すること。  
また、女性のみ課せられた婚外子差別規定など、民法・戸籍法などに残る時代遅れの差別的な条項を廃止するよう国に求めること。
- 12) 所得税法第56条は配偶者や家族の働き方に対する差別であり、その規定によって苦しんでいる方々がいる。「配偶者や家族の働き分を必要経費として認めないことが女性の経済的独立を妨げている」と、見直しを求めた国連の勧告もある。県は苦しむ県民に寄り添い、困難解消のため、白色専従者の給与を認めるよう国に改定を求めること。

### [3]. ハラスメント被害、性被害について

- 1) DV被害者の保護・自立支援を強化し、民間支援団体への財政支援を拡充すること。また、一時保護期間は被害者の状況に応じて柔軟に設定しているとのことだが、身一つで避難しなければならぬケース等を想定し、保護期間を「生活を立て直すのに必要な期間」に見直すこと。  
かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画にも記載されている通り、現状のシェルターには課題がある。課題を解消するためにシェルターをもう一カ所開設することは評価するが、さらに無料のシェルターを拡充し、施設の人員体制の充実を図ること。
- 2) DV加害者更生プログラムの制度化など、加害者の更生対策を引き続き進め、国に法整備を急ぐよう働きかけること。県は加害者更生に取り組むNPO法人などを支援して、加害者更生に務めること。
- 3) JKビジネス、AV出演強要など、子どもや若者が性被害のリスクにさらされている。統計を取って実態把握を行うこと。周知啓発は県のHPや年2回の取り組みに留まらず、

拡充すること。

また、子どもや女性の性を商品化するビジネスの規制や、AV出演のスカウトに対する警告活動を一層強化すること。

- 4) ハラスメント被害に関し、相談できない被害者もいるため、ハラスメントの認定と被害者救済のために労働、教育（学校や研究機関等）、医療、スポーツ団体など各分野における実態調査を行い、それぞれの分野に対応した相談・支援体制、救済体制を確立すること。  
スポーツ団体におけるハラスメントの把握はどうなっているか、回答を求める。また、ハラスメント被害は女性のみではないので、相談窓口を性別を問わないものにする。
- 5) 教育現場やスポーツ大会等で競技者を性的姿態とみなし、販売やインターネット上での公開を目的とし、秘かに盗撮するなどの問題が発生している。2023年には撮影罪や送信罪など刑法罪が創設されたことや、相談窓口を周知するとともに、被害に遭った人への相談対応を行うこと。
- 6) 「自分のからだのことは自分で決める」ことの支援のため、予期せぬ妊娠への対応として、緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できる制度化について、国へ働きかけること。  
制度化するまで、緊急避妊を希望する方が医療機関を選択する際の参考となるよう、国が作成した緊急避妊にかかる対面診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧を県として広報すること。

#### [4]. LGBT施策の推進に向けて

- 1) 県内全市町村で同性パートナーシップが導入されているが、神奈川県は頑なに導入を拒んでいる。前年の回答は同性パートナーシップに関する見識が欠如していると言わざるを得ない。市町村事業で事足りるなら、なぜ全国の広域自治体が制度構築に踏み出しているのか。  
市町村間の制度に差異があり、県は後発だからこそファミリーシップなども対象にした発展的なパートナーの権利を保障する制度を構築することができる。県は同性パートナーシップを導入すること。
- 2) LGBTに関する施策の方向性を示すのみでなく、具体的な推進に向け、庁内横断的な推進体制をつくること。
- 3) 市町村とも連携し、LGBTの方が気軽に相談できる窓口を県内各地に設けること。派遣型個別相談事業を拡充していくために、当事者か否かを問わず、専門的知見を備えた講師の育成を拡大すること。周知や相談員の派遣に留まらず、市町村講師の育成にも積極的に取り組むこと。また、この専門的知識を備えた相談員に県としてのパートナーシップ制度化の必要性について意見を聴くこと。
- 4) 茨城県と佐賀県がパートナーシップの連携協定を結んでいる。A県が制度をつくっており、その中のa市が制度を持っていない場合、a市在住の方が本県の某市民と同性パートナーになりたいと思っても、連携がないので不可能になる。  
こうした不都合をなくすため、県が制度を持ちA県と広域連携を結べば、A県内のどこの基礎自治体の方でも本県県民とパートナーになることができる。広域で制度化が求められるのは、こういう意義である。この仕組みの理解について、県の認識を示すこと。パートナーシップ制度の構築に踏み切ること。
- 5) 前回の回答は的外れも甚だしい。パートナーシップ制度に留まらない婚姻制度を求めている。同性パートナーに異性婚のカップルと等しく権利を保障するためには、基礎自治体や広域自治体に留まらず、国全体で制度を作らなければならない。  
同性婚を認める民法改正を国に求めること。長年共に暮らしても、手術の同意もできない、財産相続ができない。こういう権利侵害に目をつぶってはいけぬ。

#### [5]. ヘイトを許さない施策の推進について

- 1) ヘイトスピーチの根絶は憲法の要請であり、人種差別撤廃条約の要請である。ヘイトスピーチを許さないという川崎市民の姿勢が「川崎市差別のないまちづくり人権尊重条例」を生み、多くの在日外国人を励ましている。  
ヘイトデモの公共施設等の使用を制限することや、インターネット上に誹謗中傷等の差別的な書き込みがあった場合は県が直接プロバイダに削除を依頼することなど、ヘイトデ

モヤヘイトスピーチの根絶に向けて「かながわ人権施策推進指針」を改訂した県条例を定め、具体的な規制を強化すること。

県が直接プロバイダに削除依頼を行うことも検討していくとのことだったが、検討状況を伺う。多様化する人権問題に対応するため指針をさらに進め、川崎市のような条例に格上げすること。

- 2) デモ・集会などにおいては、市民の平穏な生活を守るという点から、公正な立場で警備を行うこと。差別主義者を庇っていると誤解を与えるような警備は、再考すること。

## [6]. 文化・芸術、スポーツの環境整備について

- 1) 県立図書館の正規の司書職は非常に少なく、人口500万人以上の県では最下位である。現状では半数以上が非正規だが、専門性と継続性が重視される職種であり人件費を増額して正規職員とすること。

また、人口100万人当たりの図書館数は全国最低で、20年近くに渡り資料費も減額され続けている。資料費など図書館費を増額すること。

- 2) 図書館業務のあるべき姿、図書館行政のあるべき姿を追求するため、多くの都道府県が設置している図書館協議会を設置し、専門家らの協議によりに施策提案を求めること。
- 3) 県立スポーツセンターは、その整備方針が利用者不在で決定された経緯があり、協会に所属していない自主的なスポーツ団体は利用を制限され、スポーツ基本法が定める「スポーツの機会の確保」にはほど遠い事態となっている。

優先利用の基準を見直し、県民や自主的スポーツ団体が等しく誰でも利用できるようにすること。また、利用料の値上げで利用できない県民もおり、公の施設である意義を鑑み、利用料を引き下げること。

## [7]. 外国籍県民への支援の充実について

- 1) 近年日本で働く外国人が増え、神奈川県でも外国籍県民が増加している。様々な支援の充実が求められている。外国籍県民かながわ会議は、20年以上、外国籍県民の声を施策に反映させるため提言を行ってきた。外国籍県民かながわ会議で出された提言を受け止め、引き続き支援の充実に取り組むこと。

- 2) 外国籍県民かながわ会議で出される提言は、内容が国や市町村で行われる事業であっても、県として関係機関と連携し、提言の実現に向けて取り組むこと。その具体的な活用例を示すこと。日本語講座の取り組みは評価する。モデル事業を一般化し、市町村での取り組みを進めること。

- 3) 外国籍県民かながわ会議の提言からつくられた医療通訳派遣システム事業は、いのちを守る医療の現場での支援という大変重要な事業であり、対象言語増など引き続き事業の充実を図ること。

また、人材育成や通訳派遣に対する費用負担など、県として今まで以上に支援を強化すること。加えて、#7119においても外国語対応ができるように配慮すること。

- 4) 設置された専門委員会で示された、かながわの地域日本語教育の施策の方向性には、「国の政策と各市町村や地域の実情に応じた調整・支援」、「関係機関による地域日本語教育に関する情報交換・議論のコーディネート」、「広域で行うべき人材育成、ネットワークづくり」、「専門家による初期段階の日本語講座などモデルとなる取り組み」、「地域日本語教育に関する情報の収集と提供、相談対応」が求められている。これらを考慮し施策を推進すること。

現在はボランティアが中心になり事業が進められているが、県として人材派遣や人件費の補助を行い、日本語教育を無料で受けられるように財政支援をさらに強化し、各市町村の取り組みを支援すること。

- 5) 日本にはいまだに外国籍県民に対する公的な日本語教育支援の施設がないので、県として公的な日本語教育支援施設をつくること。また、国に対して日本語教育支援施設をつくるよう求めること。また、日本語教育能力検定試験受験合格者を増やす等、専門人材の養成に取り組むこと。

前年の回答の「したがって」はおかしい。県内市町村の現状として日本語教育支援施設がない場合に県が主体で設置することも検討すること。

- 6) 外国籍県民への生活支援として様々な取り組みがなされていることは理解するが、東京などと比して言語の種類がまだまだ足りない。相談窓口の対応言語を拡充すること。また、県HPの多言語対応もわかりやすく変えること。
- 7) 外国籍県民で、学齢期でありながら未就学となっている子どもがいる。国籍に関係なくすべての子どもが義務教育を受けられるように、財政支援を含め、引き続き体制強化を国に求めること。  
また、外国籍県民の未就学児童の状況を的確に把握することが重要である。国の「外国人の子どもの就学状況調査」この結果を踏まえていることは重要だが、市町村ごとに把握することが支援の推進につながる。就学につなげられるよう、人員体制を増やし、市町村と連携して取り組むこと。活用している多言語版ガイドブックの言語の種類を増やすこと。
- 8) 帰国・外国人児童生徒等教育推進事業費補助を2024年度から拡充したことは評価するが、県域の公立小・中学校に日本語指導が必要な児童・生徒が5人未満の在籍の場合は教員が配置できていないことになる。一人でも帰国外国人児童生徒がいる場合は、教員配置が出来るようからの支援を含め、県教育委員会として配慮すること。また、学習支援を強めるため、さらなる加配に向けて人材確保・処遇改善を行うこと。

## 《 7 》. 消費者行政の充実・強化を

### [1]. 消費者行政の充実について

#### (1) 県中央消費生活センターの機能強化について

県中央消費生活センターを市町村・県全体の中核センターとして位置づけ、機能強化を図るため、以下の事項を実施すること。

- 1) 県中央消費生活センターが土日や夜間相談を行っていることや、県全体の中核センターであることを踏まえた相談員の増員は評価できるが、高度な専門性を要する事業であり、継続性や安定性の確保のために、相談員の正規化を図ること。  
また、市町村の相談体制の充実に向けて市町村支援を行うとともに、市町村の消費生活相談員の処遇改善については、市町村任せではなく、県あるいは国の支援により早期に実現すること。
- 2) 複雑、高度化した消費者被害解決の充実のためには、窓口の相談員の研修・研鑽とともに、そのバックヤードとなる県消費生活課職員や市町村職員の実力の強化が求められる。引き続き、研修の充実と受講促進を図ること。
- 3) 最新の消費者問題が閲覧・入手できるよう、中央消費生活センター及び行政機関の情報資料や展示内容をユニバーサルなものとし、障がいのある方にも配慮したものとする。かながわ県民センターでの改善と併せ、多様な発信を行い、インターネット上の発信ではなかなか届かない層への情報伝達にも留意すること。
- 4) 県西部地域の相談業務は、小田原市、南足柄市が他自治体をフォローしている実態がある以上、市町村に任せておいてよい問題ではない。問題が複雑化する中で、広域性・専門性を発揮する県の役割として、県西地域に県の消費生活センター支所を開設すること。  
少なくとも、指定消費生活相談員によるオンラインのみならず、現場に足を運ぶ巡回訪問を頻繁に行い、引き続き地域の消費者相談の強化と消費者行政の充実を図ること。

#### (2) 国の「地方消費者行政交付金」について

- 1) 民法改正で成人年齢が引き下げられたことにより、消費者問題は増加している。国の交付金が削減され「強化交付金」に移行したことで、小さな自治体ほど活用が困難になる。国に対し、引き続き交付金の拡充や恒久的な財政措置を求めること。

#### (3) 消費者被害から高齢者を守る取り組みについて

- 1) 振り込め詐欺や点検商法をはじめ高齢者に対する悪質な犯罪が多発しており、「高齢者、障害者等の消費者被害防止対策連絡協議会」の取り組みは重要である。  
リーフレットの配架やホームページ上の周知に留めず、町内会の回覧板や県のたよりなども活用し、直接消費者に届けること。また、ターゲットを広く定めて、適切でわかりや

すい情報提供を行うこと。

- 2) 消費者契約法改正における「付帯決議」を踏まえ、高齢者などの被害未然防止、被害救済の取り組みを強めること。被害の未然防止と救済に効果が絶大とみられる不招請勧誘禁止条項を、神奈川県消費生活条例に導入すること。法の不備を補完するのにも条例の役割であり、宣言の名に恥じない施策を実施すること。

#### (4) 若者への消費者教育について

- 1) 成年年齢が18歳に引き下げられたことから、「保護者承認の要件」、「未成年取消権」の適用による保護が18歳から外された。若年層の消費者被害の実態を把握し、引き続き学校教育の中で消費者教育の充実を図ること。また、市町村の若年層への消費者教育のためにも、財政支援や講師養成に取り組むこと。併せて消費者教育資料の活用状況についても把握し、課題があれば改善していくこと。
- 2) 個人情報の保護について、消費者に対する啓発と情報提供を行い、県の相談窓口があることを周知し紙媒体での広報も拡大すること。
- 3) 全国的には消費者相談の内、半数以上が特商法の取引対象であり日弁連でも特商法の抜本的改正を求める動きが出ている。高齢者や若年層が被害にあう類型など、県内の相談事例を分析して必要な法改正を県としても国に働きかけること。
- 4) オンライン取引の激増、成年年齢の引き下げ、地域コミュニティの衰退など、消費者を取り巻く状況は複雑化している。消費者団体との意見交換や、一般県民からの意見反映の場を設置すること。また、消費者団体と連携した取り組みを推進すること。

## [2]. 食の安全・表示の監視等について

- 1) 機能性表示食品は、国の食品安全委員会が「成分の安全性が確認できない」と指摘したものである。これまで健康被害の懸念を指摘してきたが、いよいよ小林製薬の製品において大きな被害が発生した。  
当該食品の安全性と機能性の確認と証明を事業者任せにしてきた姿勢が招いた結果であり、そもそも本制度そのものが消費者の健康と安全を脅かすものであることが証明された。  
県民の命と健康を守るために国に対して制度の廃止を求め、本県独自のリーフレットについては、機能性表示食品の危険性を強調するよう内容を改めること。
- 2) 食品による健康被害情報について、製品や企業名がホームページ上では開示されているが、違反状態の改善後も再発を抑止する観点から、一定期間ではなく長期的に開示すること。また、製品との因果関係などの情報の開示を強め、積極的に情報提供すること。
- 3) 国に食品表示監視強化を要請し、県・市の保健所による食品衛生監視体制を拡充すること。「食品表示110番」や「かながわ食の安全・安心相談ダイヤル」の周知啓発など、消費者自身の意識啓発にも取り組むこと。
- 4) 食品の表示問題、機能性食品、輸入食品等、食の安全に関わる消費者の懸念事項について消費者に情報の提供を行い、消費者の学習を支援するとともに、消費者市民社会の形成に向けた消費者教育を引き続き強めること。

## 《8》. 「核も基地もない平和なかながわ」を

### [1]. 憲法9条の理念を生かした核兵器のない平和な神奈川を

#### (1) 基地の「整理・縮小、返還」の県是に立ち、憲法の理念を生かした県行政を

- 1) 横須賀基地、厚木基地、キャンプ座間、相模総合補給廠、横浜ノースドックなど、県内の米軍基地の機能強化が進んでいる。米軍基地の機能強化、恒久化につながる動きには反対し、県是である基地の整理・縮小・早期全面返還に向けて県民ぐるみで取り組むこと。
- 2) 刊行物「神奈川の米軍基地」には神奈川の米軍基地の推移や事件・事故、県や国の取り組みなどが網羅されており、県民から待たれているものであったが、2011年を最後に刊行されなくなっている。基地の整理・縮小、返還を実現するためにも、刊行の再刊を求める。
- 3) 安全保障関連法、秘密保護法、共謀罪、国民保護法など、「戦争できる国づくり」を進め

るような憲法違反の法律を廃止するよう、県として国に求めること。地方自治法の要請は県民の福祉向上であり、県民の安全確保は基本中の基本である。基地県神奈川の県民が危険に直面する問題なので、地方自治体として主体的に取り組むこと。

## (2) 核兵器廃絶に向けた取り組みの充実を

- 1) 国連では歴史的な核兵器禁止条約が採択され、2021年1月に条約が発効した。『神奈川非核兵器県宣言』をした本県として、政府に対し核兵器禁止条約への一日も早い参加を強く求めること。少なくとも締約国会議にオブザーバーとして参加するよう求めること。また、黒岩知事自身も参加すること。  
様々な立場の国々の間を橋渡しするためにも核廃絶の国際会議に参加することは必須であり、世界第二位の核保有国・米国の同盟国ノルウェーやドイツなども、オブザーバー参加している。締約国会議参加に関し、核兵器の被害当事者である県内被爆者の方の意見を聴取し、施策に反映すること。
- 2) 2023年G7広島サミットで広島宣言が採択されたが、この内容は核抑止力論を認めるもので、被爆者からの批判も強い。広島県の湯崎知事は2023年核兵器禁止条約締約国会議に参加し、核抑止論を批判している。神奈川県は県是である核兵器廃絶の立場から核抑止力論にすぎることやめよう、国に求めること。
- 3) 核持ち込みを容認した核密約が存在し、非核三原則よりも優先されていたことが明らかとなっている。神奈川県基地関係県市連絡協議会と渉外知事会を通じて非核三原則の堅持を国に要望しているというならば、これまで横須賀に核が持ち込まれていた可能性も高いことから、非核三原則と矛盾する核密約を廃棄するよう国に求めること。また、国是である非核三原則の法制化を国に強く要請すること。
- 4) 非核三原則をより実効性あるものとするため、外国の軍艦が入港する際に核兵器を搭載していないことを証明する非核神戸方式の法制化を国に求めること。  
また、横浜市、川崎市、横須賀市等の港湾管理者と協力し、県内すべての港で非核神戸方式が実現するように連携を取ること。
- 5) 広島・長崎の平和祈念式典や原水爆禁止世界大会、国際会議などに高校生を派遣するなどの取り組みを進め、非核・平和意識の普及に今まで以上に取り組むこと。また、平和関連予算の増額を図ること。
- 6) 2025年は被爆80年となり、生存者の平均年齢は85.58歳となっている。ヒバクシャが訴えてきた核兵器の非人道性を伝え、核廃絶を目指す取り組みをさらに強化し、記念行事に取り組むこと。

## (3) 県内米軍基地に共通した問題について

- 1) 米軍基地における基地開放イベントで、来場者に銃を体験させることや、武器、オスプレイの展示などをしないよう、引き続き米軍に強く求めること。
- 2) 「ビッグレスキューかながわ」など、防災訓練にオスプレイを使用したいとの米軍の申し出についてはきっぱり拒絶するとともに、米軍の参加を要請しないこと。  
また、災害時にオスプレイを使用しないよう国と米軍に求めること。オスプレイの参加について、米軍から安全性の考え方を聞いても意味がない。現実に発生している事故の状況を元に、検討することが大事である。
- 3) 土地利用規制法は2022年9月20日に全面施行された。自衛隊、海上保安庁などの施設や原子力発電所など、重要なインフラ周辺の区域を注視区域、特別注視区域と指定する。県内の指定区域は12自治体に上る。  
区域指定は財産権の侵害につながるとともに、周辺住民を監視するものであり、個人情報保護の観点からも非常に問題がある。県として経済への影響などについて調査すること。また、このような監視社会をつくる法律は廃止するよう国に求めること。

## [2]. 日米安保条約の破棄、日米地位協定の抜本的改定など

- 1) 米国への従属的な関係の根本には、日米安全保障条約がある。国に対し日米安全保障条約を破棄するよう求めること。  
また、米兵の犯罪や事故は依然として根絶されないばかりか、隠ぺいまで図られている。



管理者である米軍当局と基地施設提供者である日本政府の責任を明確にし、日米地位協定の抜本的改定を米国に求めるよう、引き続き国に強く要望すること。

- 2) 県民の納税額と比較して最大75%の免除となっている自動車税、軽自動車税をはじめ、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう、引き続き国に要求すること。
- 3) 米軍人の基地外の居住に反対すること。米軍が進めている民間住宅提携プログラム(RPP)は私的契約ではあるが、実質的な基地の拡張であるため、やめるよう国と米軍に求めること。

民間の契約とは言え米軍人等は住民登録をしていないなど、横須賀市政、神奈川県政に関わる問題でもあり、反対の意思をはっきりと示すこと。住民登録をしていない者が基地の外に居住する事態は、私的契約として傍観すべきではない。地位協定改定の要求項目に加えること。

- 4) 日本が第1次裁判権を持つ『公務外』の米兵犯罪について、日本はできるかぎり行使しないという密約の存在が明らかになっている。今も生きているこの「密約」を、直ちに破棄するよう求めること。少なくとも存在の可否を国に確認すること。
- 5) 日米合同委員会を公開し、議事録の全文を公開するよう引き続き国に求めること。
- 6) 相模総合補給廠で爆発事故が発生したが、事故原因がいまだに明らかにされていない。基地内に保有する危険物に関する情報提供を、引き続き求めること。また、日本側の立ち入り調査権を設けること。
- 7) 米陸軍・海軍・空軍による基地周辺住宅地上空でのタッチ・アンド・ゴー訓練などは、安保条約・地位協定2条1項の「施設・区域の提供」にない空域での訓練であり、住宅地上空での訓練を直ちに中止するよう国と米軍に求めること。
- 8) 米軍への提供施設の目的・使用用途を施設ごとに明示し、目的・使用用途以外での施設の使用を禁じるよう、国と米軍に求めること。
- 9) 三浦市でのヘリ墜落事故、海老名市での学校に近い田んぼへの不時着も含め、日米合同委員会で「訓練空域」に指定されていない空域での訓練飛行が増加している。こうした特権的優遇措置をやめさせ、日本の国内法を厳しく守らせること。また、万が一事故が発生した際には原因究明と再発防止を求め、その対策が示されるまでは飛行中止を求めること。
- 10) 横田空域の存在により、羽田空港の離発着に大きな制限が出ている。羽田空港の増便によって、石油コンビナートの上空や人口密集地を低空でジェット機が飛ばなければならない状態になっている。横田空域を解除し日本の管制が行えるよう、引き続き県として国と米軍に求めること。
- 11) 新型コロナウイルス感染症対策において明らかになった情報の公表や感染対策など、防疫における対策の違いについて、日本の対応と同様にするよう国と米軍に求めること。さらに、検疫に関しても日本の国内法が適用できるように、引き続き日米地位協定を改定するよう求めること。
- 12) 厚木基地周辺の河川で、暫定目標値を上回る濃度の有機フッ素化合物が検出された。2022年9月には、厚木基地からも流出が明らかとなった。また、横須賀基地では暫定目標値の200倍を超えるPFOSが検出された。

県内すべての在日米軍基地周辺の土壌、河川での環境調査を行うとともに、早急に全在日米軍基地でPFASの調査を行い、すべて廃棄するよう国と米軍に求めること。

また、国内法に基づいて県、市の担当者が米軍基地内で調査や結果の公表ができるよう、国と米軍に求めること。また、環境補足協定については、米軍の同意がなくても国、県が米軍基地内に立ち入り調査と結果の公表ができるように改定すること。

### [3]. 横須賀基地に関わって

- 1) 原子力空母の横須賀配備はアメリカの海外戦略の拠点としての機能強化であるとともに、原子力災害の危険と不安を首都圏全体に広げるものである。また、厚木基地周辺の爆音の根本的な原因であることなどから、原子力空母の横須賀配備をやめるよう、米軍及び日本政府に強く求めること。日米安保の下でも、自治体が声を挙げることは重要である
- 2) 横須賀基地内に米軍人用の住居を建設することが示された。県是に反する基地機能の強化につながるため、この計画に反対するとともに、米軍人の削減を国と米軍に求めること。
- 3) 2021年に英海軍空母クイーンエリザベスが横須賀に寄港して以降、アメリカ以外の



国の軍艦が毎年寄港し、その数も増えている。さらに、横須賀配備ではない米原子力空母や米軍の強襲揚陸艦が入港するなど、基地機能を強化し、世界各国の中継拠点、中国、台湾への出撃拠点としての位置づけを強くめっていると考えられる。

これは、一時的な寄港であっても従来と異なる情勢になっていることを踏まえ、日米安保の枠を超えた基地機能の強化はやめるよう、国と米軍に求めること。

- 4) 相模湾の原潜行動（訓練）区域について、安全航行の徹底に留まらず、訓練空域の解消を国に求めること。

#### [4]. 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直しについて

- 1) 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」は、応急対応範囲の設定など、国内の原子力発電所の最新の知見を参考にしたとは言えないあまりにも不十分なものである。最悪の事故を想定し、応急対応範囲の設定を見直すよう国に求めること。最低でも国内の原子力発電所の防災対策と同程度になるよう、根本から見直すことを国に要求すること。
- 2) 原子力軍艦の災害対策について、福島第1原発で起きた事故と同じ規模の事故が起こったことを想定した実効性のある避難対策と避難訓練を、引き続き横須賀市と一緒に計画すること。
- 3) 巨大地震が起こった際の原子力災害について、ファクトシートには安全対策をしているとしか掲載されておらず、具体的な対策が記載されていない。巨大地震の原子力災害対策について、米軍がどのように想定し、どのような対策を講じているのかを具体的に明らかにするよう、米軍や国に求めること。
- 4) 横須賀に入港中の原子力艦船の外部電源が、巨大地震により喪失することを想定する必要がある。横須賀には独自の「ガス発電所」が備わっているが、この発電施設の立地は横須賀市が想定している津波3.5mで水没する場所にある。この安全対策を明らかにするよう求めること。また、県が求めた内容に対する国の回答を明らかにすること。

#### [5]. 厚木基地に関わって

##### (1) オスプレイの飛行について

- 1) 米海兵隊・米海軍のオスプレイの新たな整備拠点として、米海軍厚木基地を使用している。整備拠点があるということは、オスプレイの飛来に伴う危険性が増えることになる。厚木基地のオスプレイの修理工場として活用を撤回するよう、国や米軍に強く求めること。
- 2) 2022年8月に起きた米空軍のCVオスプレイの制御不能事故では、不具合の原因究明もされないまま、パイロットの技量頼みの再開となった。2023年11月には屋久島沖で米空軍のCVオスプレイが墜落事故を起こし、乗員8人全員が死亡した。県内でも米海兵隊のオスプレイが緊急着陸するケースが多数発生している。  
何度も死亡事故を繰り返し欠陥機との指摘のあるオスプレイの配備をやめるとともに、オスプレイの飛行をやめるよう、国と米軍に求めること。  
また、海上自衛隊、陸上自衛隊にも配備されているため、自衛隊所有のオスプレイの飛行もやめるよう、国に求めること。

##### (2) 爆音被害の根絶のために

- 1) 空母艦載機の離着陸訓練を厚木基地で行わないよう、日米両政府と米軍に強く求めるとともに、根本的解決として県是に則り米空母の横須賀配備の撤回を求めること。
- 2) 厚木基地周辺の騒音状況を国の責任で把握し、関係自治体に情報提供するよう引き続き求めること。
- 3) 艦載機の移駐があったからといって、住宅防音工事の対象区域を狭めないこと。対象区域の住宅防音工事については、十分な予算措置を講じて短期間ですべて完了させるとともに、施工後の住宅、教育施設等の防音施設の維持管理を国の負担で行うよう求めること。

#### [6]. キャンプ座間に関わって

- 1) キャンプ座間周辺自治体と米軍及び自衛隊とのヘリコプター運用とキャスナー飛行場の使用についての「軽減措置」の協定（夜間飛行時間の制限、深夜の飛行禁止、住宅地上空での飛行についてなど）の締結について、基地周辺自治体と共同して、引き続き米軍と国

へ要望すること。

- 2) キャンプ座間周辺自治体に騒音測定器を設置の上、周辺住民の日常生活被害及び健康被害の実態、特にヘリコプター騒音による低周波被害について、県独自に調査すること。
- 3) 米軍は県営水道を使用しており、キャンプ座間の水源地（とりわけ県立谷戸山公園内の配水池）は使用していないことから、直ちに返還するよう、引き続き日本政府及び米軍に強く求めること。

#### **[7]. 池子住宅に関わって**

- 1) 日米合同委員会で返還が合意された池子住宅地区の「飛び地」は、いまだに返還時期が明確になっていない。使用していない米軍基地は日米地位協定に基づいて直ちに返還するよう、県として日本政府のみならず米軍にも直接求めること。
- 2) 池子地区の逗子市域には、スーパーや食堂などが入る生活支援施設と運動施設の整備方針が出されている。逗子市の市是である池子地域の全面返還に逆行するものであるため、この方針を撤回するよう国と米軍に求めること。

#### **[8]. 横浜港、横浜ノース・ドックに関わって**

- 1) 横浜ノース・ドックで、米空軍が軍事訓練や陸上自衛隊と米陸軍との実働訓練などが行われている。また、相模総合補給廠の上空で物資の吊り下げ訓練を行ったとのことだが、基地の使用目的から逸脱している。訓練を目的としない施設での軍事訓練を容認することは、軍事訓練施設を増やし、訓練の常態化につながる。  
二度とこのような訓練を行わないよう、強く米軍と国に求めること。前年の回答は基地の機能強化を容認するものであり、県是に逆行している。
- 2) 横浜ノース・ドックに新たな艦船の部隊を配備したことは、基地の機能強化に他ならないため、情報提供と引き換えに容認するのではなく、機能強化撤回を国と米軍に求めること。
- 3) 横浜港での米軍艦船の修理は基地の拡大につながり、平和利用を進める商業港の軍事活用は、憲法や港湾法の理念からも逸脱する。県民の安全に関わる問題であり、県は当事者目線に立ち国任せにせず、国と米軍に米軍基地以外での米軍艦船の修理修繕を行わないよう求めること。

### **《 9 》. 県民本位の行財政運営を**

#### **[1]. 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて**

- 1) 法人二税の超過課税については、福祉や教育施策や施設の整備にも活用すること。
- 2) 毎年新年度予算の編成当初に財源不足を強調するが、県民からは歳入を低く、歳出を過大に見込んでいるのではないかと批判が上がっている。財源不足というなら何が不足するのか、また、どんな歳出が増額するのか、細部にわたった資料を公開すること。
- 3) 環境科学センターなどの各試験研究機関は、県民のいのちと暮らしに欠かせない。常勤職員の配置など人員体制の充実を図るとともに、研究・検査体制を充実・強化し、十分な研究予算を措置すること。  
また、県自身が現場のニーズを把握するためにも独立行政法人化等などは行わず、直営とすること。
- 4) 保健福祉事務所の統合（センター化）による衛生監視業務や相談体制等における県民への影響を、即応性や利便性といった観点から検証すること。

#### **[2]. 県職員の人員増と働きやすい職場環境をつくるために**

- 1) 働き方改革を取り組むにあたって、条例定数を増やし適正配置を行うこと。また、管理職の時間外勤務の実態を明らかにするとともに、縮減がどのように進んでいるか明確に示すこと。
- 2) 福祉・保健師・一般土木・建築・林業・職訓指導員・衛生監視員・図書館司書・研究職等の専門職種については、県民サービスを充実させるため、早急に欠員を補充すること。

併せて、欠員の状況を明らかにし、職員採用の在り方を見直すこと。

- 3) 多様な任用形態、補完的業務の従事者などと言いながら、非常勤・臨時的任用職員・会計年度任用職員・任期付職員・行政補助員など、社会問題化している不安定雇用労働者の増大を、県が率先して行わないこと。県職員は正規職員とすること。

### [3]. 指定管理者制度、PPPなど「民間活力」の見直しについて

- 1) 指定管理者制度は、民間のノウハウを活用しサービスの向上と費用の低減ができるとして導入されたが、費用の削減も限界に達している。また、サービスが向上していない施設も見受けられるなど制度の弊害も現れているため、指定管理者制度の廃止を国に求めること。県として公営施設を責任もって直営にしていくこと。
- 2) 県の施設は、指定管理者ではなく、県として責任を持ってサービスの向上と適切な管理を行う体制を取ることに。
- 3) 指定管理者制度について、第三者による委員会を設けて改めて指定管理者制度の実態を調査し、各施設の制度導入の有無、公募や選定、モニタリングのあり方を検討し、直営に戻すことなどを含めた抜本的な見直しを行うこと。
- 4) 指定管理者導入施設におけるすべての評価委員会等に社会保険労務士を加え、モニタリングや事業評価を行うことと、社会保険労務士における労働状況審査の実施を、指定管理者制度に盛り込むこと。
- 5) 介護・福祉職場をはじめ、県の指定管理や委託、請負業務に従事する労働者の賃金、労働条件の改善のため、支援策を拡充すること。  
また、指定管理者の募集にあたって、県が必要な情報を外部評価委員会に提供していない事例も見られたことから、良好な労働環境の確保に努めるというのであれば、協定書の文言に留まらず実態に即して審査するために、労務に識見を有する者による労働条件審査制度を導入すること。
- 6) PPP/PFI事業は従来の公共分野の仕事を広く民間の事業に明け渡すものであり、公的な責任を軽んじる結果となっている。また、県営住宅の建替えでもわかるように、大型の事業となるため、地元の企業が直接受注をすることができず、地域経済にとってもマイナスとなっている。こうした事業は導入しないこと。

### [4]. 個人情報保護と情報公開の充実について

- 1) 情報公開制度の運用において、団体等の経営への過剰な配慮から非公開とされる状況がある。見直しを図り、情報公開を促進すること。
- 2) マイナンバー制度に関し、情報流出対策が万全にできてないという欠陥が指摘され、取得や保管などの管理上の問題以外にも、国が重要な個人情報を一元的に把握するという制度そのものが持つ問題がある。マイナンバーの記載とマイナンバーカードの普及策、マイナンバーの利用範囲の拡大や実質的な強制は直ちにやめることと制度の中止・撤回を国に求めること。
- 3) マイナンバー制度、マイナンバーカード、国と地方自治体のオンライン結合は、マイナンバーカードの普及と抱き合わせで政府による個人情報の把握と企業への情報提供など、プライバシー保護に関する重大な危険性が指摘されている。  
また、国と地方自治体のシステムの統一は、行政の業務効率化の問題ではなく、地方自治体のあり方を脅かし、自治体を単なる国の下請け機関化することにつながる恐れがある。これは、住民自治の破壊にもつながる重大な問題である。  
県は地方自治体であることの重さを十分念頭に置き、住民自治を守り個人情報を保護する立場からDXの推進は一旦立ち止まり、個人情報保護の強化、自治体の独自性の発揮を生かすシステムに変えるように国に求めるとともに、県として施策の見直しを行うこと。

### [5]. 税制・税務行政などに関して

- 1) 県税の滞納整理や差し押さえにより、生活や営業が脅かされるケースが少なくない。生存権を保障する観点から、国税徴収法第75条などの差押禁止財産の規定を厳格に守ること。また、請負代金の差し押さえを原則としてやめるとともに、とりわけ請負代金の内、生活や事業継続に必要な物への差し押さえをやめること。

- 2) 市税等の滞納者をワンストップで支援している滋賀県野洲市の事例も参考にして、県と市町村が連携し、いわゆるたらい回しとならないようにワンストップで対応できる仕組みをつくとともに、滞納者の生活の立て直しとなるように、税務業務、相談業務をさらに推進すること。
- 3) 社会保障や県税関係の書類について、マイナンバー記載の強要を行わないこと。また、マイナンバーが不記載であっても、引き続き受理すること。
- 4) 消費税率10%への増税、コロナ禍の影響、円安による物価高騰などが生活を脅かし、26カ月連続で実質賃金が下がるなど、消費は冷え切っている。  
まさに社会保障の役割が求められているときに、その財源を逆進性の強い消費税に求めるべきではない。消費税ではなく、所得税や法人税の累進性を強める税制に切り替えるよう国に求めること。当面、消費税率を引き下げよう、国に求めること。
- 5) ガソリン価格、原材料などの高騰が県民生活を圧迫し、中小企業や零細事業者の経営を脅かしている。国に物価安定措置の実施を求めるとともに、都道府県税である自動車税や事業税の減免など、県としても暮らしと営業を守る施策を実施すること。

## 《10》. 地域からの要望

### [1]. 横浜市議団からの要望

#### (1) 子育て支援について

- 1) 学校給食費の無償化の実現に向けた財政支援を行なうこと。
- 2) 小児医療費助成18歳まで完全無償化の実現に向けた財政支援を行なうこと。
- 3) ひとり親家庭等医療費助成事業を拡充し、政令市への補助割合を一般市と同程度に引き上げること。
- 4) 児童手当の所得制限の撤廃、支給期間の延長、多子加算の引き上げの実現に向けた財政支援を行なうこと。
- 5) 出産等の経済的負担の軽減に向けた財政支援を行なうこと。
- 6) 保育士職員配置基準の改善、保育士等の更なる処遇改善に向けた財政支援を行なうこと。
- 7) 横浜市の保育児童は3,223人(2023年4月現在)にのぼる。その内一歳児は半分以上を占めることから、保育の場として、一歳児枠確保に資する対策の財政支援を講じること。

#### (2) 医療・介護施策の拡充について

- 1) 带状疱疹ワクチン等の定期接種化の実現に向けた財政支援を行なうこと。
- 2) 少なくともインフルエンザ治療薬と同水準の負担に抑えるよう、新型コロナウイルス新薬への公費助成を行なうこと。
- 3) 新型コロナワクチンの自己負担額の減免に向けた財政支援を行なうこと。
- 4) コロナワクチンの有効性・安全性について、新たな知見も含めて情報提供を行い、市民の疑問に答える取り組みを強化すること。
- 5) コロナワクチンによる副反応の原因究明と、被害者救済に万全を期す取り組みを行うこと。
- 6) 医療機関の職員へのワクチン接種への助成を行うこと。
- 7) 新型コロナウイルス感染症の後遺症の治療のための財政支援を行なうこと。
- 8) 医療機関や学校、保育所、公共交通等の市民生活を支える分野で働いている方が、安心して働きつづけられるよう、希望する方がいつでも感染症の検査を無料で受けられるように財政支援を行うこと。
- 9) 全県の地域医療を支える医師を育成している横浜市立大学医学部に対する財政支援を行うこと。
- 10) 地域医療機関の人材確保に向けた財政支援を行うこと。
- 11) 介護人材確保に向けた財政支援を行うこと。
- 12) 分娩を取り扱う医療機関における産科医師の確保のための補助制度を創設すること。
- 13) 産科医師等の当直業務の負担軽減を図るための補助制度を創設すること。

14) 医師の緊急出務に要する費用に対する補助制度を創設すること。

### (3) 防災対策の拡充について

- 1) 災害に強いまちづくりを推進するために、横浜市が行う防災対策（感震ブレイカー等設置推進事業、津波避難対策事業、洪水ハザードマップ改訂事業、災害対策備蓄事業、区庁舎設備改修事業、崖地防災対策事業、木造住宅耐震事業、マンション耐震事業、消防団費、消防車両購入費）の充実に向けた財政支援を行うこと。
- 2) 急傾斜地崩壊対策事業を拡充し、急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止工事等について、十分な事業予算を確保し推進すること。
- 3) 激甚化・頻発化する水害を踏まえた県施行河川の改修を促進すること。
- 4) 横浜市が施行する帷子川、今井川、阿久和川など4河川の河川改修等に対する補助を行うこと。
- 5) 気候危機対策、脱炭素の促進、緑地保全の推進に向けた財政支援を行うこと。
- 6) 2027年国際園芸博覧会は、半年の有料入場者数1,000万人としている。現計画の目標設定は地域の交通混雑と環境悪化を激化させる無理な輸送計画を招き、物価高騰影響で会場建設費（320億円）、運営費（360億円）の更なる費用増を招く危険があることから、市民・県民の負担とならないよう、来場者目標を現実的なもの引き下げる見直しを図るよう支援すること。
- 7) 2027年国際園芸博覧会の会場となる旧上瀬谷通信施設跡地の豊かな自然環境を生かし、将来に渡って守られる計画となるよう支援すること。
- 8) 脱炭素社会の実現に向けて、戸建て新築・建替え、既存住宅への太陽光発電・蓄電など家庭用分散型電源システムの支援制度に向けた財政支援を行うこと。
- 9) ペロブスカイト太陽電池の早期の実用化を図るよう財政支援を行うこと。
- 10) 横浜市が進める再エネを地産地消する「はまっこ電気」事業への財政支援を行うこと。
- 11) 気候危機対策に向けて、全县民の行動変容を促すため、県として「気候非常事態宣言」を発出し、意識醸成を図ること。
- 12) 国のエネルギー政策の一つである原発依存・石炭火力依存からの脱却を図ること。

### (4) その他

- 1) 重要文化財建造物の大規模修繕等を確実にを行うため、指定文化財保存修理等補助金の増額を図ること。
- 2) 駅のバリアフリー化、ホームドア未設置駅の解消に向けた財政支援を行うこと。
- 3) 水道事業や下水道事業に関わる老朽管の更新・耐震化等への財政支援措置を行うこと。
- 4) 災害リスクを減らし早急のライフライン復旧を進めるためにも、小雀浄水場を廃止せずに残すよう、県は支援すること。

## [2]. 川崎市議団からの要望

### (1) JFEスチール高炉休止に伴う雇用と地域経済支援について

- 1) 広島県呉市は国の交付金を財源として、高炉を休止した日本製鉄株式会社の下請関連事業者も対象にし、2020年から2022年まで経営基盤の安定や販路拡大などのチャレンジする事業者に対し補助限度額1,000万円とした支援事業を行い、57社に対し交付した。川崎市が下請関連事業者に行ってきたヒアリングでは、資金にかかわる相談も寄せられている。

県は必要とする事業者に対し、経営安定のための財政支援を行うこと。

### (2) 羽田新飛行ルート問題について

- 1) 飛行ルートの中止について

B滑走路離陸時の新ルートは住宅街の上空や石油コンビナート地帯上空を低空飛行し、落下物、墜落があった場合、大惨事につながる大変危険なルートである。また、騒音は毎月平均80dBを超えており、地域住民や石油コンビナート労働者から「うるさい」「圧迫感がある」など、ルートの中止を求める声が広がっている。県はこうした危険な新飛行ルートは中止し従来のルートに戻すよう、国に求めること。

## 2) 航空機事故の被害想定に必要な調査の実施について

羽田新飛行ルートは石油コンビナート上空を低空飛行するため、落下物や墜落事故が起きた場合、川崎区全域、幸区の一部にまで被害が及ぶことが予想され、きわめて深刻な事態になる。しかし、コンビナートでの航空機事故に関わる被害想定については地震時の被害想定を適用しており、実情に即していない。能登半島地震など自然災害の対応や備えも、被害想定を立て防災計画に反映させるかがいかに大切かが明らかになっている。

県は国とも連携し、コンビナート上空で事故が起こった際の被害想定を確認するための必要な調査を実施すること。その結果を踏まえ、川崎市地域防災計画の改定に活かすこと。

## 3) 「羽田空港飛行経路の騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定(案)」について

国が定めた航空機騒音の環境基準「羽田空港飛行経路の騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定(案)」が、川崎市で初めて示された。類型Ⅱとし、基準値は62dB以下とのこと。ルート直下付近は瞬間時90dB、80dBの騒音があり、子どもから大人まで、イライラするもう限界だ、の音が届いている。また、南風時の15時から19時のうち3時間の飛行のため夜間の重みづけの適用もない地域のため、基準値を62dBとする環境基準自体が地域の実情にあっていない。

県は地域の実情に即し基準値の見直しを行うこと。住民からの要望があった場合、住民説明会を行い丁寧に対応すること。

### [3]. 茅ヶ崎市議団からの要望

#### (1) 住民福祉の充実で暮らしを守る

- 1) 新型コロナウイルス感染者の感染症法上での位置付けを5類とされたが、引き続き感染拡大抑制の為に必要な体制を構築し、後遺症患者に必要な治療を提供することなど適切な対応を実施することを国に要望することを求める。
- 2) 新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種費用に対して、県として助成を行うことを求める。
- 3) 小児医療費助成について、国に対し国庫助成制度の創設を働き掛けるとともに県として18歳まで対象者を拡大すること及び助成率を現行の3分の1から少なくとも2分の1に引き上げることを求める。また、県の助成に当たっては所得制限と一部負担金を撤廃することを併せて求める。
- 4) 幼児教育・保育の無償化対象外となる認可外の幼稚園類似施設に対する補助は未だ不十分であることから、無償化施設と同等の補助を求める。
- 5) 幼児教育無償化では保育園給食の副食費が実費徴収とされている。副食費の無償化を求める。
- 6) 転車事故や転倒時に子どもの頭部を守るため、自転車用ヘルメットの購入費を一部補助する制度の創設を求める。
- 7) ヤングケアラー及び若者ケアラーへの必要な支援を速やかに講じることを求める。
- 8) 加齢性難聴者への介護予防の一環として、中等度(41dB以上)から補聴器の補助制度を求める。
- 9) 磁気ループをバス等の公共交通、各種公共施設に設置することを求める。また、磁気ループ体験会などの普及・啓発活動を行うことを求める。
- 10) 安心して生活することが出来る県営住宅の整備、増設を求める。
- 11) 県営水道料金の引き上げ計画を中止を強く求める。
- 12) 茅ヶ崎保健所が令和9年1月に移転することが決定した。県有地である保健所跡地は茅ヶ崎市中心部に位置する公共施設集中エリアに位置することから、引き続き公共施設用地としての活用を茅ヶ崎市と協議することを強く求める。

#### (2) 災害に強いまちづくり、環境政策の強化を

- 1) クラスタ火災から市民の生命を守るために重要な広域避難場所である茅ヶ崎ゴルフ場について、その機能が令和8年4月以降も引き続き確保されることを強く求める。
- 2) 被災者の生活再建について、支援の抜本的な拡充を求める。
- 3) 相模川左岸(茅ヶ崎側)中島地区の堤防の整備について、一刻も早い完了を国に要望することを強く求める。

- 4) 津波避難タワーの設置を強く求める。
- 5) 神奈川県気候非常事態宣言の主旨を踏まえて、再生可能エネルギーを活かした地域づくり推進をさらに強化することを求める。

### (3) 安心安全のまちづくりについて

- 1) 東海岸―寒川線みずき2丁目の市道7641号線及び市道7646号線との交差点に信号機を早期設置することを強く求める。
- 2) 危険なブロック塀等の解消について国と連携し積極的に助成を行うことで改修促進を図ることを求める。
- 3) JR東日本に対し、茅ヶ崎駅東海道線ホームドア設置を働き掛けることを求める。また、同ホームの拡幅、東海道貨物線の活用による上下線ホームの分離について検討を働き掛けることを合わせて求める。
- 4) 特殊詐欺等による被害を根絶する為、対策の強化と国民に対するより一層の啓発を求める。

### (4) 中小商工業者、農業の振興を図るために

- 1) 中小商工業者に対して、きめ細やかな経営相談などの支援事業の充実を引き続き求める。
- 2) 適正な労働条件と公共事業の質の確保、公正なルールの確立を目指し公契約条例の制定を求める。
- 3) 住宅リフォーム助成制度は地場の中小業者に仕事を確保することによる経済効果を通じて地域経済拡大にも大きな効果を与えることが、この施策を実施した多くの自治体によって確認されている。県として同制度の創設を求める。
- 4) 中小商業者の店舗リニューアルに対する助成制度の創設を求める。
- 5) 中小自営業者、フリーランスを廃業に追い込むインボイス制度の廃止を国に要望することを強く求める。
- 6) 地域農業を守るために、地産地消を進め、安心して農業、畜産業に励むことが出来る施策の充実を求める。また、国に食料自給率向上に向けて有効な対策を要望することを求める。
- 7) 農家の自家採種を権利として保証する種子条例の制定を求める。

### (5) 教育環境の充実と学びの保障

- 1) 小学校での35人学級を国の計画より前倒しで実施することを求める。また、中学校での35人学級実施を求める。将来的には、義務教育において1クラス20人程度の少人数学級とすることを求める。
- 2) きめ細かな教育や生徒の悩み・トラブルなどの早期発見・早期解決や教職員の負担軽減など様々な教育課題の解決を図る為、教職員定数の拡充を求める。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等専門的職員の増員を求める。
- 3) 県として中学校給食導入促進事業補助制度を創設することを強く求める。
- 4) 神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校の仮設校舎を早期に解消し、茅ヶ崎市内での新築移転を求める。
- 5) 長期休暇明けの10代の自死が日本において多いことが社会問題となっている。子どものSOSをいち早く察知することや、啓発活動、相談体制の充実など、様々な機関と連携して取り組むことを求める。
- 6) ジェンダー平等の啓発、性的マイノリティや障がい者等に対する差別や偏見及び特定民族に対するヘイトの除去について、教育現場での配慮を求める。
- 7) 家庭の経済的な事情によらず、すべての子どもが希望する教育を受けることができるようにひとり親世帯及び低所得世帯に対して、県独自に支援を行うことを求める。

### (6) 平和行政、人権施策の推進

- 1) 神奈川県は沖縄に続く米軍基地県であり、オスプレイの通告なしの飛来や艦載機の休日訓練による爆音など、米軍による騒音被害は依然として深刻な状況にある。また、原子力空母が米軍横須賀基地を母港としていること及び多くの原子力艦船が同基地に頻繁に寄港

していることは、万が一にも発生が許されない原子力事故による被害リスクを著しく高めている。米軍再編に係わる基地強化に対し厳重に抗議し、神奈川県は是でもある県内米軍基地の整理・縮小・返還及び米軍横須賀基地における原子力空母の母港化撤回を強く求める。

- 2) 日米地位協定の抜本的改定を強く求める。
- 3) 唯一の戦争被爆国である日本政府が、核兵器禁止条約への署名及び批准を一日も早く行うことを国に要望することを強く求める。
- 4) 性的マイノリティに対する差別や偏見の除去、包括的な施策の推進を求める。また、神奈川県として講演会を行うなど周知、啓発を進め、誰もが自分らしく生きられる社会を目指し、県レベルでのパートナーシップ制度及びファミリーシップ制度の創設を求める。
- 5) ジェンダー平等の啓発や障がい者等に対する差別や偏見及び特定民族に対するヘイトの除去について、広く社会全般での配慮を求める。

#### [4]. 座間市議団からの要望

- 1) 介護職員等処遇改善加算の対象を、介護支援専門員まで拡大すること。
- 2) 高齢者に貸し出す住宅に対する補助金や減税措置等、家主が高齢者に対して貸し出しやすい環境を整備すること。
- 3) ヤングケアラーへの取り組みとして神奈川県では相談窓口や居場所づくりの施策を進めているが、子どもの生活や学業への支障を解消するため、家事支援を行う制度を創設し、財政支援をすること。
- 4) 国はいわゆる担い手三法を改正し、建設技能労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化した。神奈川県が発注する公共工事で働く労働者の賃金調査を行うこと。また、同工事の現場に、職種別の最低賃金額を掲示すること。
- 5) 生活保護基準引き下げに対するいわゆる「生存権裁判」について、2022年10月19日に横浜地裁で引き下げは違法だと判断する原告勝訴の判決が言い渡された。神奈川県は上告を取り下げること。
- 6) キャンプ座間から米陸軍第1軍団司令部（前方）と、第765輸送大隊の撤去を求めること。

#### [5]. 箱根町議団からの要望

- 1) 芦の湖の水位上昇を防ぎ安全水位1.9mを維持するために、湖尻水門の常時放流を行うこと。（この件では町と議会から意見書が上げられています。）
- 2) 県営水道料金の値上げは行わないこと。また、低所得者への福祉減免制度を復活すること。
- 3) 国道1号線湯本駅付近の2か所の横断歩道における歩行者と車両の適正な通行を確保するために、警察官による交通整理の実証実験を行うこと。
- 4) 深刻な国道1号の渋滞対策のために足柄幹線林道の安全対策を施したうえ、住民が通行できるようにすること。また、早急に県道に格上げをすること。
- 5) 足柄幹線林道宮城野432番地付近における、台風19号で崩れた法面とガードレールの復旧をすること。
- 6) 国道1号線湯本1番地から山崎バス停まで照明灯を設置すること。
- 7) 国道138号線金時ゴルフ練習場付近に横断歩道を設置すること。
- 8) 箱根町では空き家を利用した「民泊」や「簡易宿所」が増えており、ゴミ出しや夜間の騒音などで周辺住民は日常生活に支障をきたしている。これらの施設に管理人の配置と周辺住民に施設運営者を公表することを義務化して、地域住民が安心して暮らせるようにすること。
- 9) 国・県道における交通安全対策のため、支障木及び路肩の草刈りを引き続き年2回行うこと。また、道路のパトロールの強化と落下枝の処理を迅速に行うこと。
- 10) 県立地球博物館裏の早川護岸の草刈りを年2回行うこと。また、冬季の枯れすすきの刈り取りを行うこと。
- 11) 県道734号線（大涌谷小涌谷線）の緑の村から中強羅入り口付近までの歩道の草刈りを行うこと。



- 12) 県道 75 号線（主要地方道仙石原・湯河原線）の仙石原 817-77 番地仙石スキの原一の湯付近の歩道側の道路の改修をすること。（雨が降ると大きな水たまりができる。）
- 13) 早川の護岸整備を湯本山崎から三枚橋まで延伸し、遊歩道とすること。
- 14) 箱根町内の県管理の公衆トイレを温便座にすること。
- 15) 芦の湖湖尻地区の湖水沿岸に設置されている木道の改修をすること。

## 日本共産党神奈川県議会議員団

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1  
神奈川県庁新庁舎 9 階 日本共産党議員団控室  
電話：045-210-7882 FAX：045-210-8932  
ホームページ：<http://www.jcp-kanagawa.com/>  
mail：[jcp.kanakengidan@gmail.com](mailto:jcp.kanakengidan@gmail.com)